

おだやかな心で育む水と緑のまち おんが

遠賀町環境基本計画

(中間見直し)



平成29年3月
福岡県 遠賀町

はじめに

遠賀町では、平成 22 年度に「遠賀町環境基本条例」を制定いたしました。翌年度には環境の保全に関する施策の基本となる「遠賀町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」と定め、その実現に向けて環境分野ごとに目標を掲げました。



これらの目標を達成するため、基本的な施策に加え、主要プロジェクトを設定し、多くの皆さまのご協力のもと、計画を進めてきました。その取り組みの結果、順調に事業が進み完了となった施策も増え、また、近年再生可能エネルギー設備やハイブリッド車の普及など、エネルギー問題への関心も高まっており、本町の環境を取り巻く状況の変化に対応するため、今回、計画の一部見直しをおこないました。

今回の見直しでは、本計画の根幹となる環境像や環境分野ごとの目標は据え置き、本町の現状を分析し、現在までの成果と反省を踏まえ、より効果的で将来にかけて必要な施策となるよう変更を行っています。

より複雑化していく環境行政に対応していくため、自然環境の保全を図りつつ循環型社会の構築をおこない、持続可能な社会としていくため、住民の皆さまや事業者の皆さまとともに計画を推進して参りたいと思いますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました環境審議会委員の皆さま、貴重なご意見をお寄せ頂きました皆さま、ご協力を頂きましたすべての皆さまに心から御礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

遠賀町長 原田 正武

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の位置付け	2
2 対象とする地域と環境	3
3 計画の期間	4
4 計画の構成	5

第2章 望ましい環境像と目標

1 遠賀町の概況	8
2 計画の評価	10
3 望ましい環境像	17
4 環境目標	19
5 施策体系	20
6 各主体の役割	21

第3章 基本的な施策

1 里地・里山を守り、育てます	24
2 循環型・低炭素型社会を創ります	32
3 環境に優しい、おだやかな心を育みます	45

第4章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理	55

資料編

1. 策定の経緯	2
2. 遠賀町環境基本条例	3
3. 遠賀町環境審議会規則	5
4. 遠賀町環境審議会委員名簿	6
5. 住民アンケート調査結果	7
6. 事業所アンケート調査結果	25

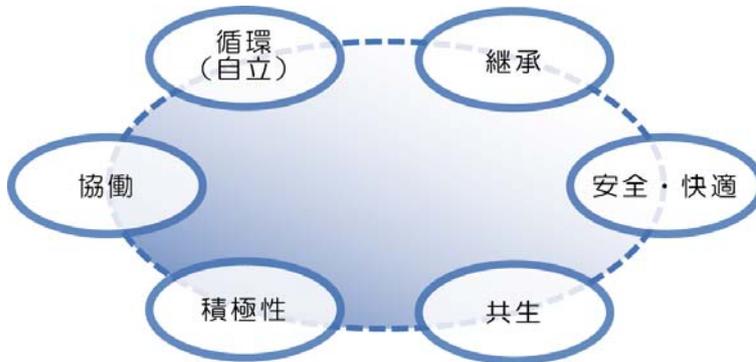
第1章

計画の基本的考え方

1 計画の位置付け

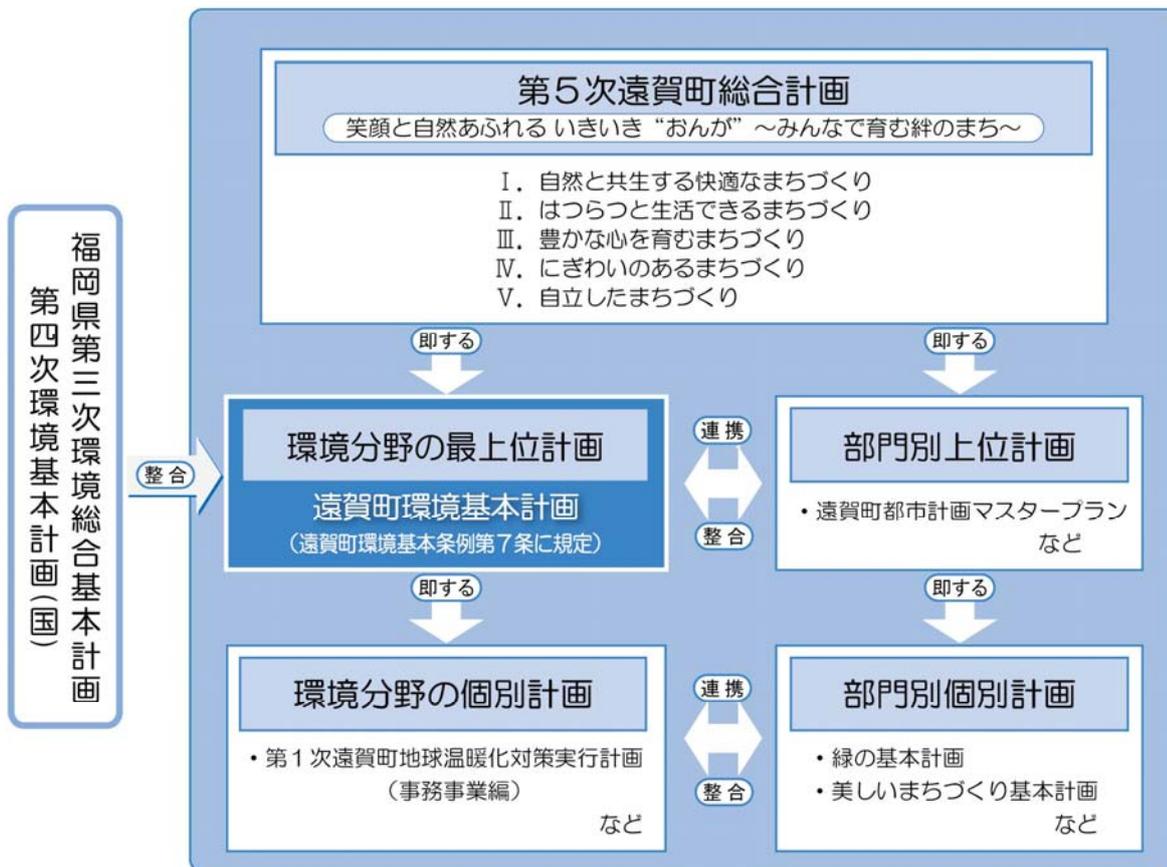
本町では、現在及び将来の住民が、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とした、遠賀町環境基本条例(以下、「条例」という。)を平成 22 年 3 月 25 日に制定しました。

条例第 2 条では、環境の保全は次の 6 つの基本理念(キーワード)に基づき行わなければならないとしています。



■6つの基本理念(キーワード)

遠賀町環境基本計画は、条例第 7 条に規定された計画であり、第 5 次遠賀町総合計画を上位計画とした、環境分野における最上位計画です。



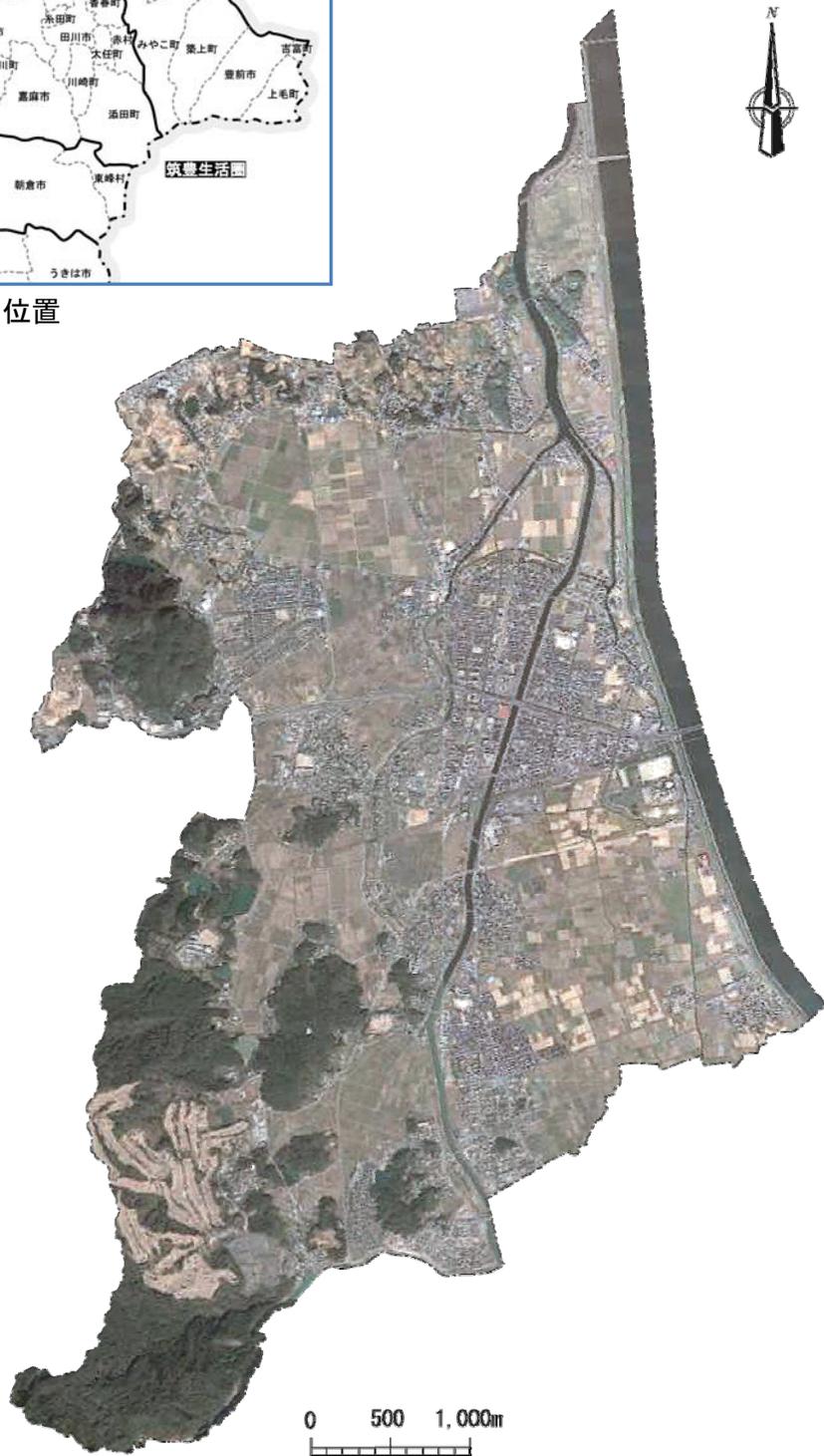
■計画の位置付け

2 対象とする地域と環境

計画の対象地域は、遠賀町全域とします。



■遠賀町の位置



■遠賀町全域(航空写真)

[資料: Google Earth]

また、計画の対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制の領域とします。

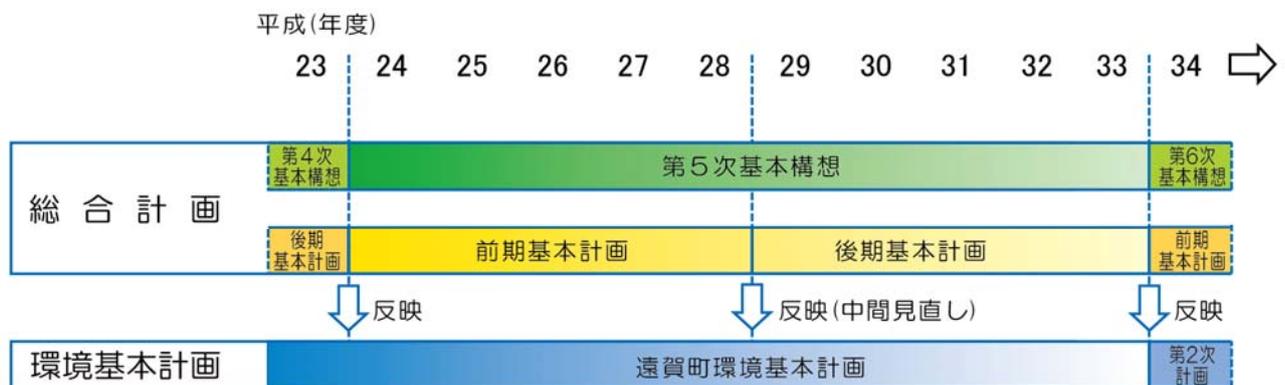
<環境分野>	<主な環境の要素>
自然環境	植生・植物、動物、生態系、自然景観 等
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、廃棄物、化学物質 等
快適環境	まちなみ、みどり、水辺、公園・緑地 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、省エネルギー、再生可能エネルギー 等
環境保全体制	環境関連条例、行政組織、伝統文化の継承等を含む環境教育・学習 等

3 計画の期間

遠賀町は、自然的・社会的条件に応じた環境保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進していくために、平成 23 年 3 月に「遠賀町環境基本計画」を策定し、中間年度となる平成 28 年度には、計画の中間見直しを行いました。

当初の計画では、目標年次を平成 32 年度までとじていましたが、第 5 次遠賀町総合計画の改定時期との整合を図るため、本計画の期間は、平成 33 年度までとします。

本計画は毎年点検・評価を行いながら、平成 33 年度には改定をしますが、予期しない社会経済状況等の変化が生じた場合には、その変化の程度や状況等に応じた改定を検討します。



■計画の期間

4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画の位置付け
2. 対象とする地域と環境
3. 計画の期間
4. 計画の構成

第2章 望ましい環境像と目標

1. 遠賀町の概況
2. 計画の評価
3. 望ましい環境像
4. 環境目標
5. 施策体系
6. 各主体の役割

第3章 基本的な施策

1. 里地・里山を守り、育てます
2. 循環型・低炭素型社会を創ります
3. 環境に優しい、おだやかな心を育みます

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

おだやかな心で育む
水と緑のまち おんがし



～ 桜の季節（木守） ～



第2章

望ましい環境像と目標

1 遠賀町の概況

(1) 沿革

本町は、古代遠賀川式農耕文化の発祥の地として重要な位置を占めていました。当時は、船が唯一の交通機関であり、鬼津舟郷山付近には船着場があったとみられ、水上交通の要所として利用されていたことがうかがえます。江戸時代に入って新田開発が積極的に進められ、今日の肥沃な田園地帯が作られるとともに、温かい人情や風土に育まれた文化が生まれました。

明治 22 年 4 月に市町村制が敷かれ、浅木村と島門村が誕生し、その後、昭和 4 年 4 月に 2 つの村が合併し遠賀村となりました。当時は、農業が主要な産業でしたが、北九州市の発展に伴う就業構造の変化により、農村としての形態や様相も変化し始めました。また、一時期炭坑の開抗により人口が増加しましたが、エネルギー革命後、人口は再び減少し始めていきました。

このような中、昭和 39 年に町制施行を行い、現在の遠賀町が誕生しました。その後、住宅団地が造成され、現在では農村のゆとりと北九州市近郊の都市の活力をあわせ持つ生活都市として発展を遂げています。

(2) 位置と地勢

本町は、霊峰英彦山を源流に持つ遠賀川の下流に位置し、東西約 5km、南北約 9km に広がり、総面積 22.15km² を有しています。

町域は、北に芦屋町、東に遠賀川を挟んで水巻町、西に岡垣町、南に中間市及び鞍手町と接し、北九州都市圏に属する遠賀郡の中心に位置します。

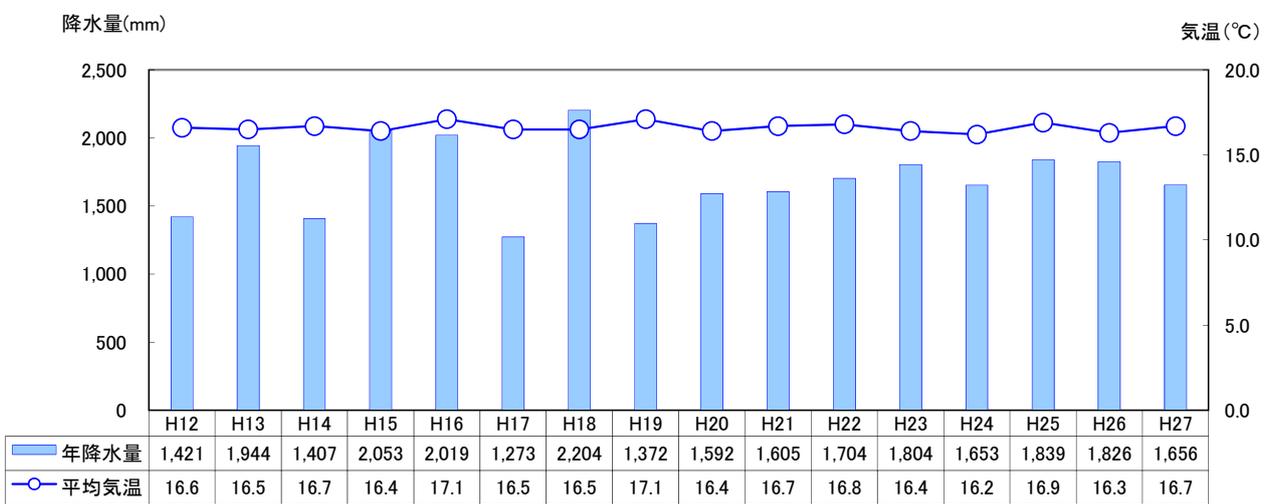
また、本町は町域の 7 割を平坦地が占め、遠賀川の下流部に位置することから、潮の干満の影響を受けやすい地形です。西端部には南北に遠賀山系が連なり、西川、戸切川等が北東に流れ、遠賀川と合流して響灘に注いでいます。



(3) 気象

本町に最も近い福岡管区気象台八幡観測所の気象データによると、16年間(平成12年～平成27年)の年平均気温は16.6℃で、年平均降水量は1,710.7mmとなっています。また、年間を通して南南西の風が多くみられます。

■年降水量と平均気温の推移

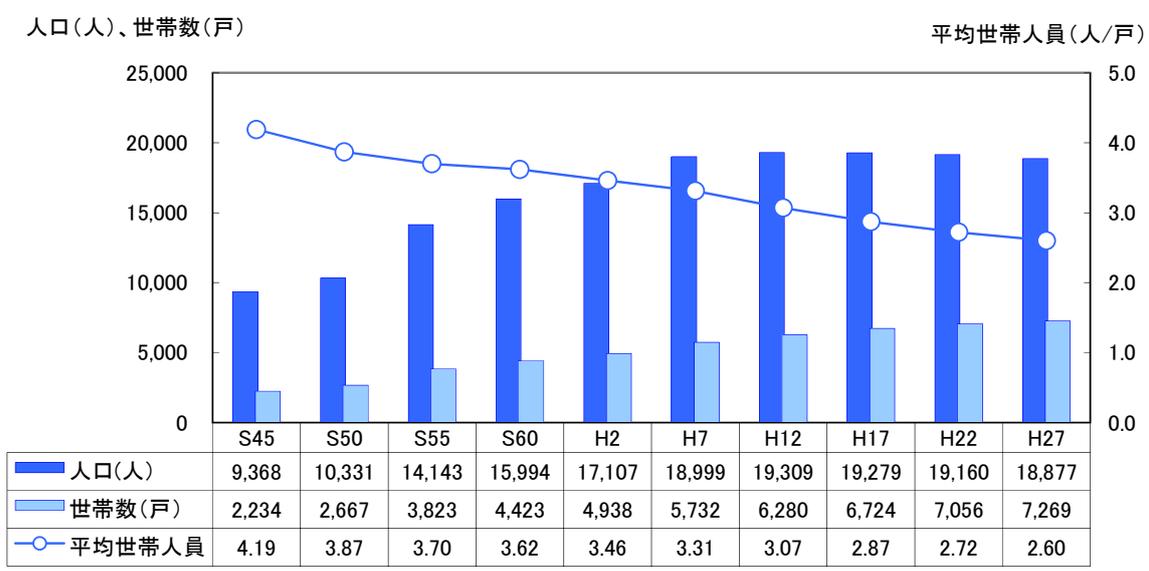


[資料:気象庁(気象統計情報)]

(4) 人口

本町の人口は、昭和40年代より増加傾向が強くなり、平成12年までは増加していましたが、その後はやや減少傾向にあります。また、世帯数の増加に伴い、平均世帯人員は減少傾向にあります。

■遠賀町の人口推移

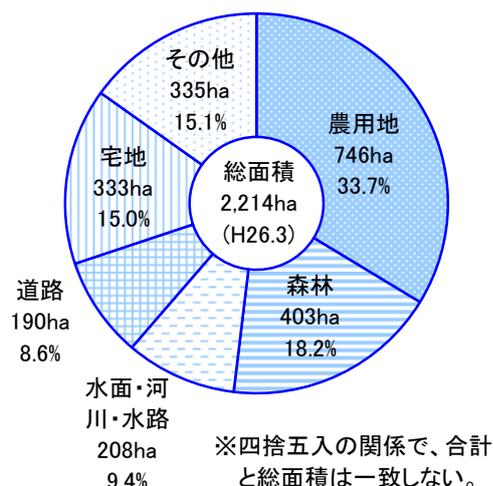


[資料:国勢調査]

(5) 土地利用

本町の総面積 2,214ha のうち、農用地が 33.7%と最も多くを占めています。次いで、森林が 18.2%、宅地が 15.0%、水面・河川・水路が 9.4%、道路が 8.6%となっています。平成 21 年度の都市計画基礎調査では、宅地は 326ha (14.7%)と約 7ha 増えており、農用地は 752ha(34.0%)と 6ha 減少しています。

■土地利用区分面積



[資料:遠賀町都市計画基礎調査(H26年3月)]

2 計画の評価

(1) 住民の評価

計画の見直しにあたって、平成 28 年度に実施した住民アンケート調査(以下、「住民アンケート調査」という。)では、当初の計画で掲げていた 35 施策についての満足度と重要度を聞きました。この結果より平均点を算定し、平成 22 年に実施した遠賀町コミュニティ活動活性化調査(以下、「前回調査」という。)で聞いた町の取り組みに対する満足度と重要度の平均点と比較しました。

■平成 28 年度の住民アンケート調査の実施概要

項目	内容
調査期間	平成 28 年 7 月 22 日～8 月 10 日
調査対象	20 歳以上の住民 1,000 人(無作為抽出)
回収率	42.0%

※住民アンケート調査結果の詳細内容は資料編に示します。

全体の傾向として、前回調査と同様に全ての施策が重要と認識されており、満足度は前回に比べ高くなっています。

施策ごとにみると、前回調査で満足度が低かった河川のきれいさや水辺の景観に関連する施策については、住民アンケート調査結果でも「安全で親しみやすい水辺の整備」、「プレジャーボート不法係留対策」への満足度が低くなっています。西川のプレジャーボート不法係留については、撤去が進んでいる(右頁の写真参照)にも関わらず、満足度は上がっていない状況です。



■西川下流域(平成 22 年度)
多数のプレジャーボートが不法係留されている西川の下流域。



■西川下流域(平成 28 年度)
不法係留プレジャーボートはほとんど片付いている。

一方、「水質の継続的な測定」、「公共下水道や農業集落排水事業等による河川水質の浄化推進」は、満足度が平均点より高くなっています。本町では、年に 2 回河川と湖沼の水質を測定しています。公共下水道についても整備が進んでおり、平成 27 年度末の汚水処理人口普及率は平成 21 年度より約 7% 増の 95.7% となっています。そういった町の取り組みが住民の満足度に反映されていると考えられます。

また、前回調査では緑や自然の豊かさへの満足度が高かったことに対して、住民アンケート調査結果では「緑豊かな都市景観の形成」、「自然とふれあう場や機会の提供」に対する満足度が低くなっています。

ごみのリサイクルに関する施策は、前回調査と住民アンケート調査の結果、ともに満足度が高くなっています。

(2) 「基本的な施策」の実施状況

庁内関係各課により、当初の計画の基本的な施策の実施状況を調査した結果、35 施策のうち、30 施策が実施されています(実施率約 86%)。関係各課のヒヤリング結果を踏まえ、施策の見直しを行います。また、実施状況が「○」となっているにも関わらず住民の満足度が低い施策については、町の取り組みを住民に周知していく必要があります。

■基本的な 35 施策の実施状況

環境目標	施策の方向性	基本的な施策(要約)	実施状況※1	施策の数	実施数	実施率	住民アンケート調査結果※2	
1 里地・里山を守り、育てます	(1) 農地や森林を守り、育てます	①農地や森林を維持管理する協働によるしくみづくり	○	2	1	50%	III	
		②鳥獣害対策と動物の生息空間づくり	△				III	
	(2) 多様な生態系を守ります	①土地利用の適切な規制と適正な誘導	△	3	1	33%	II	
		②希少な動植物の保全と特定外来生物の防除対策	△				II	
		③環境保全型農業の推進	○				III	
	(3) 身近な緑や水とふれあえる場や機会を創ります	①自然とふれあう場や機会の提供	○	4	3	75%	III	
		②定期的な自然観察会等の開催	○				III	
		③緑豊かな都市景観の形成	○				II	
		④安全で親しみやすい水辺の整備	×				II	
	2 循環型・低炭素型社会を創ります	(1) ごみ減量とリサイクル活動を推進します	①ごみ減量とリサイクル活動の推進	○	8	8	100%	I
			②不法投棄に対する防止体制の構築	○				II
			③町が率先して行う環境負荷の削減	○				II
④生ごみの自己処理による堆肥化の推進			○	IV				
⑤レジ袋の削減等、リデュース活動の推進			○	I				
⑥リユース、リサイクル活動の推進			○	I				
⑦定期的な清掃活動の推進			○	I				
⑧一般廃棄物多量排出事業所への指導			○	I				
(2) 地球温暖化対策を推進します		①町が率先して行う温室効果ガスの削減	△	6	5	83%	III	
		②平坦な地形を活かした自転車利用の促進	○				III	
		③マイカー利用の抑制	○				III	
		④家庭における省エネルギー活動の促進	○				IV	
		⑤新エネ設備の導入支援と公共施設への導入	○				IV	
		⑥低公害車の普及促進	○				III	
(3) 生活環境を守ります		①光化学オキシダント対策	○	5	5	100%	II	
		②ごみの野焼き防止のための啓発・指導	○				II	
		③水質等の継続的な測定	○				I	
		④河川水質の浄化推進(公共下水道事業や農業集落排水事業等)	○				I	
	⑤西川等のプレジャーボート不法係留対策の推進	○	II※3					
3 おだやかな心を育みます	(1) 固有の歴史や文化を伝えます	①地域の芸能・行事の継承	○	2	2	100%	IV	
		②歴史・文化に関する学習機会の提供	○				IV	
	(2) 環境教育・学習を進めます	①家庭や地域、学校における環境啓発活動の推進	○	2	2	100%	IV	
		②モラル向上のための啓発	○				II	
	(3) 環境保全活動を支援します	①環境保全活動のネットワーク化の推進	○	3	3	100%	IV	
		②事業者の環境マネジメントシステムの取得促進	○				III	
		③協働による計画推進のための体制づくり	○				III	
計				35	30	86%	—	

※1: ○:概ね実施している。△:一部実施している。×:実施していない。
 ※2: 左頁のグラフの第1~4象限(I~IV)を示す。平成28年度に実施した住民アンケート調査において、当初の計画の施策についての満足度と重要度を聞き、相対的に比較した結果で、各象限は下記のとおり分けられる。
 I:満足度が高く、重要度も高い。
 II:満足度が低く、重要度は高い。
 III:満足度が低く、重要度も低い。
 IV:満足度が高く、重要度は低い。
 ※3: 住民アンケート調査結果では、満足度が低くなっているが、西川のプレジャーボートは、遠賀町域では約9割が片付いている状況である。
 ※現状と住民アンケート調査結果は、必ずしも一致するとは限らない。

(3) 主要プロジェクトの実施状況

庁内関係各課により、当初の計画に掲げていた主要プロジェクトの実施状況を調査した結果、全ての施策が実施されています。

「SATOYAMA(里山)」管理プロジェクトにおけるオニバス再生プロジェクトについては、取り組みを継続して進めてきたことにより、近年開花が見られ、一定の成果が得られました。また、里地里山部会を設置し、竹の伐採を利用した竹炭の試作を行ってきましたが、実験の結果、竹炭としての有効利用は、取り組みが困難であることが判明しました。以上のことから、里山に関する主要プロジェクトとしての位置づけは終了し、今後も基本的な施策の中(27 頁①～③等)で継続可能な施策を推進することとします。

「遠賀コミチャリ」推進プロジェクトについては、社会実験として役場と駅前サービスセンターで貸出・返却などを行いましたが、貸出件数が非常に少なく、平成 27 年度に事業を終了しました。

環境に優しい「心」育成プロジェクトでは、小学校の児童を対象にしたダンボールコンポスト利用講座を県と連携して推進しています。また、おながこどもまつりでは地球温暖化防止に関する啓発活動等を行っており、地域と連携した清掃活動も展開しています。以上のことから、環境教育に関する主要プロジェクトとしての位置づけは終了し、今後も基本的な施策の中(47 頁①、50 頁①・③等)で継続して推進することとします。

■主要プロジェクトの実施状況

主要プロジェクト	施策	実施状況	実施内容	施策の数	実施数	実施率
1 「SATOYAMA(里山)」管理プロジェクト	●蟹喰池オニバス再生プロジェクトの継続と検証	○	アオミドロ、栽培スレインの除去作業	5	5	100%
	●町民、住民団体等との連携による「SATOYAMA」管理プロジェクトチームの結成	○	環境協働推進組織に里地里山部会を設置			
	●福岡県環境森林税の活用による多面的機能の確保	○	環境森林税の活用の検討			
	●竹林活用アイデアの募集と実施	○	水路等の水質浄化に利用する竹炭を試作			
	●環境保全型・資源活用型農業の具体的な推進	○	れんげの緑肥を活用			
2 「遠賀コミチャリ」推進プロジェクト	●法的課題の解決に向けた検討	○	放置車両の告示、TS保険で、所有権と補償を検討	3	3	100%
	●社会実験を踏まえた不法投棄自転車や放置自転車を有効に活用するためのシステムの検討	○	役場と駅前サービスセンターで貸出・返却を実施			
	●自転車歩行者道や駐輪場の整備等、ハード整備施策等との連携	○	遠賀川駅南口駅前広場に駐輪場を整備			
3 環境に優しい「心」育成プロジェクト	●町民や事業者等による協働推進組織の結成	○	環境協働推進組織に社会教育部会を設置	4	4	100%
	●環境教育・学習の場や機会(全町民が「環境を考える日」等の検討)の創出	○	おながこどもまつりでの地球温暖化防止の啓発			
	●環境教育・学習のための人材育成	○	県と広域連携したダンボールコンポスト利用講座			
	●家庭や学校、地域において環境を大切にする優しい心を伝えるためのしくみづくり	○	小中学校・地域連携による清掃活動			
計				12	12	100%

(4) 成果指標の達成状況

当初の計画における12件の成果指標のうち、平成28年度に把握できる実績では、達成できている項目は6件で、達成率は50.0%となっています。

目標の達成ができていない項目は、目標値の見直しを行い、今後も継続して取り組みます。達成ができていない項目については、その原因を把握し、継続して取り組むか、現状に沿った目標値の見直しを行います。

■「里地・里山を守り育てる」ための成果指標

成果指標	基準値※ ¹ (基準年)	現況値		目標値	
		現況値※ ²	達成状況	当初の目標値※ ³ (当初の目標年)	見直し方針
自然観察会等の開催回数	2回/年 (H22年度)	1回/年 (H27年度)	×	4回/年 (H32年度)	継続する。
蟹喰池のオニバスの開花数	0 (H22年度)	41 (H27年度)	○	20 (H32年度)	目標値を50に上げて継続する。

※1: 計画の策定当初(平成22年度)の現況値

※2: 中間見直し時で把握できる実績値

※3: 計画の策定当初(平成22年度)に設定した目標値

■「循環型・低炭素型社会を創る」ための成果指標

成果指標	基準値 (基準年)	現況値		目標値	
		現況値	達成状況	当初の目標値 (当初の目標年)	見直し方針
町民1人1日当たりのごみ排出量	955g/人・日 (H21年度)	962g/人・日 (H26年度)	×	871g/人・日 (H32年度)	継続する。
ごみの資源化率	24.1% (H21年度)	23.5% (H26年度)	×	25% (H32年度)	継続する。
生ごみ自己処理件数 (電動生ごみ処理機補助累積件数及びダンボールコンポスト補助累積件数)	104件 (H21年度)	累積773件 (H27年度:125件) (H27年度)	○	380件 (H32年度)	目標値を1,300件に上げて継続する。
公共施設のエネルギー消費量	28,581,430MJ※ ¹ (H19年度)	20,990,218MJ 27%減 (H26年度)	○	10%減※ ² (H29年度)	継続するが、第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)※ ³ の改定時に目標値を見直す。
エネルギー消費量	2,223,741GJ※ ¹ (H19年度)	2,050,106GJ 8%減 (H25年度)	○	5%減※ ² (H29年度)	平成33年度(本計画の目標年度)まで継続する。
公用車への低公害車の導入台数	0台 (H21年度)	累積3台 (H27年度)	○	3台 (H32年度)	目標値を4台に上げて継続する。
放置自転車回収台数	153台 (H21年度)	7台 (H27年度)	○	30台 (H32年度)	実施済で、事業としても完了しているため削除する。

※1: MJ(メガジュール)、GJ(ギガジュール): 1MJは3リットル(3kg)の水を沸騰(80℃→100℃)させる熱量で、GJはその1,000倍の熱量

※2: 平成20年度遠賀町省エネルギービジョンより

※3: 平成23年3月に策定、平成29年度に改定の予定

■「環境に優しい、おだやかな心を育む」ための成果指標

成果指標	基準値 (基準年)	現況値		目標値	
		現況値	達成 状況	当初の目標値 (当初の目標年)	見直し方針
環境学習講座等の実施開催団体数	0 団体 (H22 年度)	累積 10 団体 (H27 年度:2 団体) (H27 年度)	×	累積 25 団体 (H32 年度)	継続する。
事業者の環境マネジメントシステム取得数	5 社 (H22 年度)	累積 11 社 (H27 年度)	×	累積 15 社 (H32 年度)	継続する。
社員への環境教育に取り組む事業者の割合	37.8% ^{※1} (H22 年度)	32.3% ^{※2} (H28 年度)	×	67% ^{※3} (H32 年度)	当初の目標値は現状と乖離しているため、目標値を現状の 10% 増と見直す。

※1: H22 事業所アンケート調査結果より

※2: H28 事業所アンケート調査結果より

※3: H22 事業所アンケートで「取り組んでいる」と答えた数と「取り組んでいない」と答えた半数の和(概数)

3 望ましい環境像

遠賀町は、一級河川遠賀川の下流部の遠賀平野に位置し、町域の7割が平坦地であることから、肥沃な田園地帯が作られるとともに、温かい人情や風土に育まれた文化が生まれました。

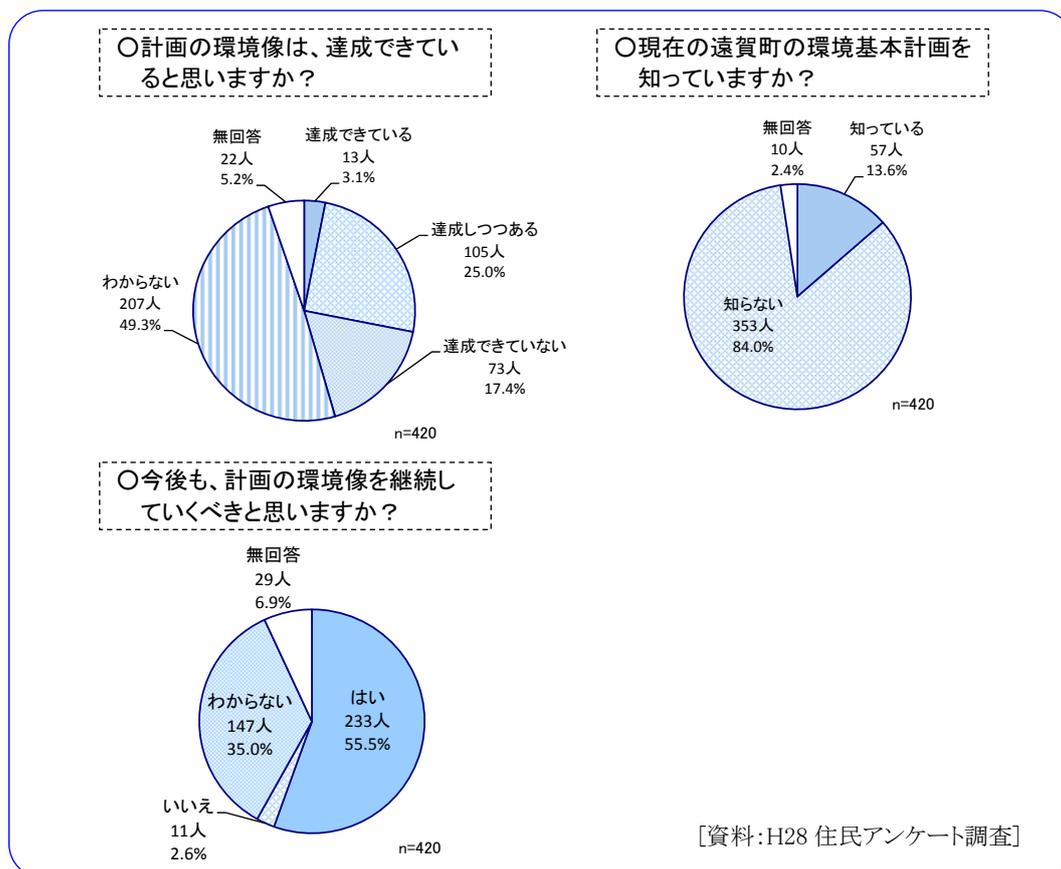
上位計画である第4次遠賀町総合計画の将来像(当初の計画の策定時(平成22年度))は、「のんびり遠賀 ～豊かな故郷をめざして～」と設定され、母なる遠賀川のように、ゆっくりと流れる様子が感じられます。策定時に実施したワークショップでは、水や川、心、緑などが将来像のキーワードとして提案されました。

このようなことから、望ましい環境像を「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」と設定しました。

その後、平成24年3月に第5次遠賀町総合計画が策定され、新たな将来像は「笑顔と自然あふれるいきいき“おんが” ～みんなで育む絆のまち～」と設定され、水や緑、遠賀川や田園風景のイメージが描かれています。

住民アンケート調査結果では、現在の環境像の達成状況を聞いた設問に対して、約5割の住民が「わからない」と答えています。さらに、現在の環境基本計画を知らない住民の割合が約84%を占めており、環境像、また計画そのものの認知度が低い状況にあります。

また、環境像が「達成できている」と答えた人の割合は約3%で、今後も現在の環境像を継続すべきとの回答が半数以上を占めていることから、現在の望ましい環境像「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」を継続し、環境像及び計画の周知にも取り組んでいきます。



おだやかな心で育む水と緑のまち おんが



4 環境目標

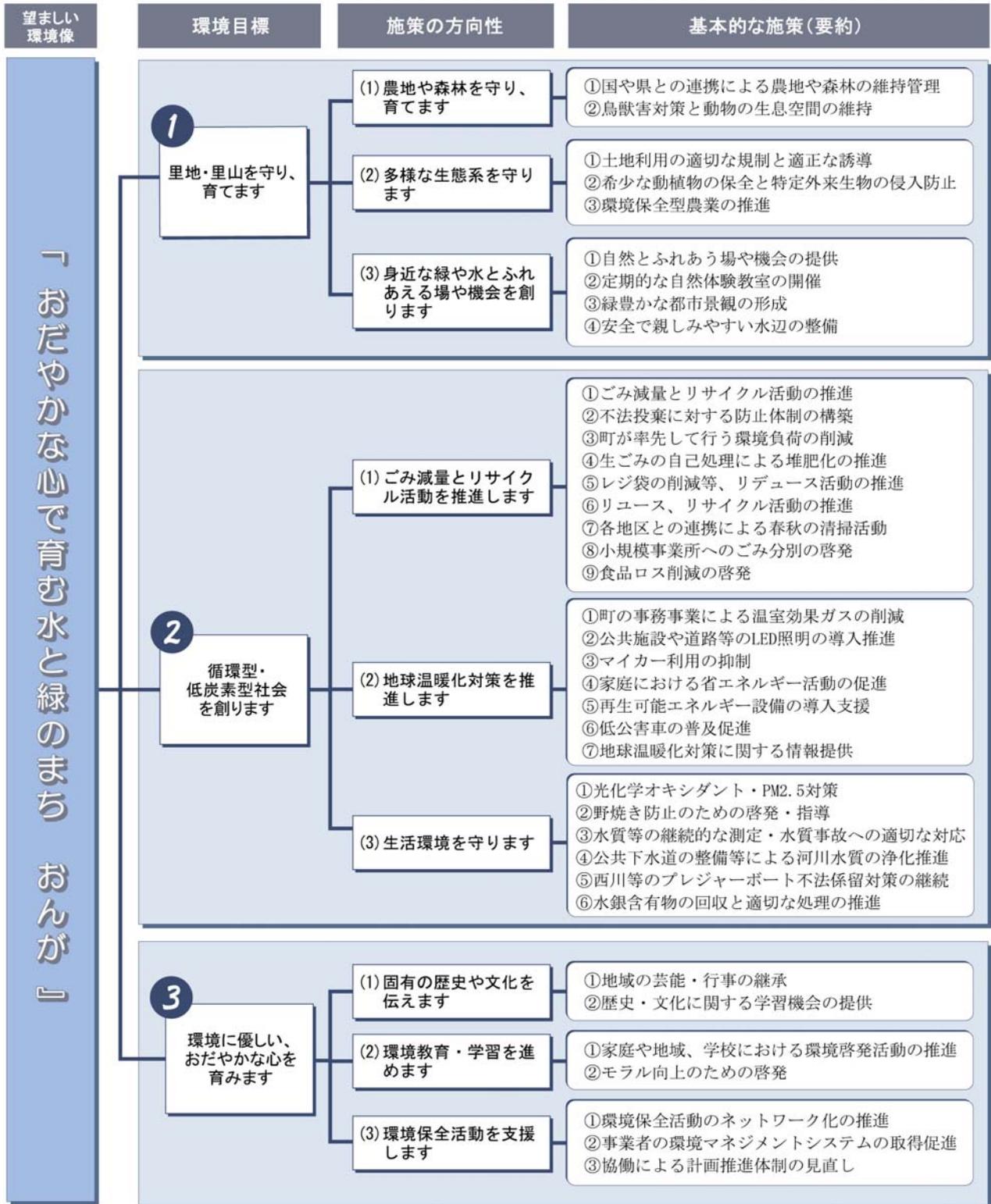
望ましい環境像である「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」を実現するためには、自然環境や生活環境などの環境分野ごとの環境目標を掲げ、実現していく必要があります。

本計画では、5つの環境分野を3つに集約し、それぞれの環境目標を以下のように設定しました。

■環境分野ごとの環境目標

環境分野	環境目標
自然環境・快適環境	<p style="text-align: center;">里地・里山を守り、育てます</p> <p>（本町の特長である河川や農地等の自然環境を保全するとともに、新たな緑や水辺の創出を図りながら、快適な環境をめざします。）</p>
生活環境・地球環境	<p style="text-align: center;">循環型・低炭素型社会を創ります</p> <p>（未来の子どもたちのために、ごみ減量やリサイクル推進、地球温暖化防止、循環型社会や低炭素型社会など、持続可能な社会づくりをめざします。）</p>
環境保全体制	<p style="text-align: center;">環境に優しい、おだやかな心を育みます</p> <p>（本町の最大の資源である、おだやかな心を持つ住民の力を最大限に引き出しながら、本町らしい環境保全体制の構築をめざします。）</p>

5 施策体系



6 各主体の役割

(1) 住民の役割

日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努め、環境の保全に自ら積極的に行動するとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(2) 住民団体の役割

それぞれの団体活動において、団体が一体となって基本理念への理解を深め、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(3) 事業者の役割

その事業活動において、再生資源など環境への負荷を低減する原材料、役務等を利用するとともに、その事業活動に係る製品等が使用されたり、廃棄されることによる環境への負荷がかからぬよう努めなければなりません。また、町が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

(4) 町の役割

住民、住民団体、事業者が実施する環境への取り組みを支援するとともに、町の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を講じて、自ら率先して環境への負荷を低減するように努め、住民等との協働によりそれを実施します。

おだやかな心で育む
水と緑のまち おんがし



～ れんげ畑（上別府） ～



第3章

基本的な施策

1 里地・里山を守り、育てます

(1) 農地や森林を守り、育てます

1) 現況と課題

本町の土地利用状況は、農用地が 33.0%、森林が 18.2%を占めるなど、約 5 割が自然的土地利用となっています。

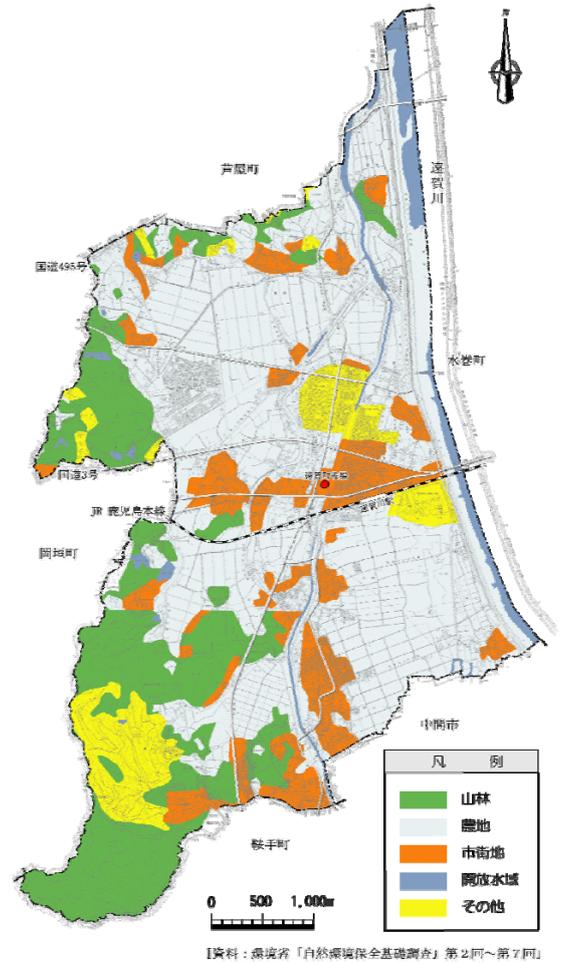
本町は、豊富な水資源や平坦な地形等の恵まれた自然的条件により、古くから農業やその後地である里山の維持管理が行われてきました。

農地や森林、水辺等の自然的空間は、私たちの生活を営む上で重要な役割を果たしているだけでなく、動植物の生息生育空間としても重要であるため、その維持、管理、保全が必要です。

しかし、近年では農業就業人口や農業産出額、耕地面積はいずれも減少傾向にあり、耕作放棄地の増加や竹林の繁茂等による森林の荒廃等による鳥獣害の被害等が課題として指摘されています。町内ではイノシシによる水稻の被害が発生しており、電気柵や網の設置等による防止対策を行っています。さらに近年では、シカやアナグマ等の目撃情報もあり、隣接する市町との情報交換を行いながら、迅速に対応していく必要があります。

2) 基本的な施策

- ①国や県との連携のもと、農地や森林の維持管理の促進に努めます。
- ②農作物等に被害を及ぼすイノシシ等の鳥獣害対策を行うとともに、動物の生息空間を維持しながら、自然との共生を図ります。



【資料：環境省「自然環境保全基礎調査」第2回～第7回】

■土地利用図

町全域に農地が広がり、西側が山林となっている。



■町西側の農村集落

水田利用はされているが、山林には竹林が繁茂している。

(2) 多様な生態系を守ります

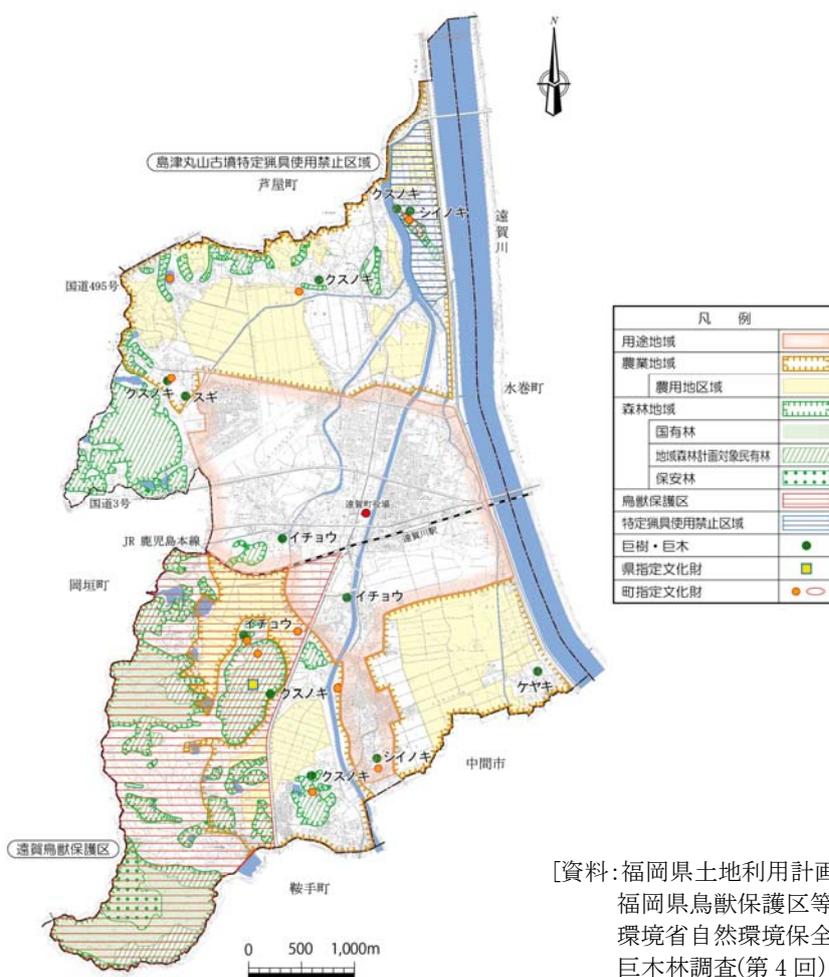
1) 現況と課題

土地利用に関する法規制等の状況として、自然保全地域や自然公園地域は存在しませんが、鳥獣保護区や保安林等が指定されている地域がありますので、それぞれの根拠法に基づき、無秩序な開発の規制や適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

福岡県の希少野生生物(2011・2014)によると、本町には17種の希少種が確認されています。これら希少種の生育生息空間である水辺や緑地等の自然的空間を保全するとともに、希少種の生育生息環境を脅かすことにつながる外来種への対策が必要です。

蟹喰池のオニバスは、絶滅危惧種で町指定文化財でもありますが、近年開花が見られるようになってきました。今後も、生育環境の改善等の取り組みを推進していく必要があります。

また、町では農業において、国の助成制度を活用し、れんげの緑肥を利用した減農薬減化学肥料栽培を推進しています。農薬や化学肥料を適正に使用することは、これらの生き物の生息環境を保全するだけでなく、私たち人間にとっても安全・安心な食の供給につながるため、環境保全型農業への積極的な取り組みが必要です。



[資料:福岡県土地利用計画図(平成23年) 福岡県鳥獣保護区等位置図(H27) 環境省自然環境保全基礎調査、巨樹・巨木林調査(第4回)GISデータ]

■法適用現況図

町西側の山林等に保安林や鳥獣保護区が指定されている。

■希少な植生・植物

分類名	和名	福岡県カテゴリー(2011)	国カテゴリー
維管束植物	ウマスゲ	絶滅危惧 I A類	-
	オニバス	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II 類(VU)
	スジヌマハリイ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II 類(VU)
	ノウルシ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧(NT)

■希少な動物

分類名	和名	福岡県カテゴリー(2014)	国カテゴリー
貝類	オオクイロカワザンショウ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I 類(CR+EN)
	ヒナタムシヤドリカワザンショウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧(NT)
	マメタニシ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II 類(VU)
魚類	カワアナゴ	準絶滅危惧	-
	サケ	野生絶滅	-
	シマヒレヨシノボリ	情報不足	準絶滅危惧(NT)
	ニホンウナギ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I B 類(EN)
	メダカ(ミナメダカ)	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類(VU)
甲殻類 その他	ハマガニ	準絶滅危惧	-
	ベンケイガニ	準絶滅危惧	-
昆虫類	キイトンボ	準絶滅危惧	-
	ナガミズムシ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧(NT)
	ミズカマキリ	準絶滅危惧	-

[資料:日本レッドデータ、福岡県レッドデータブック]



■蟹喰池(平成 22 年)
セイヨウスイレン(外来種)が池面を覆っていた。



■蟹喰池のオニバス(平成 27 年)
平成 22 年よりオニバス再生プロジェクトをスタート。近年、また開花が見られるようになっている。
大きいもので直径が 1m を超える(絶滅危惧 I B 類(福岡県)、町指定文化財)。



■メダカ(ミナミメダカ)



■ニホンウナギ



■ハマガニ



■キイトンボ



■ミズカマキリ

[写真出典:一般財団法人九州環境管理協会フィルムライブラリー]

2) 基本的な施策

- ①土地利用関連法等に基づく土地利用の適切な規制と適正な誘導を行い、農地や森林、河川等の自然景観を保全します。
- ②蟹喰池がにはみいけのオニバスなど、希少な動植物の保全を図るとともに、在来種に与える生態系への影響を考慮した自然環境の保全に努め、特定外来生物の侵入拡大を防止するための啓発を行います。
- ③農薬や化学肥料の適正な使用、れんげ等の景観作物の活用など、環境保全型農業を推進します。

◆町内でアリゲーターガーを捕獲！

平成 26 年 1 月、曲手排水機場点検のため水を抜いた沈砂槽で、体長 116cm のアリゲーターガーが発見、捕獲されました。

アリゲーターガーは、本来北アメリカに生息している鋭い歯を持つ肉食性の魚で、日本では特定外来生物※に指定される見込みです。

野外に放たれたり、逃げ出した外来生物は、放置しておくとは分布を拡大しながら、在来種(その土地に元からいた生物)の生息・生育を脅かしたり、農林水産業に被害を及ぼすなど、様々な被害を及ぼすおそれがあります。



■アリゲーターガー

平成 26 年 1 月曲手排水機場で捕獲されたアリゲーターガー。

一度放たれた外来種を駆除する事は容易ではありません。もし、ペット用などで輸入された外来生物が飼育できなくなっても、野外に放すことは絶対にやめましょう。いったん飼いだめた生き物・育てた植物は、責任をもって大切に管理しないとけません。

※特定外来生物とは？

もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来生物と言います。その中には、野外に放されると問題を引き起こすものがあります。特に影響のある種類については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称：外来生物法)」により「特定外来生物」に指定され、飼うことや育てること、放すことについて規制されています。

(3) 身近な緑や水とふれあえる場や機会を創ります

1) 現況と課題

自然とのふれあいとして、サケの放流会が行われていますが、年間の実施回数としては多くなく、参加人数等の増加には限界があります。住民アンケート調査結果では、地域の自然観察会に参加していない人の割合が80%を占め、そのうち、今後は参加したい人の割合は32%となっています。

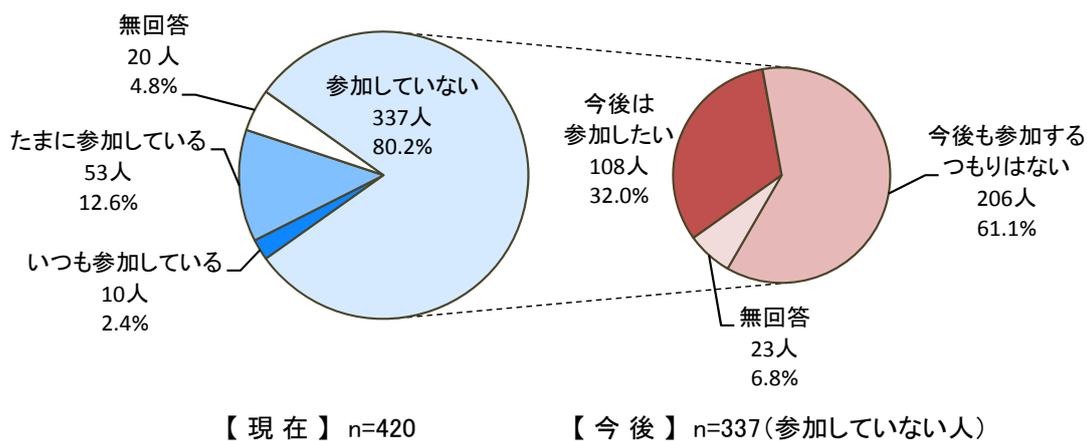
本町では、県との連携により、松の本・今古賀地区をモデル地区として、緑豊かで美しいまちづくりのための景観整備事業を推進してきました。

身近な緑や水辺、生き物等の自然とふれあうことは、私たちの心に癒しとゆとりを与え、おだやかで心地良い気持ちにしてくれるため、そのような場や機会を創り出していく必要があります。



■サケの放流会
子どもたちの手によって、毎年サケの放流を行っている。

■自然観察会や自然保護活動の参加状況



[資料:H28 住民アンケート調査]

2) 基本的な施策

- ①サケの放流会の支援など、自然とふれあう場や機会の提供を行います。
- ②自然観察会や青少年自然の家のプログラム等を活用し、自然体験教室を定期的を開催します。
- ③公園や街路樹などの樹種は、景観に配慮し、本町の気候風土に合ったものを選定するなど、緑豊かな都市景観の形成を図ります。
- ④安全で親しみやすく、生態系に配慮した水辺の整備を図ります。



■今古賀中央公園

JR 鹿児島本線に隣接する開放感あふれる公園。芝生が広がり多目的な利用ができる。

(4) 各主体の取り組み

里地、里山を守り、育てるため、町の実施する基本的な施策に対し、次のような取り組み等を協働により推進します。

主体	取り組み例
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会等に参加する。 ・農業体験などの地域活動に参加する。 ・庭木や生垣等のまちの緑を増やす。
住民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な自然観察会等を企画、運営する。 ・自然観察ガイドを行うとともに、自然環境データの蓄積を図る。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金や人的支援、機械の貸出等、自然環境保全活動を支援する。 ・企業の社会貢献として環境保全活動に積極的に協力、参加する。

(5) 「里地・里山を守り育てる」ための成果指標

成果指標	基準値 ^{※1} (基準年)	現況値 ^{※2}	目標値 ^{※3} (目標年)
自然観察会等の開催回数	2回/年 (H22年度)	1回/年 (H27年度)	4回/年 (H33年度)
蟹喰池のオニバスの開花数	0 (H22年度)	41 (H27年度)	50 (H33年度)

※1:計画の策定当初(平成22年度)の現況値

※2:中間見直し時の実績値

※3:中間見直し時の進捗状況を踏まえて再設定した目標値

2 循環型・低炭素型社会を創ります

(1) ごみ減量とリサイクル活動を推進します

1) 現況と課題

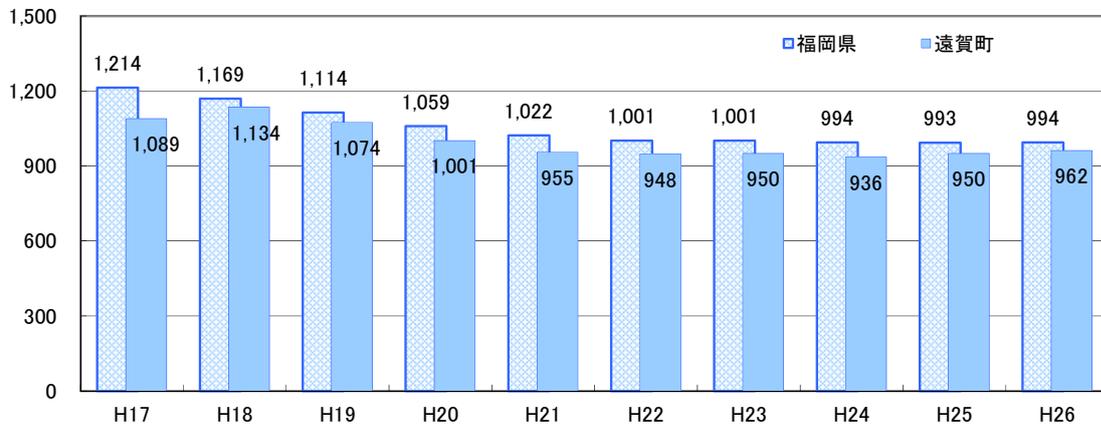
住民1人1日当たりのごみ排出量は、県民1人1日当たりのごみ排出量よりは低くなっていますが、平成24年度以降増加傾向にあります。

また、集団回収量は平成21年以降減少しており、3R^{*}を基本とした循環型社会の実現に向けたさらなる取り組みが必要となります。

資源化率はほぼ横ばいで推移しているものの、平成19年以降は県の資源化率を上回っています。

■住民1人1日当たりのごみ排出量

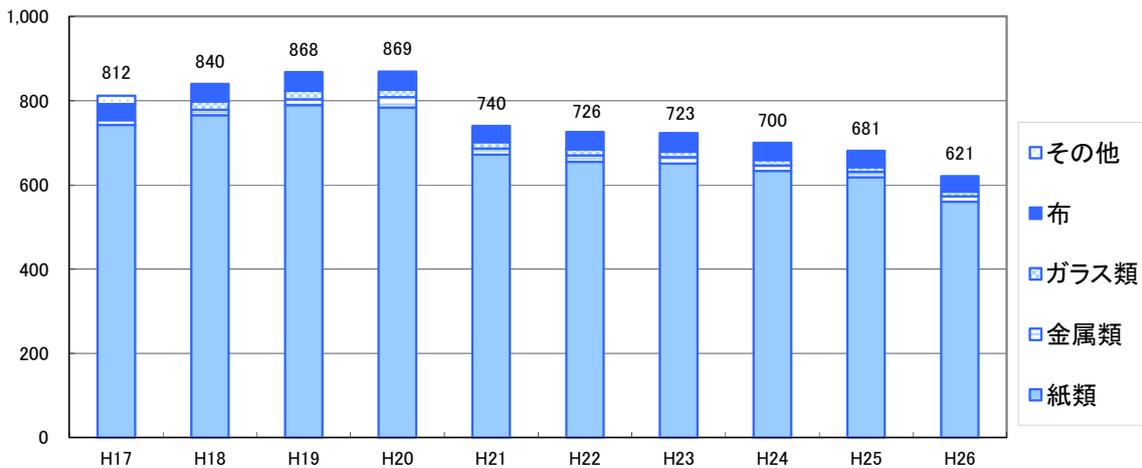
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)



[資料:福岡県環境白書、福岡県における一般廃棄物処理の現況]

■集団回収量

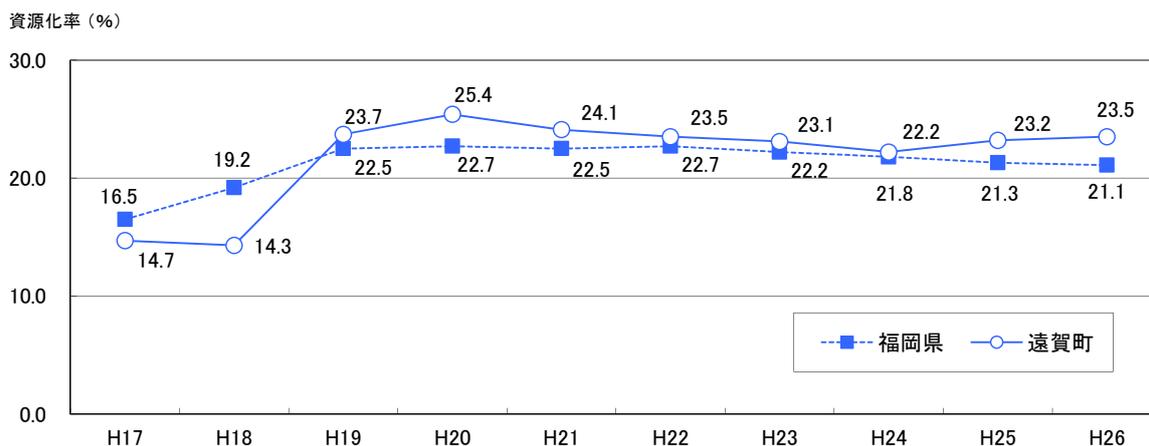
(t)



[資料:福岡県における一般廃棄物処理の現況]

※3R: Reduce(リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)の3つの頭文字をとった略称で、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

■資源化率



[資料:福岡県における一般廃棄物処理の現況]

2) 基本的な施策

- ①一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量とリサイクル活動を推進します。
- ②不適正排出については、周辺住民と一体となって指導・啓発を行い、不法投棄対策については、周辺自治体や住民等との連携による防止体制を構築します。
- ③グリーン購入の推進など、町が率先して環境負荷の削減に取り組みます。
- ④生ごみ処理機やダンボールコンポスト等の購入補助により、生ごみの自己処理による堆肥化を推進します。
- ⑤マイバッグ運動によるレジ袋削減といった、ごみをつくらない、大事に使い切るなどのリデュース活動を住民や事業者と連携して推進します。
- ⑥フリーマーケット等のリユース活動や使用済み食用油、紙類を中心とした資源ごみの集団回収等のリサイクル活動を推進します。
- ⑦各地区との連携により、春秋の地区清掃活動を推進します。
- ⑧小規模事業所等に、ごみの分別の啓発を図ります。
- ⑨県の「食べ残しをなくそう 30・10 運動」に賛同し、食品ロス削減の啓発を推進します。



■拠点回収ボックス

役場前に設置している拠点回収ボックス。

◆食べ残しをなくそう30・10（さんまる・いちまる）運動

日本国内では、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、あるいはまだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が、国民一人当たり、毎日、おにぎり1～2個分(年間では、約1億2,730万人×136g×365日=632万トン)発生しているといわれています。

飲食店から排出される食品ロスの約6割がお客様の食べ残しといわれています。食べ物を無駄に捨てることは、もったいないだけでなく、ごみの排出量を増やすなど環境負荷を増大させてしまいます。

福岡県では、懇親会等に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう30・10運動」について呼びかけています。

<30・10運動とは?>

1. 食べられる量を注文する、食べられないものは先に伝える
2. 乾杯後30分間は席に着いて、お料理を楽しむ
3. 宴会終了10分前は席に戻って、もう一度お料理を楽しむ

**30・10運動に
(さんまる・いちまる)
ご協力ください!**

宴会中に実践してください!

まずは食べられる量を注文して、食べられないものは先に伝えましょう。

<p>宴会 はじめの 30分</p> <p>味わいタイム</p> <p>乾杯後30分はでき立ての料理を楽しむ</p> <p>皆さん、30分間は食事を 楽しんでください!</p>	
<p>宴会 なかば</p> <p>楽しみタイム</p> <p>全員でおしゃべりとお酌で、親睦を深める</p> <p>皆さん、仲良く楽しく おしゃべりしましょう!</p>	
<p>宴会 おわりの 10分</p> <p>食べきりタイム</p> <p>お開きの10分前はもう一度料理を楽しむ</p> <p>皆さん、食事を残さない ようにお願いします!</p>	

家庭でできること

買い物は必要に応じて

- ・食品購入は必要な時に必要な量だけ!
- ・買い物前には冷蔵庫をチェック!



エコ・フッキング

- ・食品を無駄なく使い切る!
- ・余った料理は別の料理にアレンジ!



[資料:福岡県ホームページ]

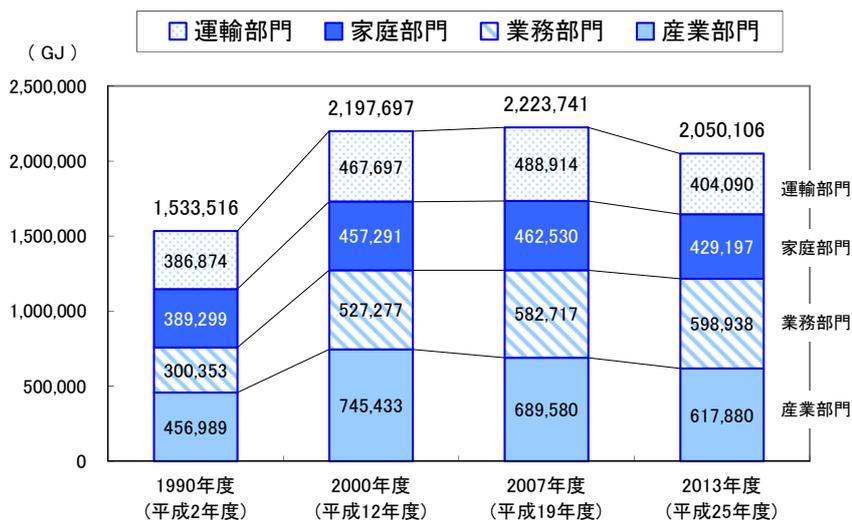
(2) 地球温暖化対策を推進します

1) 現況と課題

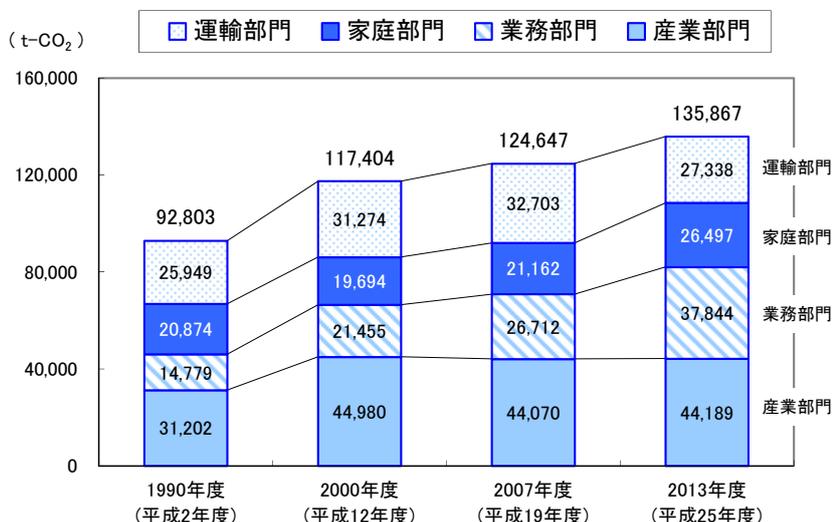
町の2013(平成25)年度のエネルギー消費量は、2007(平成19)年度比で8%減少しており、二酸化炭素排出量は9%増加しています。部門別にみると、エネルギー消費量は業務部門(事務所や店舗等、第3次産業で消費されるエネルギー量)が2007(平成19)年度比で3%増加しており、産業部門は10%、家庭部門は7%、運輸部門は17%減少しています。二酸化炭素排出量は業務部門が42%と最も増加しています。二酸化炭素排出量が増加しているのは、火力発電率の増加に伴う電気の二酸化炭素排出係数の増大によるものと考えられます。

本町は、2007(平成19)年度を基準として2021(平成33)年度までにエネルギー消費量を5%削減する目標を掲げ、2013(平成25)年度には既に8%の削減を達成しましたが、より一層の削減ができるよう、住民、事業者、行政の各主体が省エネルギーに関する取り組みを継続して実践していく必要があります。

■エネルギー消費量の推移



■二酸化炭素排出量の推移



[資料 1990(平成2)年度～2007(平成19)年度:H20年度遠賀町省エネルギービジョン
2013(平成25)年度:H20年度遠賀町省エネルギービジョンの推計方法をもとに推計]

また、本町では、平成 22 年度に地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、町が実施する事務・事業全般において排出される温室効果ガスの削減に取り組んでおり、町内 7 つの公共施設に太陽光発電設備を導入しています。

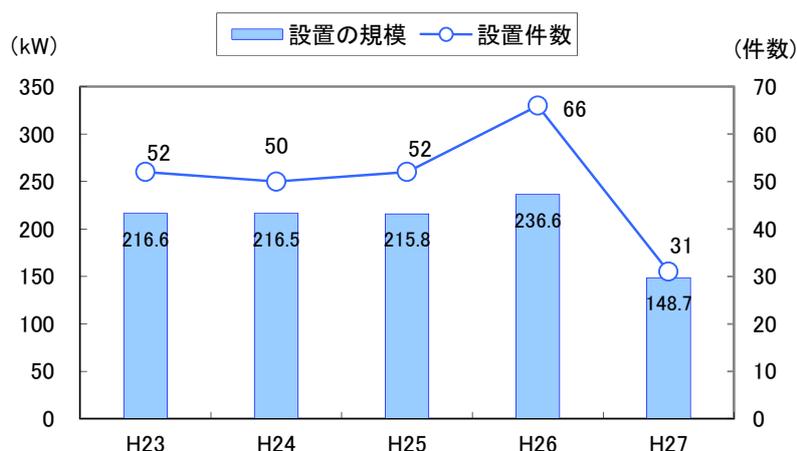
また、住民への再生可能エネルギーの普及を促進するために、家庭用の太陽光発電施設設置補助事業を実施し、設置に必要な経費の一部を助成しています。

■公共施設の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー源の種類	施設名	設置の規模	運転開始年月日
太陽光発電	遠賀町立図書館	60.0 kW	平成 13 年 2 月 13 日
	遠賀町役場	11.7 kW	平成 27 年 3 月 10 日
	遠賀中学校	15.6 kW	平成 27 年 10 月 30 日
	遠賀南中学校	13.4 kW	平成 27 年 10 月 30 日
	広渡小学校	10.4 kW	平成 28 年 2 月 22 日
	遠賀コミュニティーセンター	21.0 kW	平成 28 年 3 月 11 日
	食育交流・防災センター	5.0 kW	平成 28 年 8 月 1 日

[資料:遠賀町住民課]

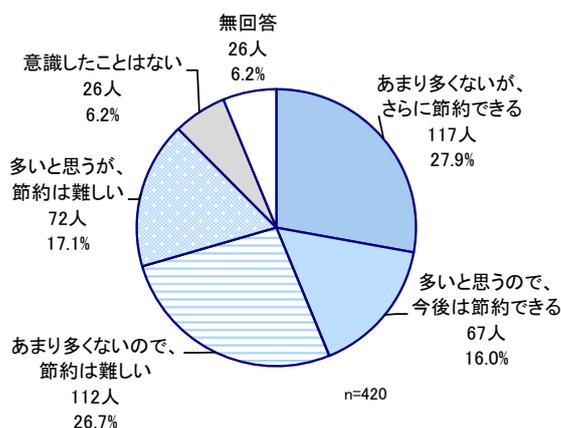
■家庭用太陽光発電施設設置補助事業の実績



住民アンケート調査結果では、現在のエネルギー使用状況と削減可能性について、エネルギー使用量があまり多くないと思う人が多く、節約ができる人、できない人がほぼ半分に分かれています。

エネルギー使用量を問わず、節約ができない人への啓発や節約できる人への支援等に取り組んでいく必要があります。

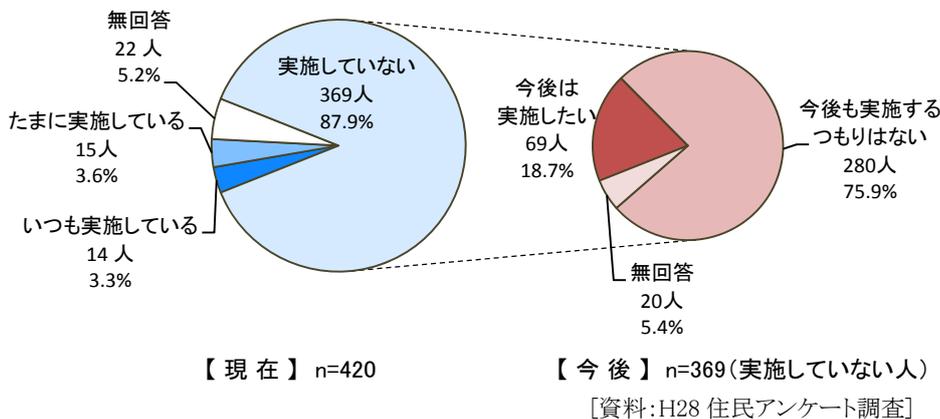
■現在のエネルギー使用状況と削減可能性



[資料:H28 住民アンケート調査]

日常生活の省エネルギーへの取り組みについて、住民アンケート調査結果では、エアコンの温度を調整する、節水に心がけるなどの節電や節水に関する実施率は高いものの、環境家計簿をつけている人の割合は7%にとどまっております。今後は実施したい人の割合もわずか19%となっております。今後、情報提供による環境家計簿の普及と省エネルギー行動の促進を図る必要があります。

■「環境家計簿をつけている」の実施状況



◆環境家計簿とは？

環境家計簿は、環境問題の中でも地球温暖化を取り上げ、家庭で楽しみながら、また家計費の節約を励みとしながら、環境保全に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫されたものです。エネルギー等のチェックにより、生活に伴う二酸化炭素の排出量が計算でき、同時に家計のチェックもできるようになっています。

エコファミリー宣言

エコファミリーとして、次の省エネ・節電に取り組むことを宣言します。

第3ステージ	第2ステージ	第1ステージ		<p>エアコン</p> <p>夏は室温28℃を心がける →年間で電気30.24kWhの省エネ 約670円の節約</p> <p>冬は室温20℃を心がける →年間で電気53.08kWhの省エネ 約1,170円の節約</p> <p>冷蔵庫</p> <p>扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎない →年間で電気43.84kWhの省エネ 約960円の節約</p> <p>風呂</p> <p>お風呂は続けて入り、追い炊きをしない →年間でガス38.20m³の省エネ 約5,270円の節約</p> <p>シャワー</p> <p>シャワーはこまめに開閉する →年間で水道4.38m³の省エネ 約1,000円の節約</p> <p>自動車</p> <p>急発進、急ブレーキの少ない運転をする(エコドライブ) →年間でガソリン29.29ℓの省エネ 約3,980円の節約</p> <p>買い物</p> <p>ごみを減らすため、買い物に行くときは、マイバッグを持参する →年間で58kgのCO₂削減</p>	<p>取組もうとする項目を チェックしよう</p> <input checked="" type="checkbox"/>
--------	--------	--------	--	---	---

○家庭の省エネ大辞典2012(一財)省エネルギーセンター、家庭でできる10の取り組み(環境省)を基に作成。
○無理のない範囲で、省エネ・節電へのご協力をお願いします。

7月
JULY

暑い暑い夏が始まる月です
夏を涼しく快適に過ごす工夫をしてみましょう!

26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	
25	26	27	28	29	30	
1	2	3	4	5	6	

今月のECOポイント
エアコンは賢く調子、賢く使う

今月のチャレンジ目標を達成しましょう。

■環境家計簿(ふくおかエコライフ応援 book)

◆日本の地球温暖化への取り組みについて

●「パリ協定」と「日本の約束草案」

2015年12月に、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が行われ、「パリ協定」が採択されました。その後、世界各国の批准が相次ぎ、2016年11月には「パリ協定」が発効されました。

「パリ協定」は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組みであり、締約国の全ての国が参加する公平な合意です。全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、世界共通の長期目標として2℃目標を設定すること、今世紀後半に地球の気温上昇を産業革命前比で1.5℃に抑える(現在は同0.9~1℃)努力を追求することなどが決定されました。

これに先立ち、我が国は2015年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」において、国全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26.0%削減するとの数値目標を示しました。

●「緩和策」と「適応策」

パリ協定で示された気温上昇を2℃未満に抑える世界共通の目標と、2030年までに温室効果ガス26%削減という日本の目標などを踏まえ、国では温室効果ガスの排出抑制のための「緩和策」などを盛り込んだ「地球温暖化対策計画」(2016年5月)と、最大限の緩和策でも避けられない影響を軽減するため、気候変動による様々な影響に対する「適応策」を推進するための「気候変動の影響への適応計画」(2015年11月)を策定しました。



[資料:温暖化から日本を守る 適応への挑戦 2012、環境省]

■緩和策と適応策

●日本のエネルギー需給見通しについて

全国の発電電力量の電源別構成比をみると、2011年度以降、原子力の割合が減少し、火力は増加しています。我が国では、「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」(2015年7月)において、原子力依存度を低減及び再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を基本方針とし、再生可能エネルギーの導入目標を2030年までに22~24%程度としています。



[資料:電事連会長定例会見資料(2016年5月20日)]

■電源別発電電力量の構成比

2) 基本的な施策

- ①地球温暖化対策を推進するとともに、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、町が率先して温室効果ガスの削減に努めます。
- ②公共施設や道路等の照明設備に、LED 照明等省エネルギー型設備の導入を推進します。
- ③バス路線等、公共交通機関の利便性向上を促進し、マイカー利用の抑制を図ります。
- ④環境家計簿運動等、家庭における省エネルギー活動を促進します。
- ⑤太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- ⑥ハイブリッドカーや電気自動車等の低公害車の普及促進に努めます。
- ⑦住民や事業者が一体となって地球温暖化対策に取り組むことができるように、情報提供を行います。



■遠賀町立図書館

屋根材一体型太陽光発電システムを導入。

(3) 生活環境を守ります

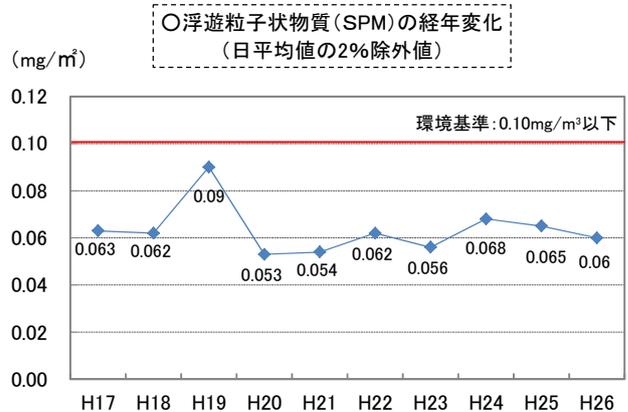
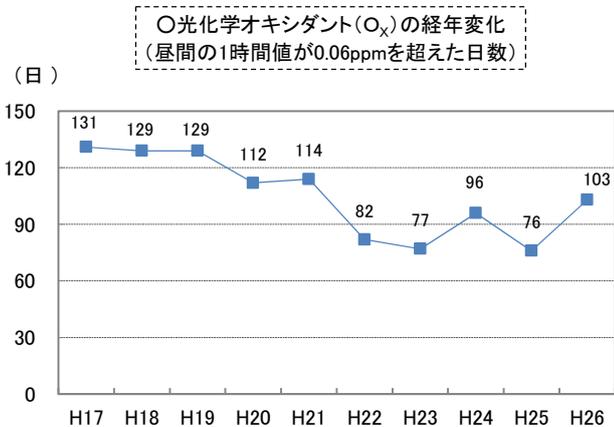
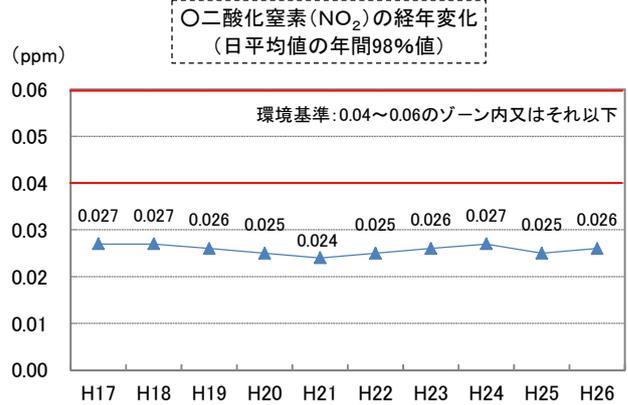
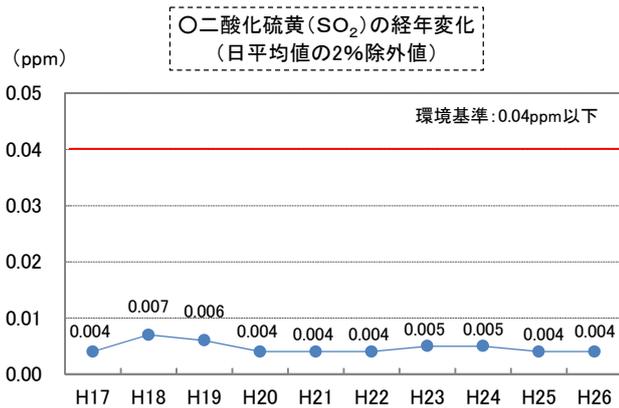
1) 現況と課題

本町には大気測定局等はありませんが、近隣の一般大気観測局(江川観測局)における測定結果によると、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)は平成17年以降環境基準を達成しています。

光化学オキシダント(O_x)については、環境基準を超える日数が平成21年以降減少傾向にありましたが、平成26年度は増加しています。注意報等の発令時には防災無線と街宣車で注意喚起を行っています。

微小粒子状物質(PM_{2.5})は、平成26年度における年平均値は19μg/m³、日平均値が環境基準を超えた日数は年間23日で、環境基準値を達成していません(環境基準値：年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、日平均値が35μg/m³以下であること)。なお、町では、県からの注意喚起の通知を受けて、町ホームページにPM_{2.5}に関する注意喚起情報を掲載しています。

■大気汚染物質測定結果(江川観測局)

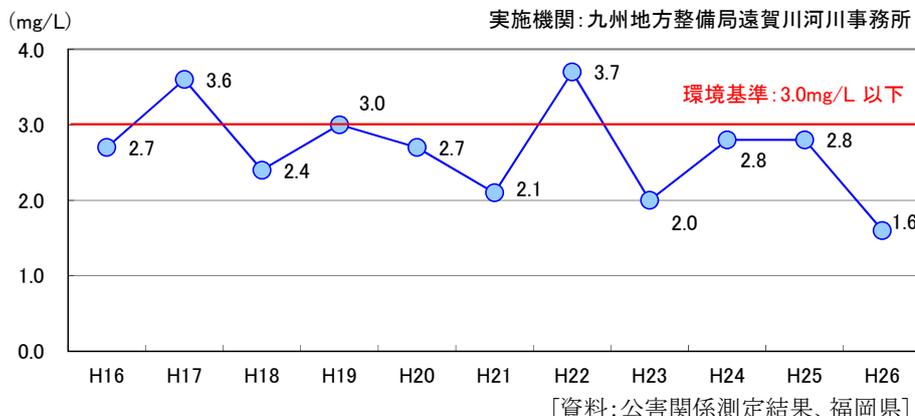


[資料: 公害関係測定結果、福岡県]

河川等の水質について、環境基準点(B 類型)である西川島津橋における BOD75%値[※]は、平成 23 年以降環境基準を概ね達成しています。

その他、町ではため池や河川の約 30 か所で水質検査をしており、平成 27 年度における水質は、季節や採水日の状況により変動しています。

■ 島津橋(B類型)の BOD75%値の経年変化



※BOD：Biochemical Oxygen Demand の頭文字をとったもので、「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされる。
 BOD75%値とは年間の BOD 日間平均値の全データを数字の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n はデータの数の数)の値のことで、BOD の環境基準の評価はこの値で行う。

水質検査地点番号・類型・名称		
番号	類型	名称
①	B類	西川
②	D類	大荒手
③	D類	若松ポンプ場
④	D類	前川
⑤	D類	正膳橋
⑥	D類	坂下橋
⑦	D類	堺橋
⑧	D類	戸切川(小学校前)
⑨	D類	平田川
⑩	D類	戸切川(バイパス)
⑪	D類	柳田川
⑫	D類	吉原川
⑬	D類	蓮角川
⑭	D類	高瀬川
⑮	D類	虫生津排水機場
⑯	D類	山田川
⑰	E類	旧農協裏
⑱	E類	遠賀川駅前
⑲	B類	蟹喰池①
⑳	B類	蟹喰池②
㉑	B類	蟹喰池③
㉒	B類	慶之浦下地
㉓	B類	梅ヶ鼻池
㉔	B類	土取池
㉕	B類	黒松池
㉖	B類	添ヶ谷池
㉗	D類	戸切川(千代丸橋下)
㉘	B類	水辺の広場
■	B類	島津橋(環境基準点)

●	冬期(平成27年2月)に基準値を越えた地点
●	夏期(平成27年8月)に基準値を越えた地点
●	冬期・夏期に基準値を越えた地点



[資料：遠賀町住民課]

■ 水質調査地点図

◆水銀による環境汚染を防止するために

蛍光灯、ボタン電池及び水銀体温計等の水銀使用製品は、一般家庭においても広く使用されており、排出された際には適正に処理する必要があります。

水銀を含む廃棄物の対策について、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議で採択されました。条約の発効に向け、水銀廃棄物の処理などに関する法が整備されており、本町においても、水銀を含む廃棄物の適切な処理を取り組んでいく必要があります。



[資料:家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン、環境省(H27年12月)]

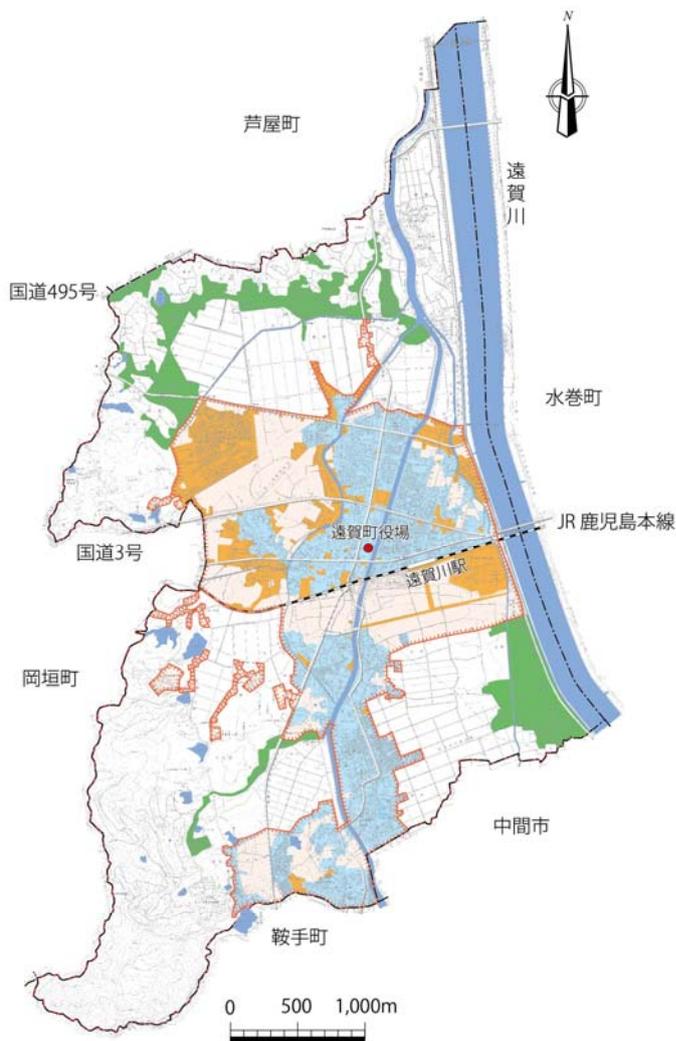


[資料:一般社団法人電池工業会、(家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン、環境省(H27年12月)より抜粋)]

■水銀廃棄物回収の例

2) 基本的な施策

- ①光化学オキシダントの注意報等が発令された時は、防災行政無線等を活用し住民に対して速やかな注意喚起を行い、PM2.5については、テレビやラジオ等を通じた注意喚起に注意するように促します。
- ②野外焼却を抑制するための啓発や指導を行います。
- ③水質等の継続的な測定を行うとともに、水質事故に対しては迅速かつ適切な対応を行います。
- ④公共下水道事業や農業集落排水事業等の整備及び接続を計画的に推進し、河川水質の浄化を図ります。
- ⑤国等との連携により、西川等のプレジャーボートの不法係留対策を継続します。
- ⑥水銀に関する水俣条約に基づき、水銀含有物の回収及び水銀廃棄物の適切な処理を推進します。



凡 例		
公共下水道	全体計画区域	
	事業認可区域	
	供用開始区域	
農業集落排水整備済区域		

[資料:遠賀町]

■下水道整備状況図

平成 27 年度末の汚水処理人口普及率は、95.7%となっている。

(4) 各主体の取り組み

循環型・低炭素型社会の構築のため、町の実施する基本的な施策に対し、次のような取り組み等を協働により推進します。

主体	取り組み例
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量や分別、リサイクルに努める。 ・地域の清掃活動やリサイクル活動等に参加する。 ・節電や節水等、エネルギー消費が少ない生活をおくる。 ・公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動手段を選ぶ。 ・公共下水道等への接続を行う。
住民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量や分別、リサイクルに努める。 ・地域の清掃活動やリサイクル活動等を企画する。 ・省エネルギーや地球環境問題に関する情報を発信する。 ・団体のネットワークを生かして生活環境の向上を図る。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量や分別、リサイクルに努める。 ・地域の清掃活動やリサイクル活動等に参加する。 ・廃棄物は法に従って適正に処理する。 ・節電や節水等、エネルギー消費が少ない事業活動を行う。 ・公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動手段を選ぶ。 ・事業場や工場の排水は適正に処理する。

(5) 「循環型・低炭素型社会を創る」ための成果指標

成果指標	基準値 (基準年)	現況値	目標値 (目標年)
住民1人1日当たりのごみ排出量	955g/人・日 (H21年度)	962g/人・日 (H26年度)	871g/人・日 (H32年度)
ごみの資源化率	24.1% (H21年度)	23.5% (H26年度)	25% (H32年度)
生ごみ自己処理件数(電動生ごみ処理機補助累積件数及びダンボールコンポスト補助累積件数)	104件 (H21年度)	累積773件 (H27年度)	累積1,300件 (H33年度)
公共施設のエネルギー消費量	28,581,430MJ ^{※1} (H19年度)	27%減 (H26年度)	10%減 ^{※2} (H29年度)
エネルギー消費量	2,223,741GJ ^{※1} (H19年度)	8%減 (H25年度)	5%減 ^{※2} (H33年度)
公用車への低公害車の導入台数	0台 (H21年度)	累積3台 (H27年度)	4台 (H33年度)

※1: MJ(メガジュール)、GJ(ギガジュール): 1MJは3ℓ(3kg)の水を沸騰(80℃→100℃)させる熱量で、GJはその1,000倍の熱量
 ※2: 平成20年度遠賀町省エネルギービジョンより

3 環境に優しい、おだやかな心を育みます

(1) 固有の歴史や文化を伝えます

1) 現況と課題

本町では、町の遺跡や文化遺産を学習する講座や学習会、老良山笠や島津山笠をはじめとする地域の伝統的な祭りなど、遠賀町固有の歴史や文化を伝える様々な取り組みが行われています。

例えば、古くから伝わる郷土料理は、地元産の農作物等を使い、その土地の気候風土に合わせた加工を行い受け継がれてきた、いわゆる「地産地消」です。地産地消は、農作物等を輸送するためのエネルギーを使わないことから、環境負荷の軽減につながります。

地域の歴史や文化を学ぶことは、環境を愛することにもつながりますので、伝統の継承、学習の機会等、風土の十分な理解を得ながら、積極的に後世に伝えていく必要があります。

2) 基本的な施策

- ①地域の伝統的な祭りや芸能・行事の継承を促進します。
- ②郷土の歴史や文化財に関する講座等、歴史・文化に関する学習の機会を提供します。



■指定文化財位置図

平成 28 年 7 月現在、県指定 1 件、町指定 16 件の指定文化財がある。



■老良山笠

毎年 7 月に老良地区で催されているお祭りで、無病息災を願い、ねじり鉢巻と法被で山笠を曳き地区内を巡行する。

(2) 環境教育・学習を進めます

1) 現況と課題

環境に関する情報提供は、広報や町ホームページへの掲載、講習会の開催等で行っています。

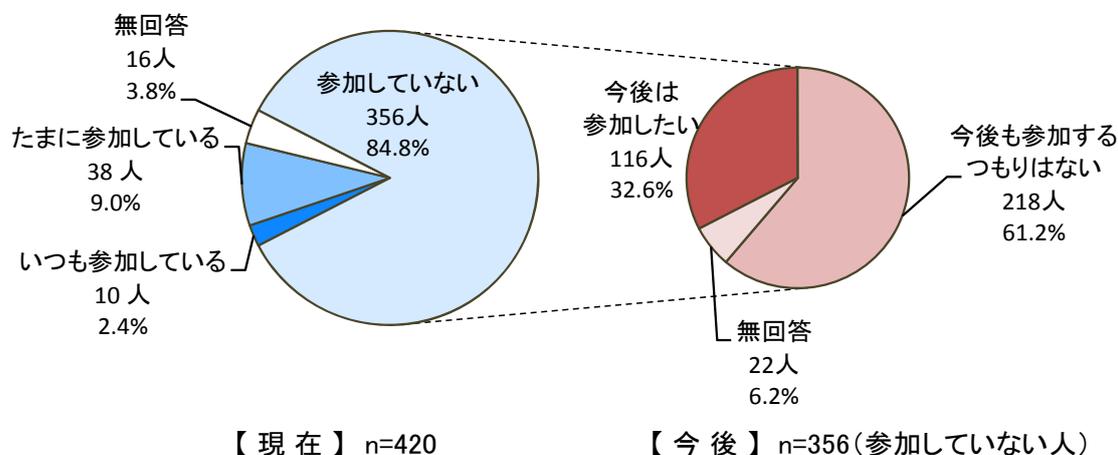
住民アンケート調査結果では、出前講座や学習会に参加している人の割合はわずか 11% ですが、参加していない人のうち、今後は参加したい人の割合が 33% となっています。参加したい人への啓発等を行っていく必要があります。

平成 20 年度に実施した小学生アンケート調査結果では、省エネルギーや環境についてこれから学びたいことは、「ごみを減らす方法やリサイクル」「地球温暖化のしくみや影響」「電気やガスを節約する方法」などが多くなっています。



■ダンボールコンポスト講習会

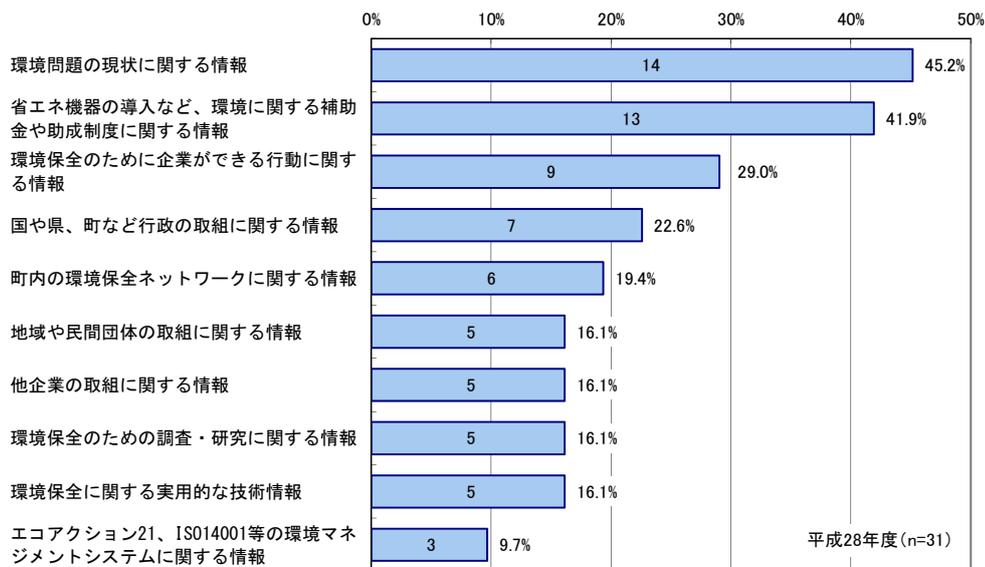
■環境に関する出前講座や学習会の参加状況



[資料:H28 住民アンケート調査]

平成 28 年度に実施した事業所アンケート調査結果では、行政から提供してほしい環境保全情報として、「環境問題の現状」、「環境に関する補助金や助成制度」、「環境保全のために企業ができる行動」等が多く寄せられています。「環境問題の現状」については、平成 22 年度の調査結果と同様、最も多くなっており、環境情報の提供を進める必要があります。

■行政から提供してほしい情報

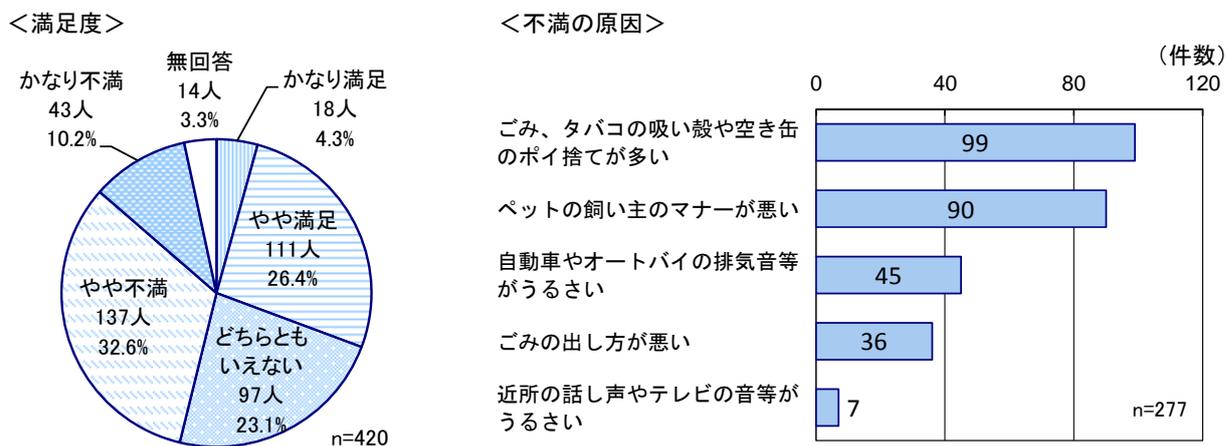


[資料:H28 事業所アンケート調査]

住民アンケート調査結果では、住民の環境に関するモラルについて不満に思う人の割合が多く、不満の原因は、「ごみ、タバコの吸い殻や空き缶のポイ捨てが多い」、「ペットの飼い主のマナーが悪い」が多く挙げられました。

子どもたちを含む住民や事業者等の環境保全意識を高めるためにも、環境学習の機会を積極的に設け、啓発を推進していく必要があります。

■住民の環境に関するモラルについての満足度と不満の原因



[資料:H28 住民アンケート調査]

2) 基本的な施策

①環境の現状をとりまとめた環境報告書やパンフレットの作成、体験学習、出前講座等、家庭や地域、学校における環境啓発活動を推進します。

②ペットのふんの放置やごみのポイ捨ての防止等に向けた、モラル向上のための啓発を行います。

(3) 環境保全活動を支援します

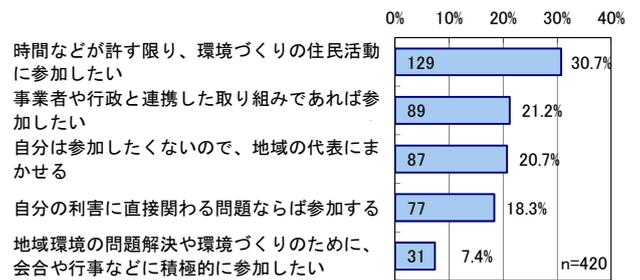
1) 現況と課題

町では、使用済みてんぷら油、ペットボトル等の回収を、住民や事業者と協働で推進しており、自発的にごみ減量活動等に取り組んでいる住民もいます。

住民アンケート調査結果では、地域活動への参加について、「時間が許す限り参加したい」との回答が最も多く、なんらかの形で地域活動に参加したいとの回答は7割を占めています。町内では、「おんがキャンドルナイト実行委員会」や「西川を守る会」等の環境活動団体により、環境に対する啓発活動や川沿いの清掃活動等が行われています。

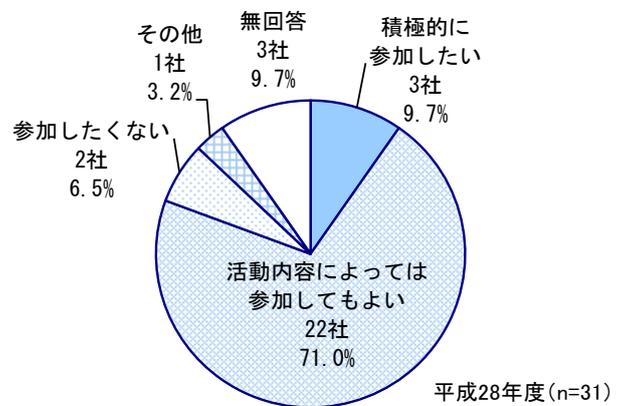
事業所の地域活動への参加意向については、「積極的に参加したい」、「活動内容によっては参加しても良い」と回答した事業所は8割で、今後の環境保全活動の活発化が期待できると考えられます。参加したい活動内容は、地域清掃活動やリサイクル活動、省エネなどの地球温暖化防止活動が多く挙げられました。

■住民の地域活動への参加意向



[資料:H28 住民アンケート調査]

■事業所の地域活動への参加意向



[資料:H28 事業所アンケート調査]

■町内の環境活動団体

団体名	活動状況	会員数
20,000本のおんがキャンドルナイト実行委員会	年1回公園等を利用して、約3,000本のろうそくでエネルギー消費社会への警鐘を発信。 年2~3回の集団回収の実施。	13名
遠賀町青少年育成町民会議	西川の清掃活動	住民多数
西川を守る会	西川の草刈、清掃活動、年3回程	50名以上
戸切川を守る会	戸切川の草刈、清掃活動、年3回程	50名以上



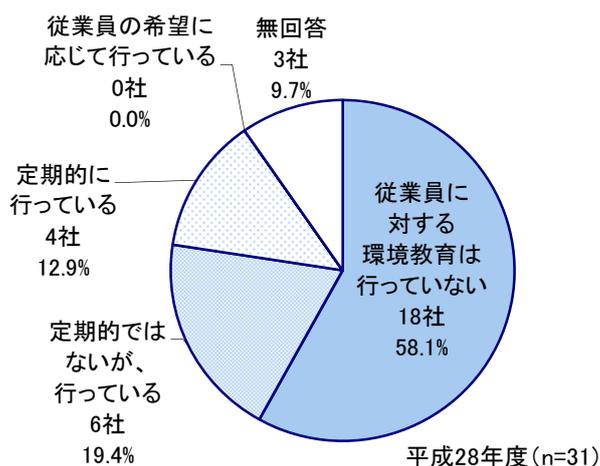
■おんがキャンドルナイト

平成28年度に実施した事業所アンケート調査結果では、平成22年度の調査結果と同様に、環境配慮方針や組織等を実施していない事業所が半数以上を占めていました。

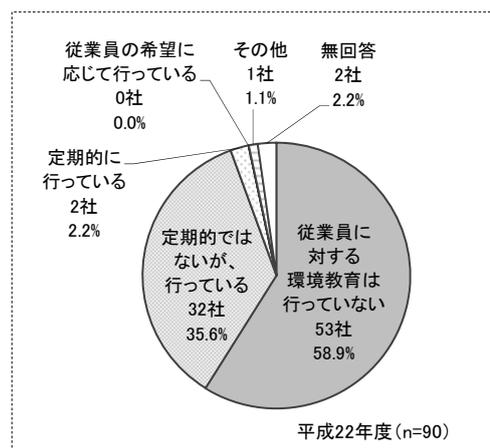
また、社員への環境教育を行っている事業所は3割で、平成22年度の調査結果より少し減少しています。

ISO14001^{※1}やエコアクション21^{※2}等の環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所は、平成22年度の調査結果よりは増えているものの、10%以下となっています。

■社員への環境教育

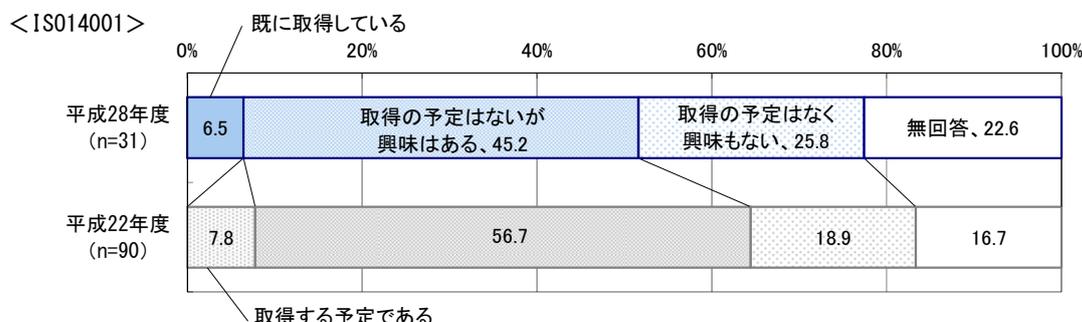


[資料:H28 事業所アンケート調査]

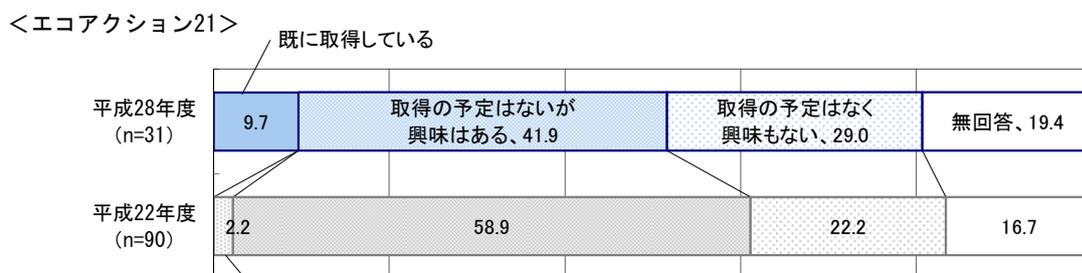


[資料:H22 事業所アンケート調査]

■環境マネジメントシステムの取得状況



取得する予定である



取得する予定である

[資料:H22・28 事業所アンケート調査]

※1 ISO14001：環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというもの。ISO(国際標準化機構)が定めた環境マネジメントシステム。
 ※2 エコアクション21：広範な中小企業、学校、公共機関に対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

環境を良くすることは、住民や事業者の協力なしでは進めることができませんので、環境への意識を高めながら、環境保全活動を進めていく必要があります。

2) 基本的な施策

- ①住民や住民団体のリサイクル活動等、環境保全活動のネットワーク化を推進します。
- ②事業者の環境マネジメントシステムの取得を促進します。
- ③住民との協働により、計画の推進体制の見直しを図ります。

(4) 各主体の取り組み

環境に優しい、おだやかな心を育むため、町の実施する基本的な施策に対し、次のような取り組み等を協働により推進します。

主体	取り組み例
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を大切にする。 ・環境学習に積極的に参加する。 ・環境保全のための活動に積極的に参加する。
住民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化の伝承等に努める。 ・環境保全のための活動を率先的に実施する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを取得する。 ・社員への環境教育を行い、地域社会に貢献する。 ・環境保全のための活動に積極的に参加する。

(5) 「環境に優しい、おだやかな心を育む」ための成果指標

成果指標	基準値 (基準年)	現況値	目標値 (目標年)
環境学習講座等の実施開催団体数	0 団体 (H22 年度)	累積 10 団体 (H27 年度)	累積 25 団体 (H33 年度)
事業者の環境マネジメントシステム 取得数	5 社 (H22 年度)	累積 11 社 (H27 年度)	累積 15 社 (H33 年度)
社員への環境教育に取り組む事業者 の割合	37.8% (H22 年度)	32.3% ^{※1} (H28 年度)	42.3% ^{※2} (H33 年度)

※1: H28 事業所アンケート結果より

※2: 現状の 10%増

おだやかな心で育む
水と緑のまち おんがし



～ 田植え時期の田園風景（上別府） ～



第4章

計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 環境審議会

条例第10条では、遠賀町環境審議会の設置と環境基本計画及びその施策の推進にあたり必要な計画を調査審議すると定めています。

従って、環境基本計画の進捗状況等について年次報告を行うとともに、今後の推進に向けた有益な意見及び提言をいただくものとします。

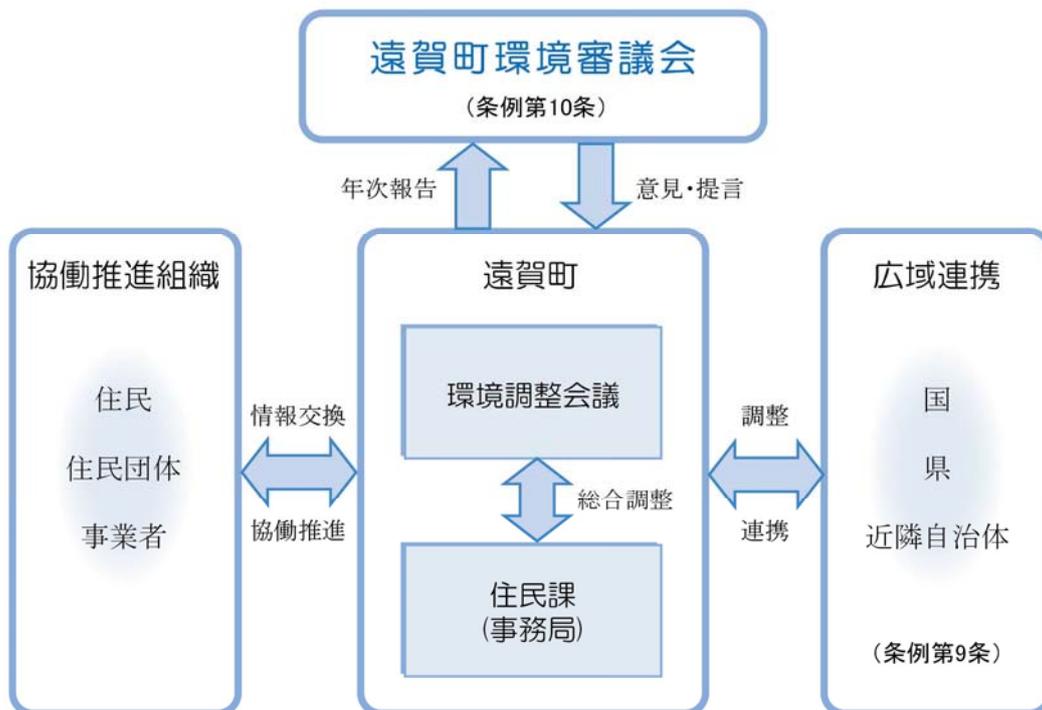
(2) 環境調整会議及び協働推進組織

条例第8条では、「町は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。」と定めています。

計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行う場としての環境調整会議及び住民や住民団体、事業者等と町が情報交換しながら、協働推進していくための協働推進組織を継続していきます。

(3) 広域連携による推進

条例第9条では、「町は、町の区域における環境の保全を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。」と定めていることから、近隣自治体や県、国の関係機関等との調整や連携を図りながら推進していきます。

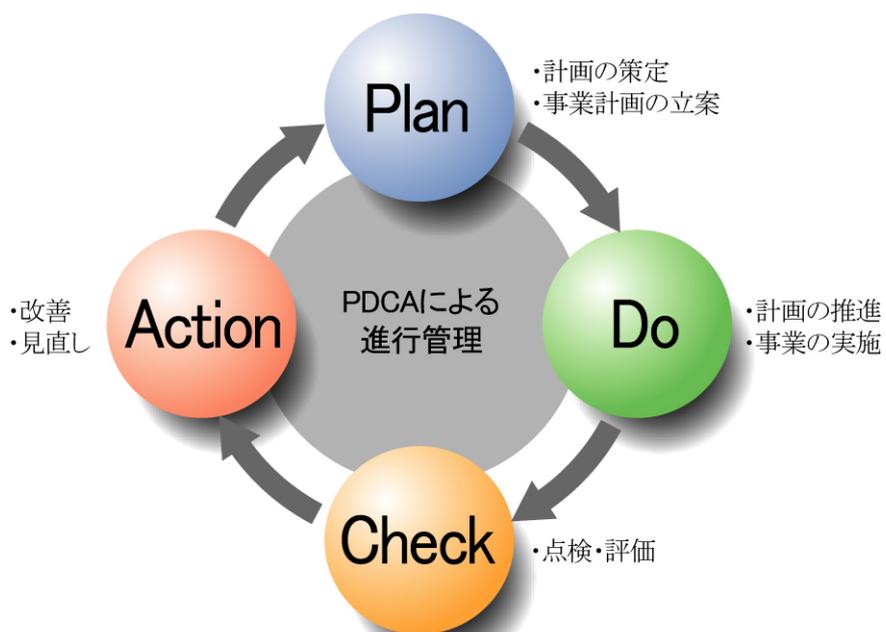


■ 計画の推進体制

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定・事業計画の立案)、Do(計画の推進・事業の実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、計画の内容や町の取り組み状況を「広報おんが」やホームページ、各種イベントなどを通じて情報を提供し、住民と事業所などへの普及啓発を行います。



■計画の進行管理

おだやかな心で育む
水と緑のまち おんがし



～ 収穫時期の田園風景（鬼津） ～



資料編

1. 策定の経緯

日付	内容
平成 28 年 7 月 22 日(金)	住民アンケート調査票配布開始
平成 28 年 7 月 28 日(木)	事業所アンケート調査票配布開始
平成 28 年 10 月 7 日(金)	第 1 回遠賀町環境審議会 (計画の進捗状況報告、基礎調査の結果報告、計画構成の審議)
平成 28 年 12 月 16 日(金)	第 2 回遠賀町環境審議会 (計画書素案の審議)
平成 29 年 1 月 25 日(水) ～2 月 7 日(火)	パブリックコメントの実施
平成 29 年 2 月 20 日(月)	第 3 回遠賀町環境審議会 (パブリックコメントの結果報告、計画書最終案の審議)



■環境審議会の様子

2. 遠賀町環境基本条例

平成22年3月25日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに住民、住民団体、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 循環型社会の構築を常に模索し、連携しつつも、自立を目指していくこと。
- (2) 環境への負荷が少ない町を築き、将来の町民に良好な環境を継承していくこと。
- (3) すべての町民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (4) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、利便性だけを追求することなく、生命を尊び、共生していくこと。
- (5) 町、事業者及び町民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、町、事業者及び町民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力が連携して取り組むこと。

(町民の役割)

第3条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(住民団体の役割)

第4条 住民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町の役割)

第6条 町は、町の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、遠賀町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 町長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を点検するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 7 町長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(施策の推進体制の整備)

第8条 町は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第9条 町は、町の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するよう努めなければならない。

第10条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、遠賀町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画及びその施策の推進にあたり必要な計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

3. 遠賀町環境審議会規則

平成 22 年 10 月 1 日規則第 24 号

改正

平成 27 年 3 月 30 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 遠賀町環境基本条例（平成 22 年条例第 12 号）第 10 条の規定に基づき遠賀町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及びその運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報酬)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償の支給については遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の規定による。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4. 遠賀町環境審議会委員名簿

選出団体等	役職名	氏名	備考
北九州市立大学国際環境工学部	教授	松本 亨	会長
島門小学校	校長	坂口 博明	
遠賀中学校	校長	川上 良治	
遠賀町区長会	旧停区長	鈴木 尚基	
遠賀町地区公民館連合協議会	理事	岩本 康男	
遠賀町婦人会	副会長	井口 富佐子	
遠賀町生産組合長会	尾崎区生産組合長	松井 悟	
宗像遠賀保健福祉環境事務所	環境長	上田 修	
遠賀町役場	副町長	行事 和美	
遠賀町役場	建設課長	木村 晃	

[敬称略]

5. 住民アンケート調査結果

(1) 調査の概要

調査期間	約3週間 (平成28年7月22日～平成28年8月10日)
調査方法	郵送法
調査対象	20歳以上の住民1,000人
対象者抽出方法	無作為抽出
回収数	424サンプル
有効回収数	420サンプル
有効回収率	42.0%

※回収数は宛先不明を除いた数、有効回収数は無回答を除いた数である。

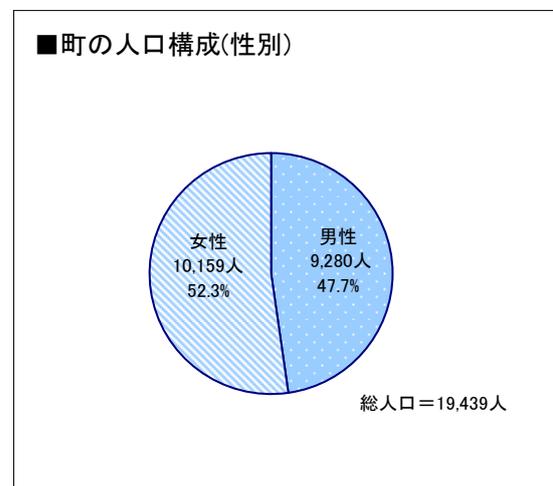
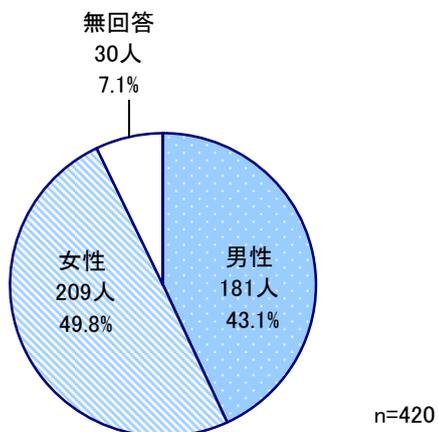
(2) 調査結果

※円グラフの数値は、回答者数、割合の順に示している。

問1 あなた自身について教えてください。 (それぞれ〇は1つ)

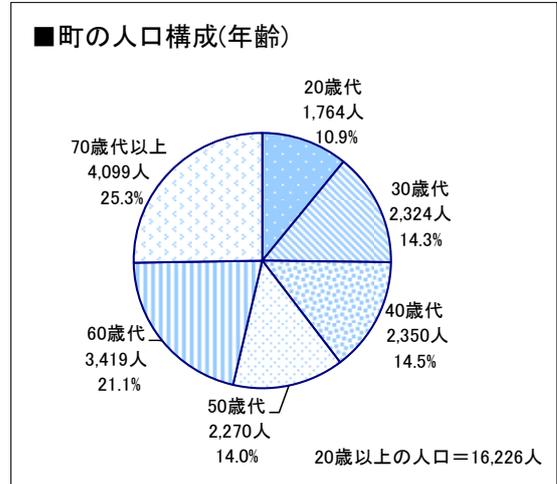
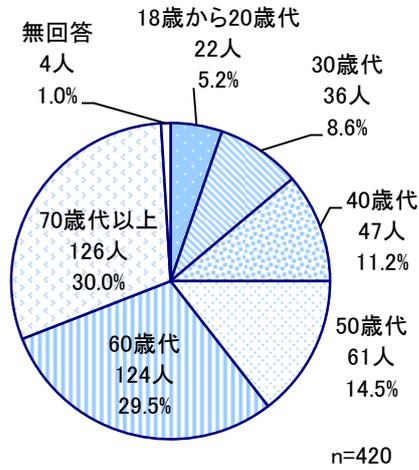
■性別

◇ 回答者の性別割合は、女性が約50%、男性が約43%であった。



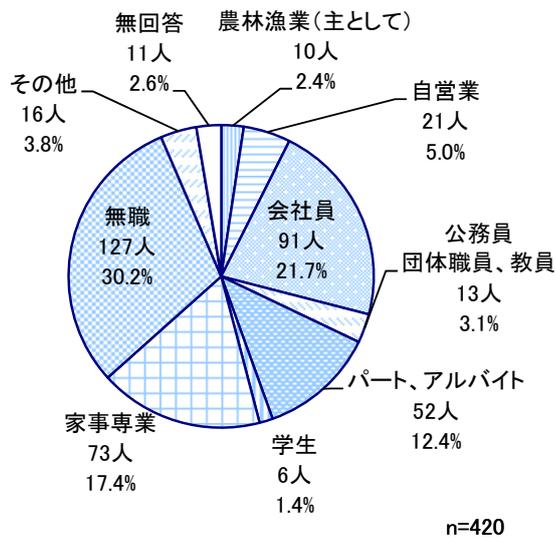
■年齢

◇ 60歳代、70歳代の割合が町の人口構成より多い。



■職業

◇ 無職が約30%と最も多く、次いで会社員、家事専業の順に多い。



■職業(その他の意見)

年金生活(2件)

介護ヘルパー

生活指導員

管理栄養士

看護助手

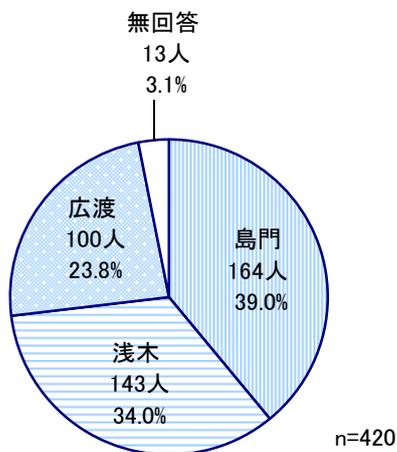
契約社員

派遣社員

保育士

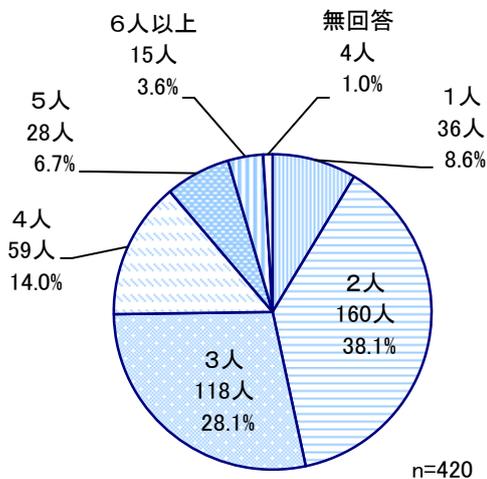
■小学校区

◇ 島門が約 39%と最も多く、次いで浅木、広渡の順に多い。



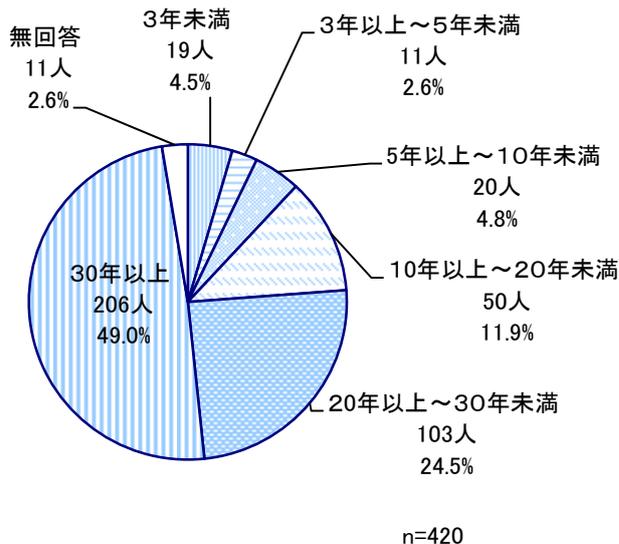
■世帯人員

◇ 世帯人員が 2 人の割合が最も多く、約 38%を占める。



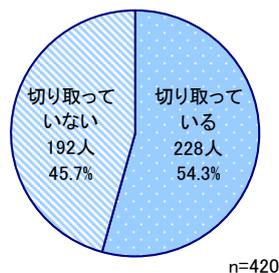
■居住年数

◇ 居住年数が 30 年以上の回答者が半数を占める。



※参考 「お得情報」の活用

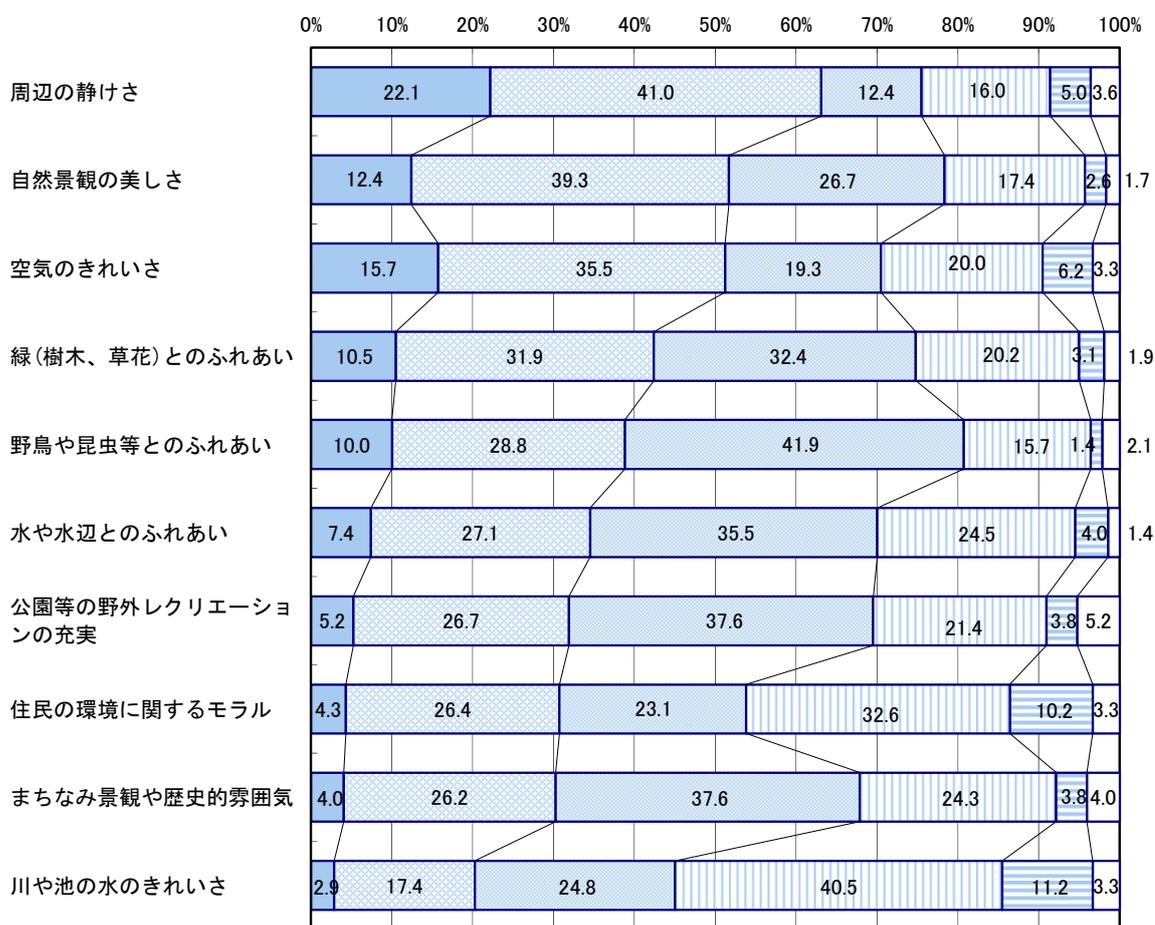
アンケート調査票の最後のページを省エネルギーの啓発資料として提供したところ、約 54%が該当ページを切り取って活用していると考えられる。今後も、アンケート調査に限らず、様々な媒体による情報提供が有益であると考えられる。



問2 あなたは、お住まいの身近な環境の現在の状況についてどのようにお感じですか。項目ごとにそれぞれ1つ選び番号に○をつけてください。また、「やや不満」、「かなり不満」とお答えの方は、その原因についてお答えください。

◇ 「周辺の静けさ」、「自然景観の美しさ」、「空気のきれいさ」に満足している割合が大きく、「川や池の水のきれいさ」、「住民の環境に関するモラル」、「水や水辺とのふれあい」については不満の割合が大きい。

■ かなり満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ かなり不満 ■ 無回答



n=420

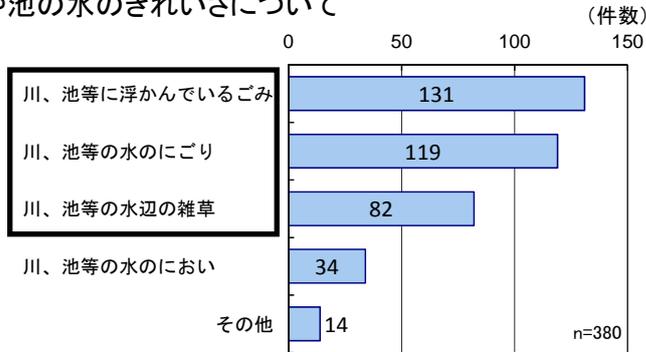
※グラフは「かなり満足」と「やや満足」の合計値の高い順に並べている。

不満の原因

※グラフは不満の件数が多い順に示している。

※ は不満の件数が 50 件以上の項目。

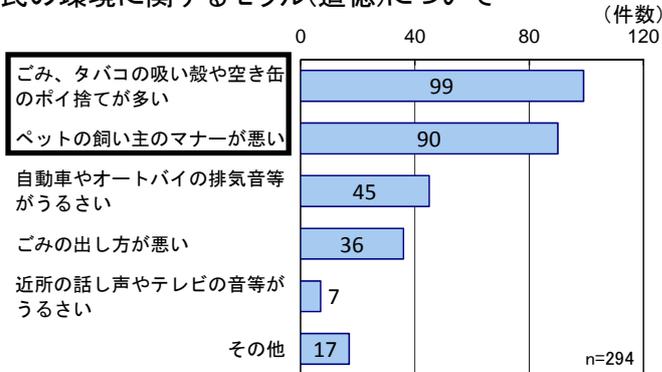
■川や池の水のきれいさについて



その他不満の原因(14件から抜粋)

- 周辺のごみ。
- 近隣に川も池もなし。
- 魚が少なくなった。
- 豪雨の川の増水が気がかり。
- 川辺のすずぎを刈りつくし風情がない。危険なところだけ刈れば良い。

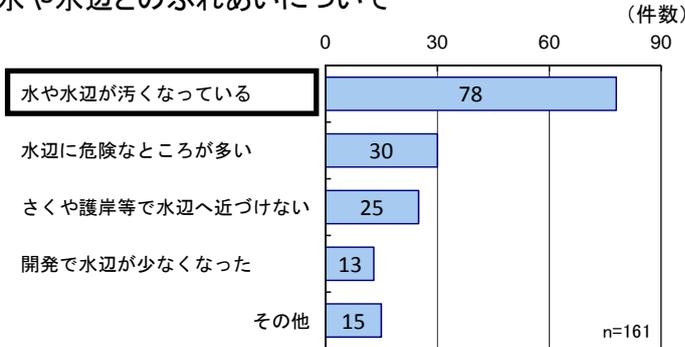
■住民の環境に関するモラル(道徳)について



その他不満の原因(20件から抜粋)

- 違法な路上駐車が多い。
- 爆音させる自動車が近所にいる。大変めいわく。取り締まれないものか。
- 歩道にペットの糞が散乱している。
- ネコの放し飼い。
- 野焼き。

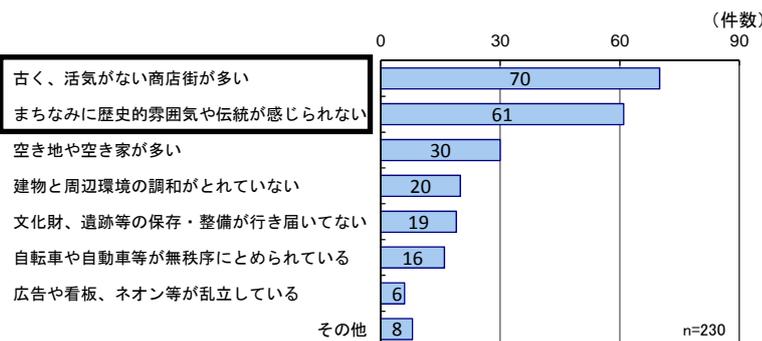
■水や水辺とのふれあいについて



その他不満の原因(17件から抜粋)

- 外来種が目立つ。
- 水辺でふれあえる所はない。
- 他の地区の人がごみの投棄、焼却を行う。
- 西川は危険で近づけない。
- 電柱が多すぎ、太陽光発電や小さなアパートが多い。

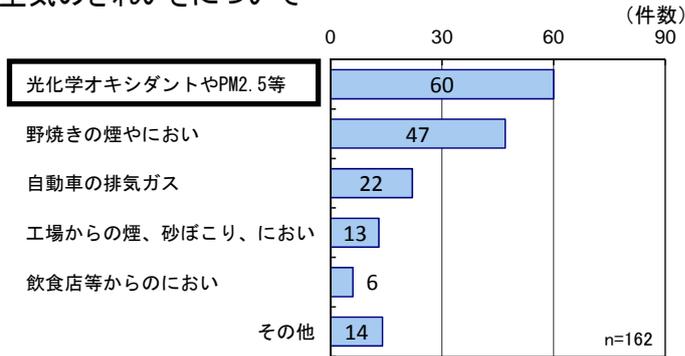
■まちなみ景観や歴史的雰囲気について



その他不満の原因(8件から抜粋)

- 遠賀町のメインストリートが定まっていないため、どこを中心に発展していくのかわからない。
- キレイな町とは言いがたい。道路のデコボコ、ヒビ割れが多い。
- 閑静な住宅地にアパートを建てないでほしい。(ガラが悪い人が移り住んでくるため)
- 商店の商品が歩道にはみ出したり不用な空箱を積み重ねてあります。

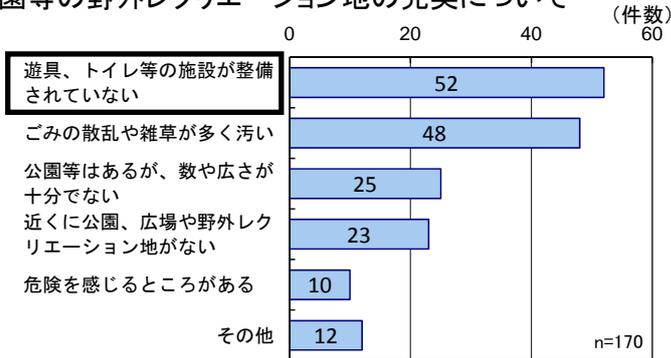
■ 空気のきれいさについて



その他不満の原因(13件から抜粋)

- し尿の汲み取りの回数が多くて匂いが大変。
- 農薬散布。
- 肥料や溝の臭い匂い。
- 畑を耕す砂ぼこり、耕運機が落とした土による砂ぼこり。
- 早く何とかしてほしい。布団などが干せない。

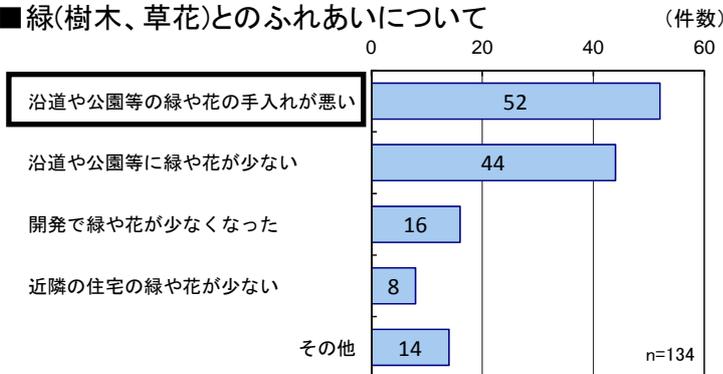
■ 公園等の野外レクリエーション地の充実について



その他不満の原因(13件から抜粋)

- 公園も木陰もないし休めない。実際使っていない。行きたいと思わない。
- 枝の伐採、除草をまめにしてほしい。
- 公園に日影、椅子がない。
- コミセン、ふれあいの里等備品が古い。外まわりが危険な雰囲気がある。

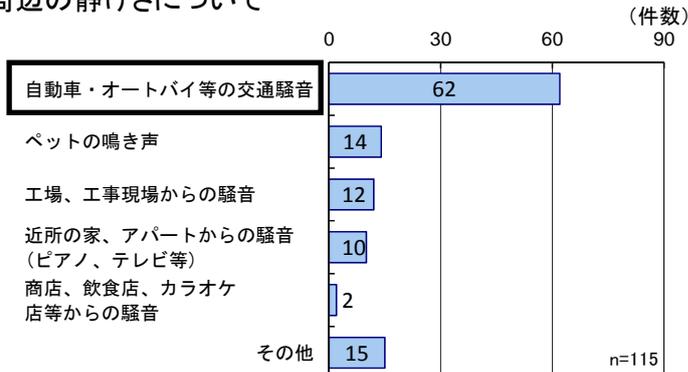
■ 緑(樹木、草花)とのふれあいについて



その他不満の原因(15件から抜粋)

- 路上の草が放置されている。
- 柳の木を側道に植えてほしい。
- 特に沿道の樹木を美しくしてほしい。
- 私有地の管理が悪く草が伸びて危険。
- 沿道に草が多い地主は草刈りをするように要望してほしい。

■ 周辺の静けさについて

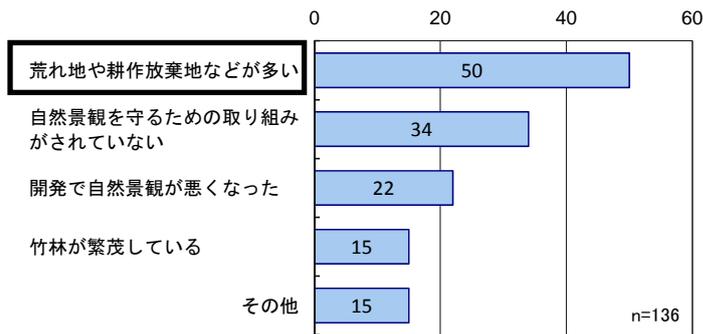


その他不満の原因(17件から抜粋)

- JR電車の騒音。
- 自衛隊機。
- 夜中トラックがうるさい。
- コンビニがうるさい(客)。
- のら猫が多い。

■ 自然景観の美しさについて

(件数)



その他不満の原因(14件から抜粋)

空き家が多い。

川の水がきたない。

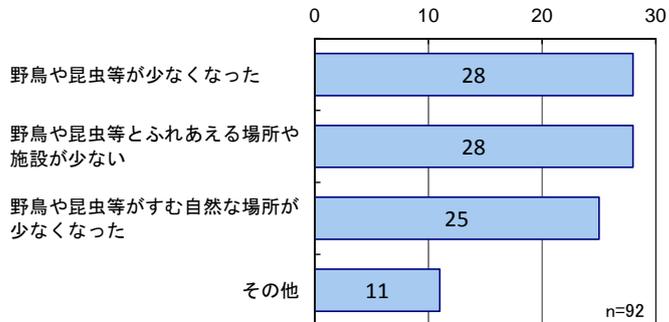
季節感があまり感じられない。

町内に緑を増やしてほしい。

雑草が多く草刈がされていない。

■ 野鳥や昆虫等とのふれあいについて

(件数)



その他不満の原因(11件から抜粋)

鳩のエサやり。

すずめ、カラスが米、野菜を食べる。

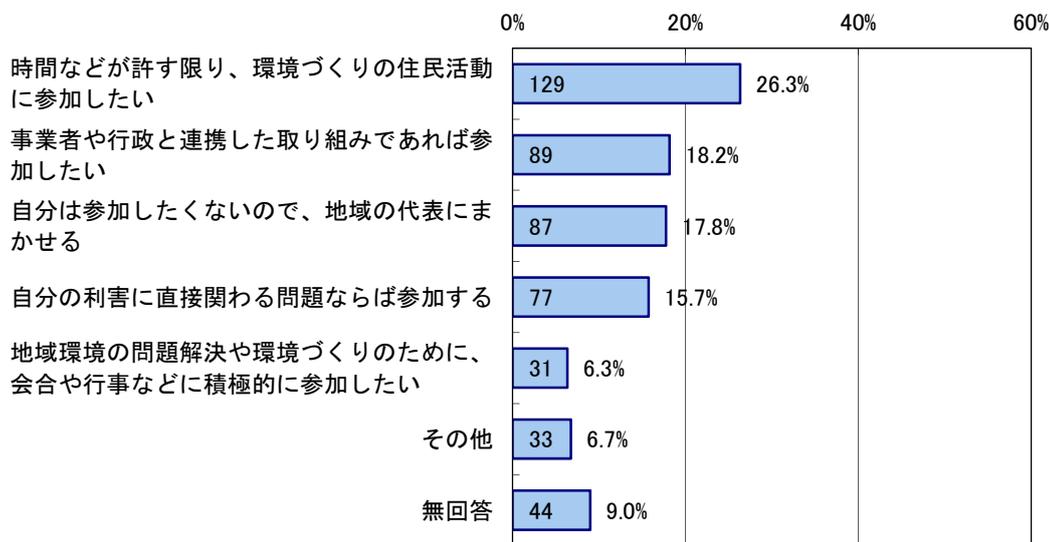
ひよどりが果実をあらす。虫が多い。

カラスが多い。

かたつむりがいなくなっている。

問3 より良い環境づくりを進めていくための住民活動にどの程度参加したいですか。
(〇はいくつでも)

◇ なんらかの形で住民活動に「参加したい」と答えた割合が約 67%を占める。



n=420

※「%」は回答数(490件)に対する割合である。

■その他の意見
体調不良、高齢、体力低下等のため参加できない。(他 19 件)
参加したいが時間的余裕がない。(他 3 件)
早くまた他のところに移転したい。
総合的に参加が困難。
各自、常に気配りをして最初から汚さないこと。もし、汚したら自分できれいに元通りにする、その意識なくして環境づくりは、できないのではないかと思う。最近「美的センス」のない者が多く、そういった人が結局のところ「汚れる原因」なのではないか？
自分の意思で選んで参加した。
環境問題に詳しい専門家に遠賀町の環境について話を聞いてみたい。問題点を理解した上でどうするか決めたい。
活動に参加するエネルギーはないがアンケートには答えることができる。
毎年地区の 7~8 名程度で水路の不法投棄ごみの回収作業を行っている。

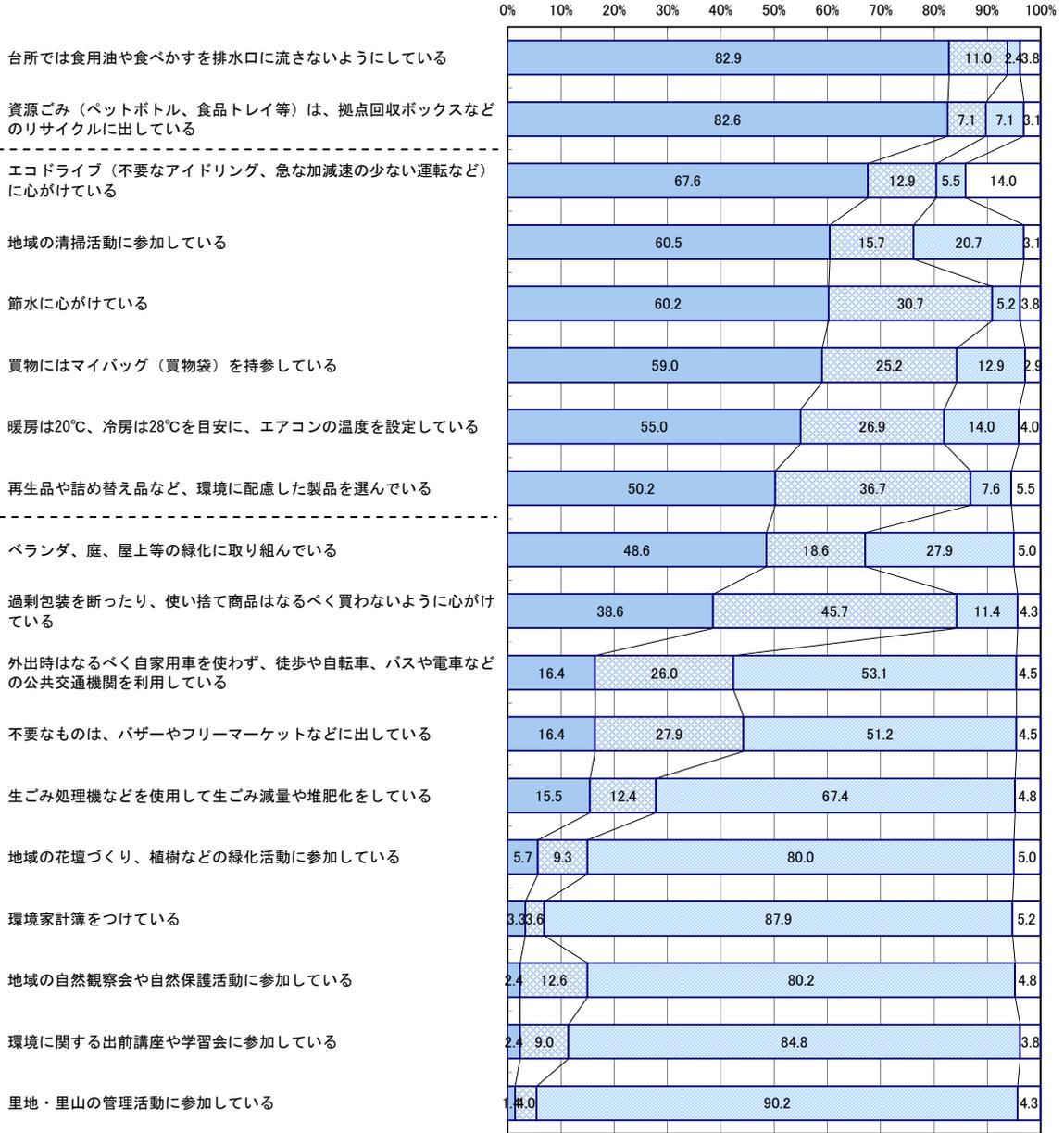
問4 環境保全につながる取り組みについて、現在どの程度実施していますか？また、今後の取り組みについても教えてください。（現在、今後ともに〇は1つずつ）

現在の取り組み

■ いつも実施している ■ たまに実施している ■ 実施していない ■ 無回答

いつも実施しているの割合が80%以上

50%以上

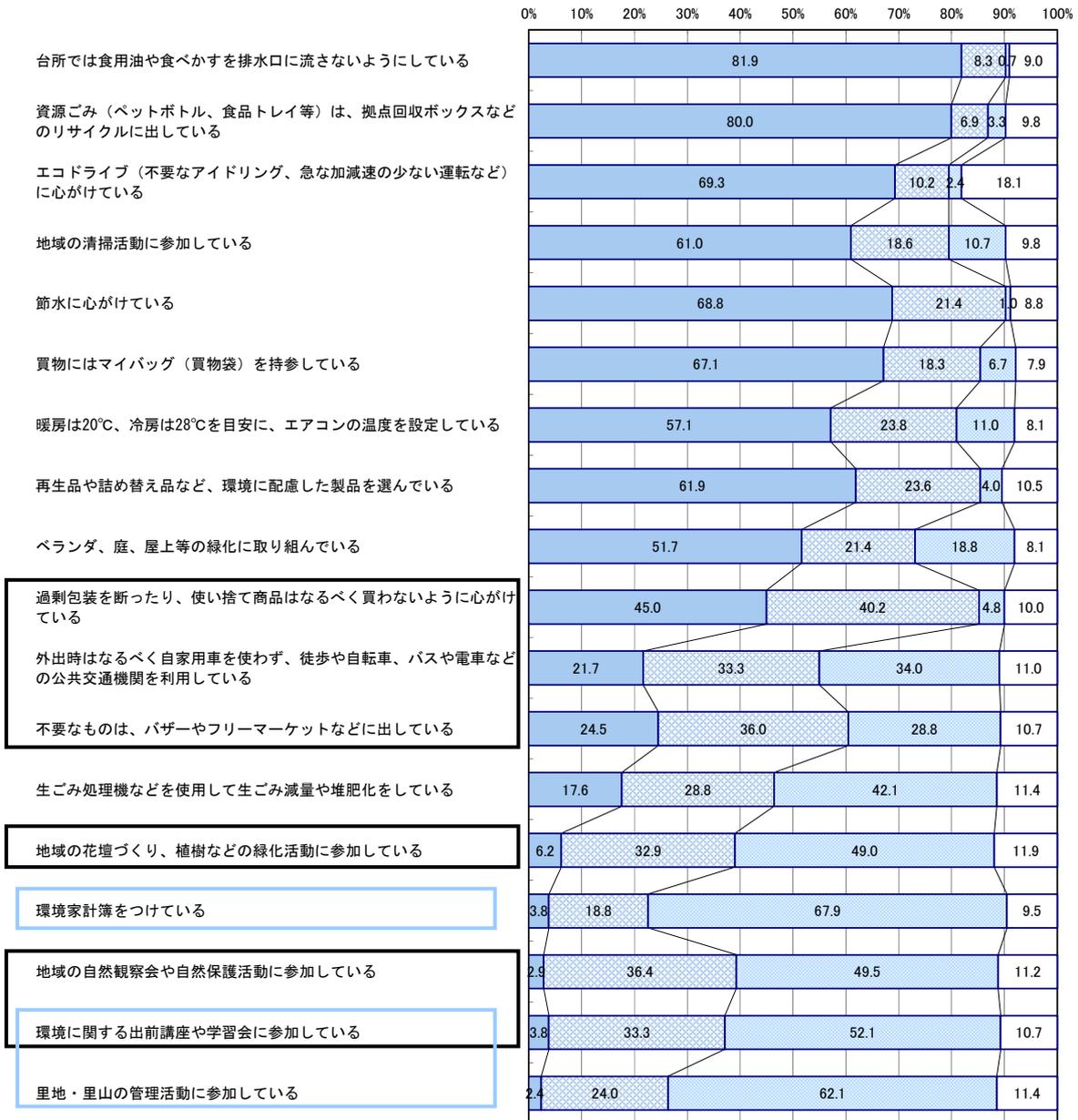


n=420

※グラフは「いつも実施している」値の高い順に並べている。

今後の取り組み

今後も引き続き実施する
 今後は実施したい
 今後も実施するつもりはない
 無回答



n=420

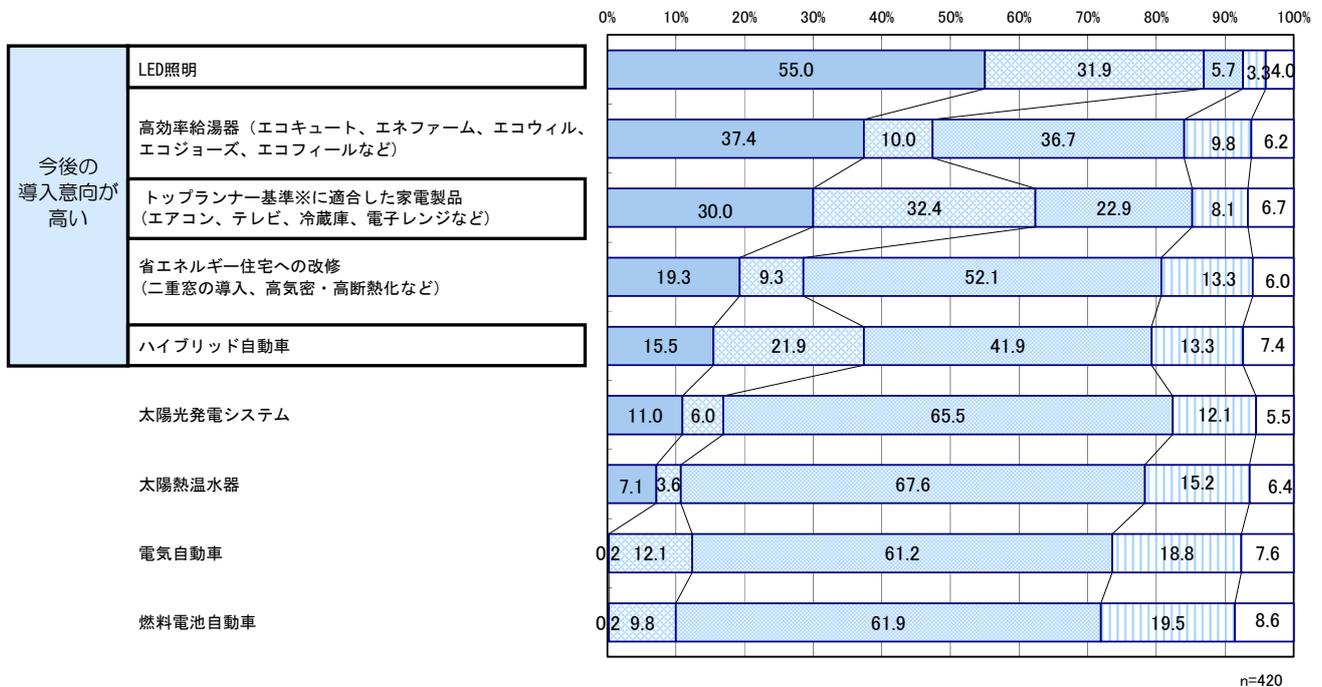
※グラフは前頁(現在の取り組み)の順に並べている。

※ 「今後は実施したい」割合が30%以上。

※ 「今後も実施するつもりはない」割合が50%以上。

問5 現在、以下の設備を導入していますか？また、導入されていないご家庭でも、今後導入しようとお考えですか？
(それぞれ〇は1つ)

■既に導入している ■今後導入したい ■今はわからない ■導入予定はない ■無回答



※グラフは「既に導入している」値の高い順に並べている。

■今後導入しようとしている設備(その他)

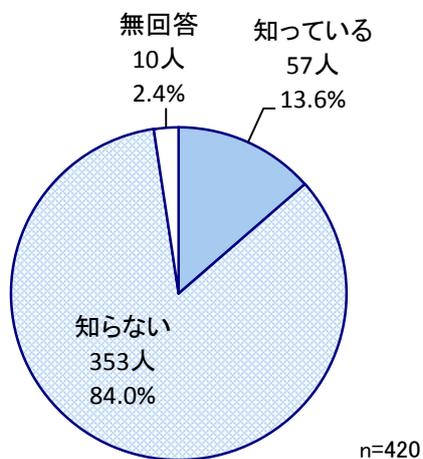
電動アシスト自転車や電動バイク

※トップランナー基準: 国が定めた省エネの基準値をクリアし商品化されているうち、最も省エネ性能が優れている機器(トップランナー)を設定する基準

問6 あなたは遠賀町の「環境基本計画」をご存じですか？

(○は1つ)

◇ 環境基本計画を知らない人が約84%を占める。



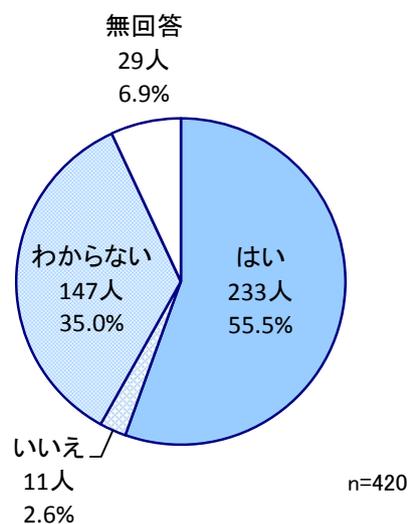
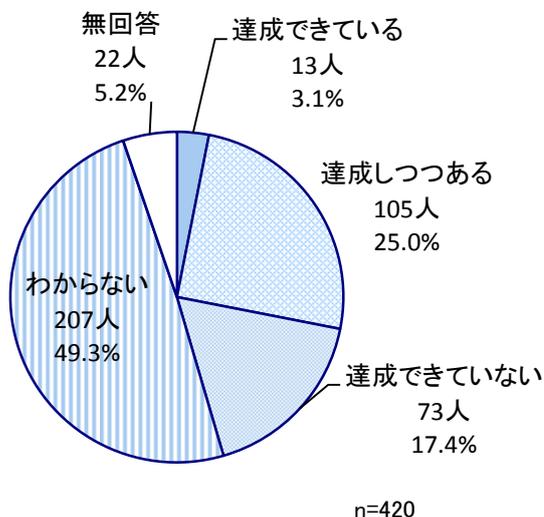
問7 現在の環境基本計画における環境像「おだやかな心で育む水と緑のまち おんが」について、お答え下さい。(それぞれ○は1つ)

環境像は達成できていると思いますか。

- ◇ 「わからない」の割合が半数を占めている。
- ◇ 「達成できている」、「達成しつつある」と思う人は約28%、「達成できていない」と思う人は約17%あった。

今後も継続していくべきと思いますか。

- ◇ 継続すべきと思っている人が半数以上を占める。



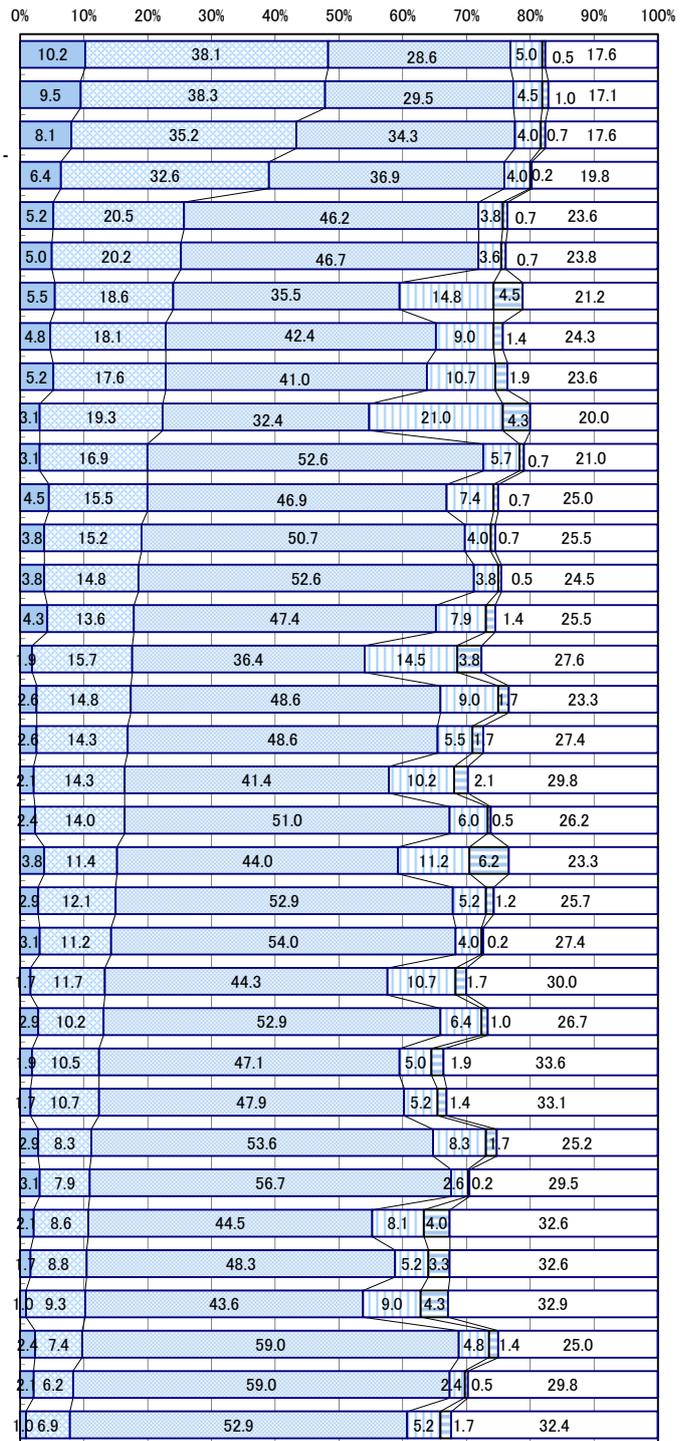
問 8 現環境基本計画に基づいて、これまでに町が実施してきた環境を良くするための取組について、どのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。わからない場合は空欄でかまいません。
(満足度、重要度ともに〇は1つずつ)

満足度

■かなり満足 ■やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 □かなり不満 □無回答

満足度の割合が40%以上

- ごみ減量とリサイクル活動の推進
- レジ袋の削減等、リデュース活動の推進
- 定期的な清掃活動の推進
- リユース、リサイクル活動の推進
- 家庭における省エネルギー活動の促進
- 地域の芸能・行事の継承
- ごみの野焼き防止のための啓発・指導
- 水質等の継続的な測定
- 河川水質の浄化推進（公共下水道事業や農業集落排水事業等）
- 不法投棄に対する防止体制の構築
- 生ごみの自己処理による堆肥化の推進
- 一般廃棄物多量排出事業所への指導
- 家庭や地域、学校における環境啓発活動の推進
- 歴史・文化に関する学習機会の提供
- モラル向上のための啓発
- 安全で親しみやすい水辺の整備
- 平坦な地形を活かした自転車利用の促進
- 町が率先して行う環境負荷の削減
- 緑豊かな都市景観の形成
- 新エネルギー設備の導入支援と公共施設への導入
- 西川等のプレジャーボート不法保留対策の推進
- 町が率先して行う温室効果ガスの削減
- 環境保全活動のネットワーク化の推進
- 自然とふれあう場や機会の提供
- 低公害車の普及促進
- 環境保全型農業の推進
- 農地や森林を維持管理する協働によるしくみづくり
- 光化学オキシダント対策
- 協働による計画推進のための体制づくり
- 希少な動植物の保全と特定外来生物の防除対策
- 鳥獣害対策と動物の生息空間づくり
- 土地利用の適切な規制と適正な誘導
- マイカー利用の抑制
- 事業者の環境マネジメントシステムの取得促進
- 定期的な自然観察会等の開催



n=420

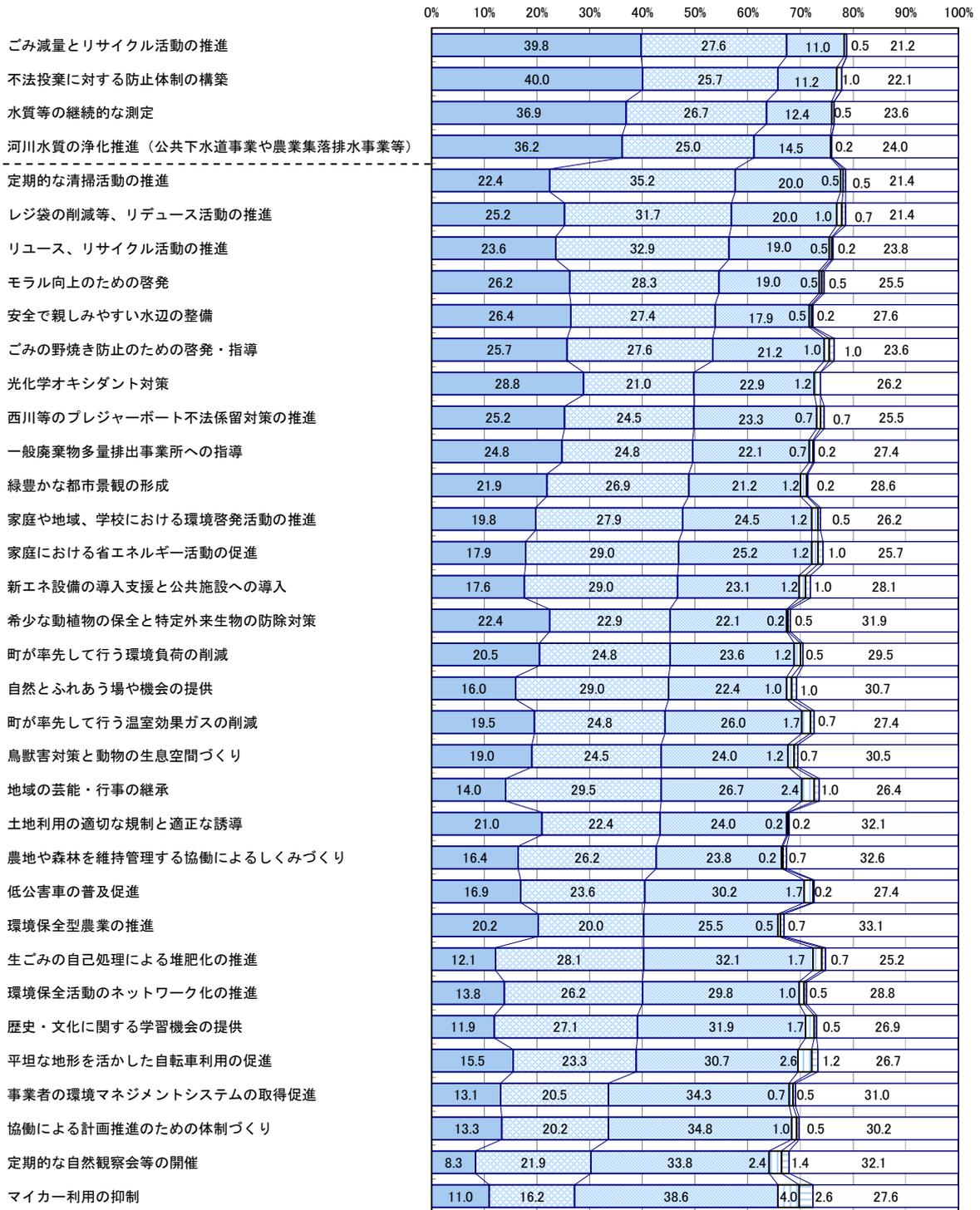
※グラフは「かなり満足」と「やや満足」合計値の高い順に並べている。

※ 不満の割合が大きい(約 20%)。

重要度

かなり重要
 やや重要
 どちらともいえない
 あまり重要ではない
 重要ではない
 無回答

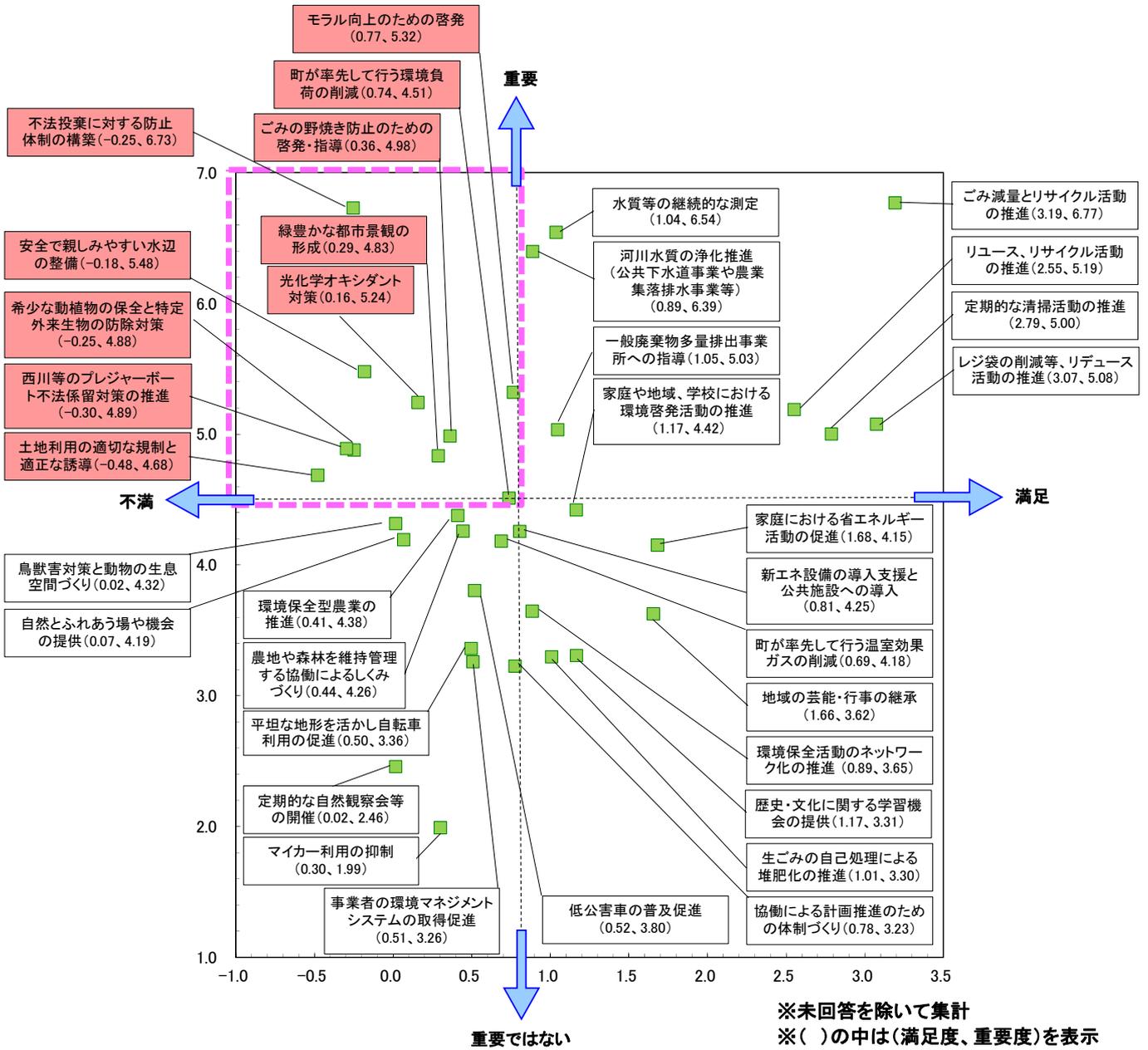
重要度の割合が60%以上



n=420

※グラフは「かなり重要」と「やや重要」の合計値の高い順に並べている。

現在の環境基本計画の施策に対する満足度と重要度の相対的比較



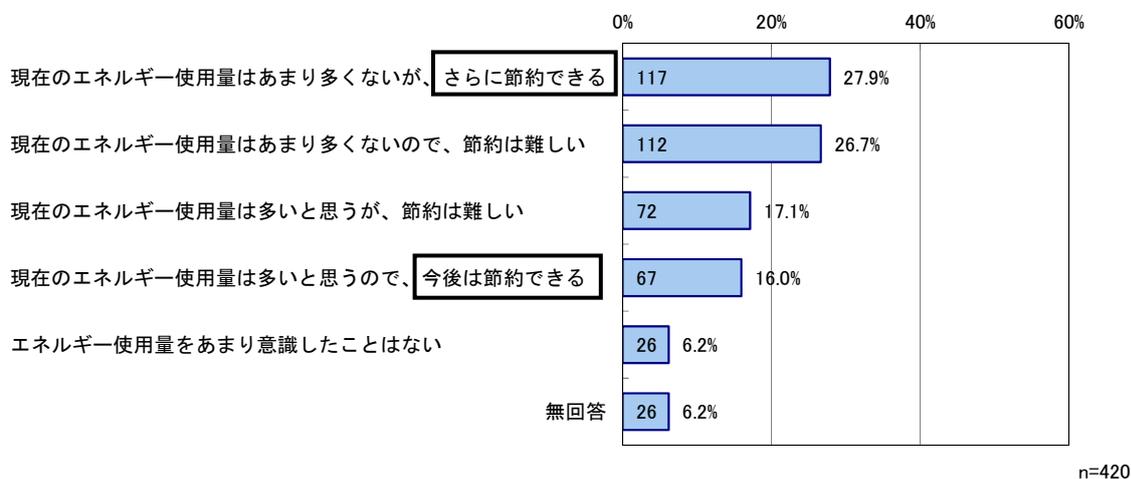
※「満足度」と「重要度」を以下の表に基づいて点数化し、相対的に各取組の重要度、満足度を比較している。

●満足度(重要度)の傾向を示す平均評価得点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{
 \begin{aligned}
 & \left(\begin{aligned}
 & \text{「かなり満足(重要)」の回答者数} \times 10 \text{ 点} + \\
 & \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 5 \text{ 点} + \\
 & \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} + \\
 & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) + \\
 & \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \\
 & \text{の合計得点}
 \end{aligned} \right) \div \left(\begin{aligned}
 & \text{「かなり満足(重要)」} + \\
 & \text{「やや満足(重要)」} + \\
 & \text{「どちらともいえない」} + \\
 & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」} + \\
 & \text{「かなり不満(重要ではない)」} \\
 & \text{の回答者数(無回答を除く)}
 \end{aligned} \right)
 \end{aligned}$$

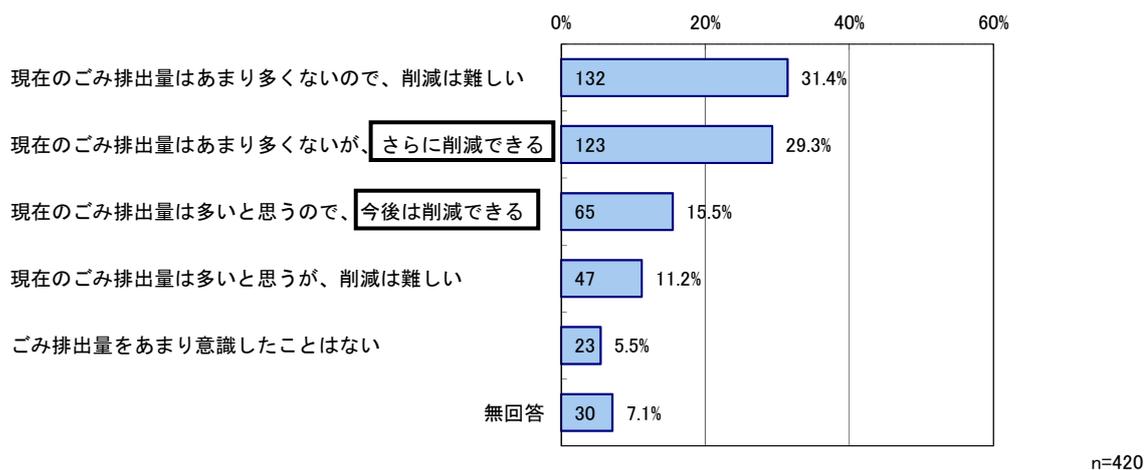
問 9 あなたはご自分の現在のエネルギー(電気、ガス、ガソリン、灯油など)使用状況をどのよう
にお感じですか? (〇は1つ)

◇ エネルギーの使用量が節約できると答えた人が約 44%を占める。



問 10 あなたはご自分の現在のごみ排出状況をどのようにお感じですか。 (〇は1つ)

◇ ごみの排出量が削減できると答えた人が約 45%を占める。



問 11 環境を良くするためのアイデアや要望などについて、自由なご意見をご記入ください。

アイデアや要望など(回答者数:113、回答数:140)			
分野	項目	意見 件数	抜粋意見
自然環境 (10)	自然景観・ふれあい	2	植樹を増やし、森林地帯を増やす
	河川・水辺	8	河川の川底掃除をお願いします。濁りの河川は少しでもなくしたいですね。 遠賀川の水辺の整備。誰もが歩いてみたくなるようなきれいな水辺にできたらいいと思います。
生活環境 (52)	ごみ減少・ 分別・リサイクル	15	ペットボトルやトレー等リサイクル品を出せる場所が少ないので、もっと増やしてほしい。特に電池は役場まで持っていかねければいけないので大変。 どの収集場所にもカラスが荒らす心配のないカゴやボックスなどの設備が整えばいいのと思う。
	ペットのフン・えさやり	6	歩道の雑草やペットのフンがいたる所で気になります。
	不法投棄・ポイ捨て	12	トライアルからゆめタウンに続く 3 号線の側道はごみ捨てが非常に多い。 遠賀川の土手のごみ、空き缶ポイ捨て対策をしてほしい。
	水質	3	遠賀町の水はおいしくないというのがイメージです。浄水器をつけています。せつかくの川が多い町なのでもっときれいな川、親しめる川であつたらと思います。親水公園みたいなのがあるといいですね。
	草刈り	8	植木が敷地からはみ出しているのも通行の邪魔。 雑草などは多く繁る前に刈っていただければ、見た目にもいいのでは。ごみを捨てたりしにくくなると思う。
	上下水道	4	河川浄化のためにも、下水道環境の整備を急ぐべきだと思います。
	大気汚染・悪臭	2	PM2.5 など直接健康に結びつくものの対策も考慮してほしい。
	騒音・振動	2	トラック、バイクの騒音と家の揺れを改善してもらいたい。
快適環境 (26)	公園・施設・街灯	3	車中あらしが多発で、防犯カメラ等が必要。 外灯を増やしてほしい。警察のパトロールお願い。
	空き家・空き地・放置田	5	高齢化の影響からか放置されたままの田畑が目立つ。
	道路・交通・駐車場	8	バスの本数が少ないので車がないと生きていけない。
	まちなみ景観	6	駅前等もう少し明るい町並みになると嬉しい。
	防犯・見回り・安全	4	川にガードレールがないところがあるので子供たちが自転車などで走っていて落ちることが心配です。小さな子供も足を踏み外しそうです。
地球環境 (5)	再生エネルギー	5	太陽光発電のパネルが多くなり、地元感が減るのは少しさみしいです。

分野	項目	意見 件数	抜粋意見
環境保全 体制 (28)	教育・学習・広報	12	一人一人の自覚ともっと広まるように広報などで発進していくと良いと思います。 地域の歴史や文化・行事等、幼稚園や保育園、小学校での教育が必要と思います。
	環境意識	4	町や事業者まかせでなく、個人も家の周りに少し手を伸ばし、草取りや清掃に心がけるとよいと思う。
	環境行政組織	5	住民意識を高めるにはもっと啓発に努めるべきです。住民の目に見えるよう、分かりやすい活動に期待します。
			町役場などが積極的に環境に対するアイデアを出した方が良い。
	条例・規則	4	罰則を厳しく違反した者には、二度と間違いを繰り返させないように呼び出して指導する。野焼きをする人がいなくなるというのは、問題だと思う。
市民活動	3	公道にかかるような土地の手入れはボランティアなどを集め、地主と相談し手入れの代行をする仕組みがあればいいと思う。	
その他 (19)	その他	19	環境を整備維持していくのは非常に大変なことと思います。お金も人力もかかります。整備維持していくための財源をどう確保するか。住みやすい(人も生き物も)環境を作るために何かの産業をおこしていかなければならないと思います。

6. 事業所アンケート調査結果

(1) 調査の概要

	平成 28 年度調査	前回調査(平成 21 年度調査) [※]
調査期間	約 3 週間(平成 28 年 7 月 28 日～平成 28 年 8 月 19 日)	約 1 か月半(平成 21 年 10 月下旬～平成 21 年 12 月上旬)
調査方法	郵送法	直接訪問配布、直接回収 または郵送回収
調査対象	50 社	220 社
対象者抽出方法	業種、規模等を考慮して抽出	ハローページ(企業名)から業種・規模ごとに作為抽出
回収数	32 サンプル	90 サンプル
有効回収数	31 サンプル	90 サンプル
有効回収率	62.0%	40.9%

※前回調査(平成 21 年度調査): 当初の環境基本計画を策定する際に実施した事業所アンケート調査

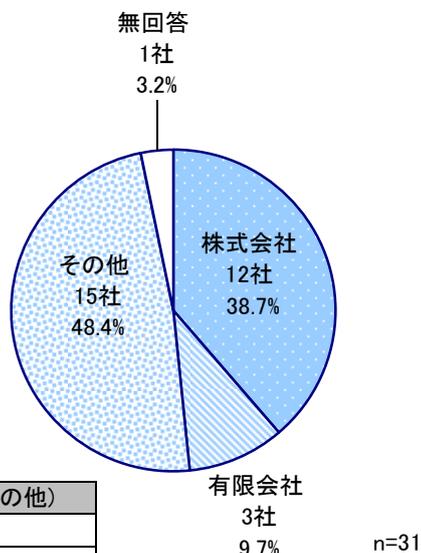
(2) 調査結果

※円グラフの数値は、回答事業所数、割合の順に示している。

問 1 貴事業所について、次の項目ごとにそれぞれ1つ選んで番号に○をつけてください。

■ 経営組織

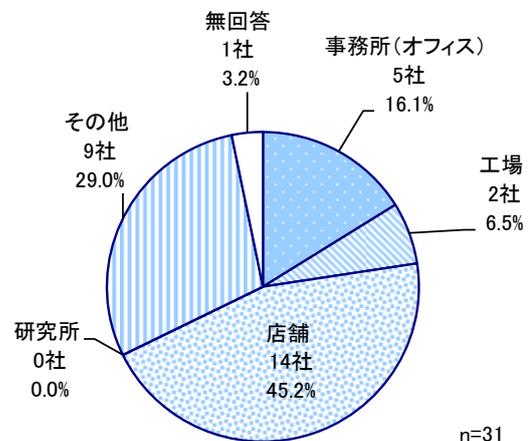
◇ 株式会社が約 39%と最も多い。



■ 経営組織(その他)	
法人	4件
個人経営	3件
協同組合	
福岡県	

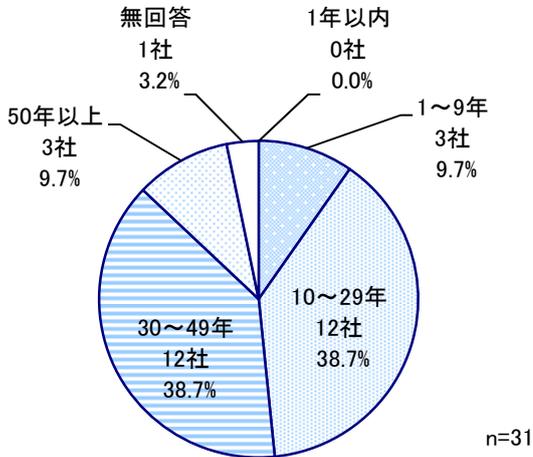
■ 事業形態

◇ 店舗が約 45%と最も多く、次いで事務所(オフィス)が約 16%あった。

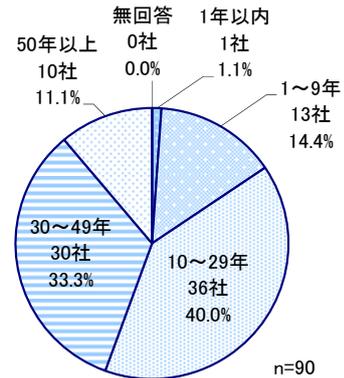


■ 営業年数

◇ 営業年数 10～29年、30～49年がそれぞれ約 39%を占める。



前回調査 (平成 21 年度実施)



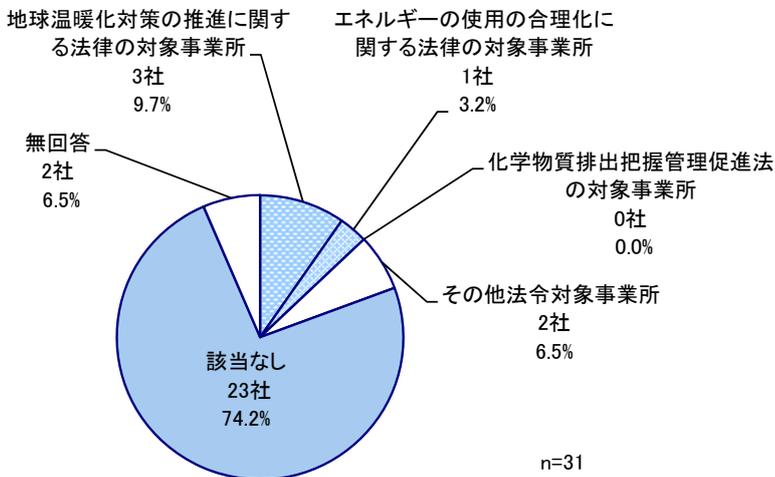
■ 環境関係法令(その他の法令名)

感染性廃棄物

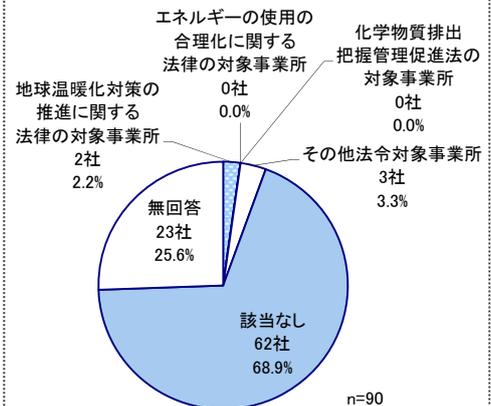
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 法令の属性

◇ 該当なしと無回答が約 81%を占める。

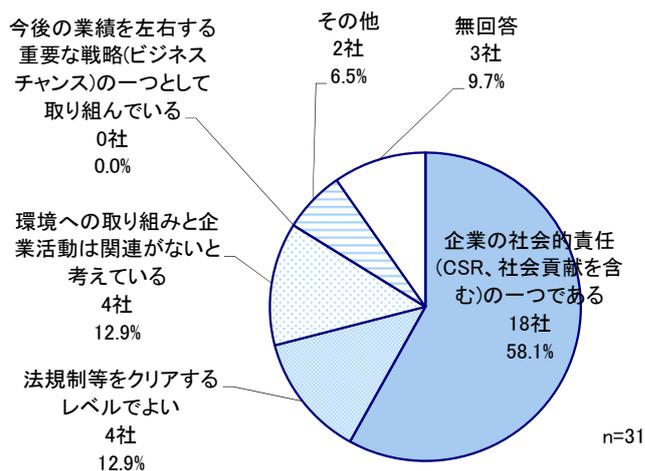


前回調査 (平成 21 年度実施)



問2 貴事業所では企業の環境への取り組みと企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

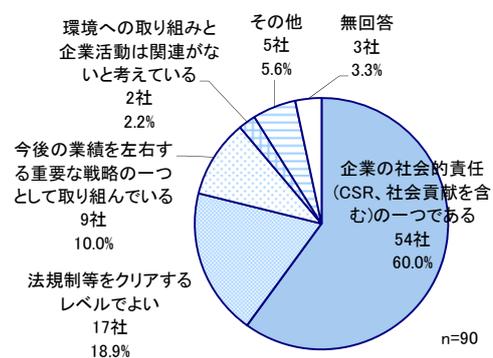
◇ 環境への取り組みを「企業の社会的責任」と答えた事業所が約58%を占める。(前回調査では約60%)



■ 環境への取り組み(その他の意見)

歩道の除草作業を行っている

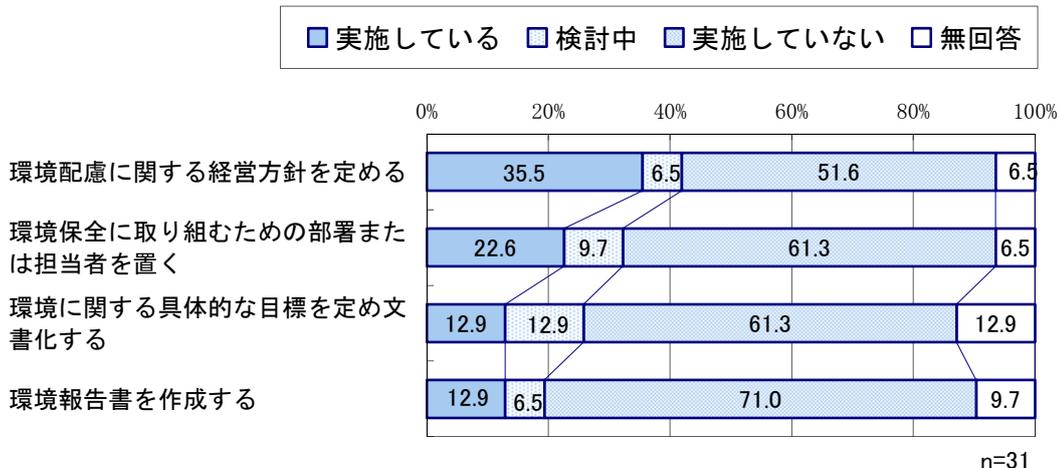
前回調査(平成21年度実施)



問3 貴事業所では、現在、環境に関する計画の策定や組織の設置等を実施していますか。また、今後の予定はどうか。現在と今後に分けてそれぞれ1つ選んで○をつけてください。

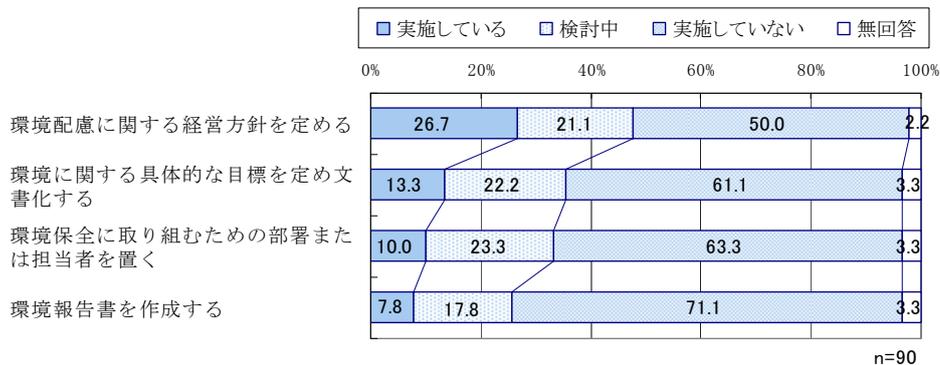
現在の実施状況

- ◇ 現在はいずれの計画・組織も設けていない事業所が約 52～71%を占める。(前回調査でも同様)
- ◇ 環境配慮に関する経営方針を定めている事業所は約 36%である。(前回調査では約 27%)
- ◇ 環境保全に取り組む部署または担当者を置いている事業所は約 23%である。(前回調査では 10%)



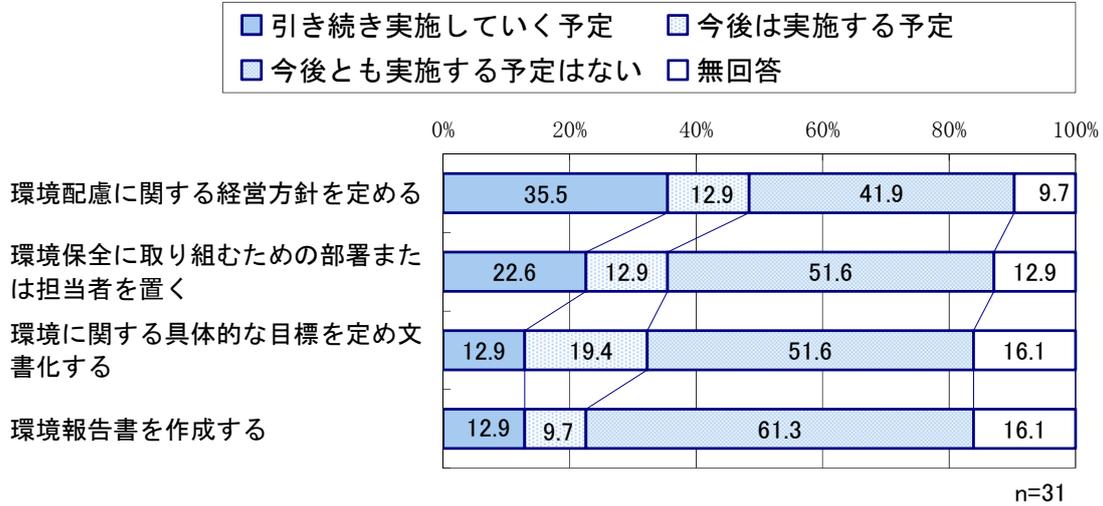
※グラフは「実施している」値の高い順に並べている。

前回調査(平成 21 年度実施)



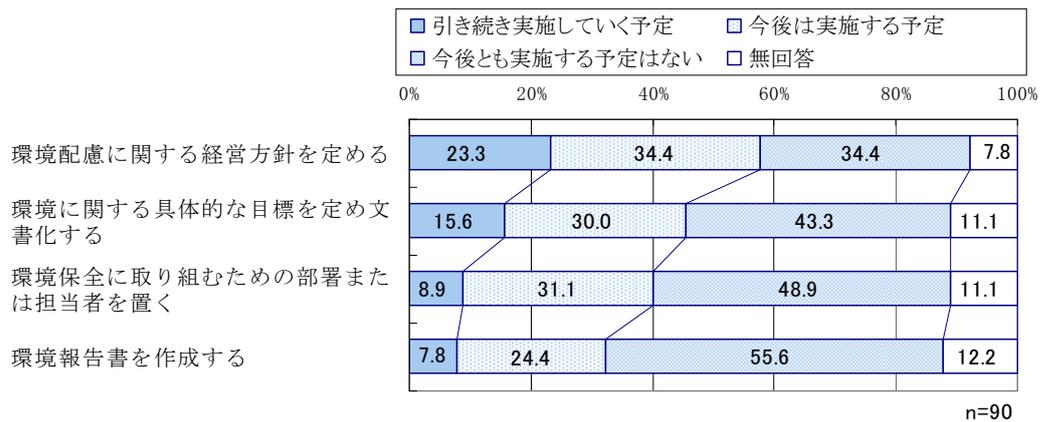
今後の実施意向

◇ 今後とも実施する予定がない事業所は約 42～61%を占める。(前回調査では約 35～55%)



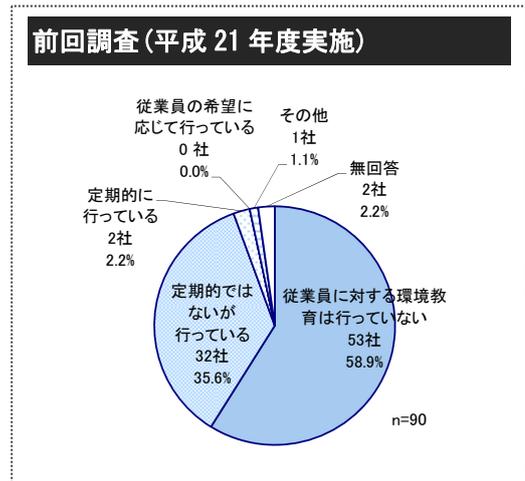
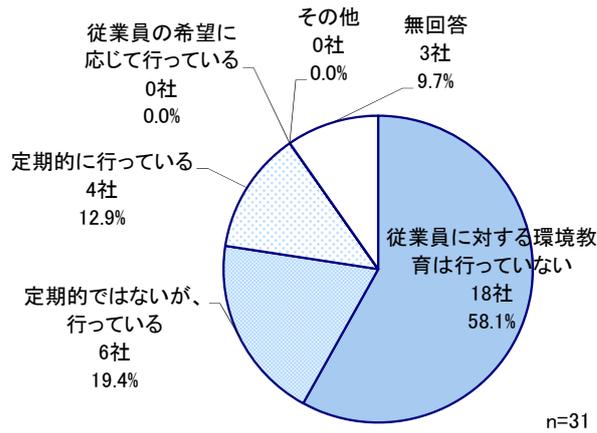
※グラフは「引き続き実施していく予定」値の高い順に並べている。

前回調査(平成 21 年度実施)



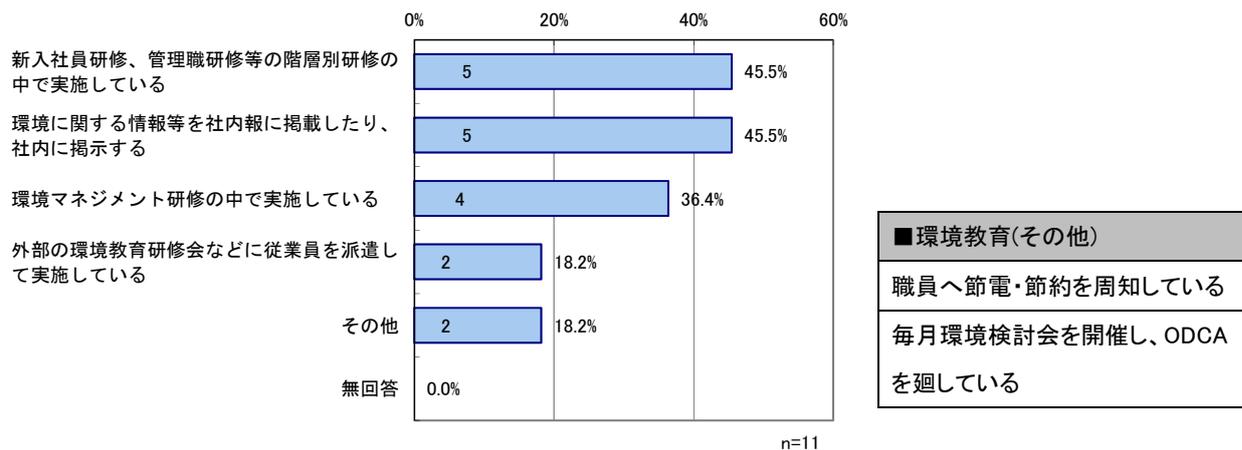
問4 貴事業所では、環境配慮に関する社員教育についてどのように取り組んでいますか。1つ選んで番号に○をつけてください。

◇ 教育を行っていない事業所が約58%を占める。(前回調査では約59%)



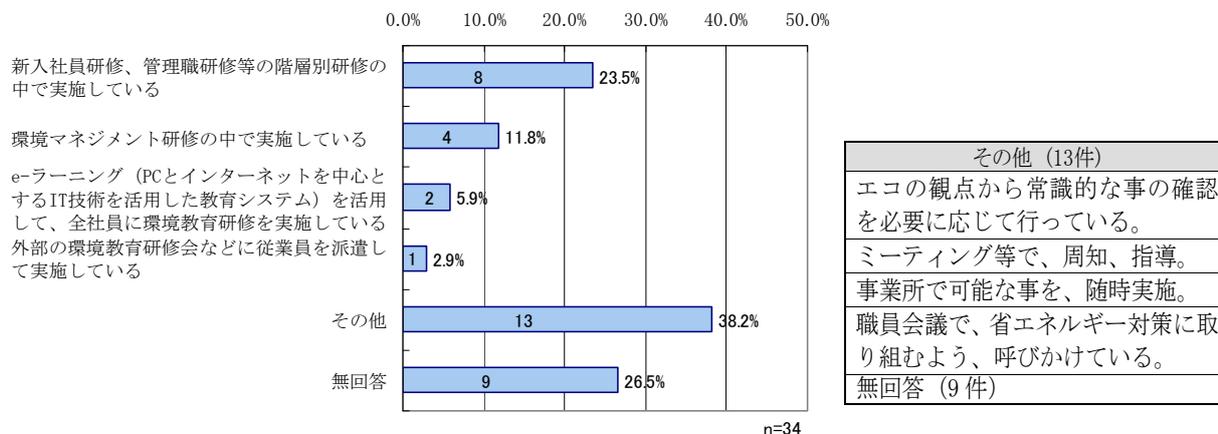
問5 従業員向け環境教育をどのような形で行っていますか。当てはまるものを全て選んで○をつけてください。

◇ 「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している」、「環境に関する情報等を社内報に掲載したり、社内に掲示する」の割合が最も大きく、それぞれ約 28%となっている。(前回調査でも「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している」が最も多かった。(約 24%))



※「e-ラーニングを活用して、全社員に環境教育研修を実施している」と「環境に関する独立したパンフレット等を制作して配布する」は、0.0%であった。

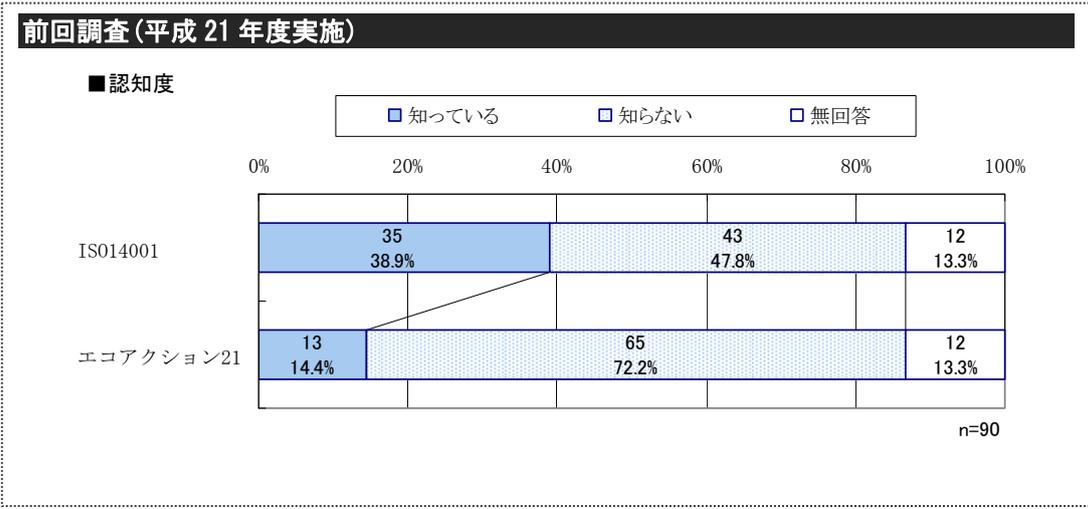
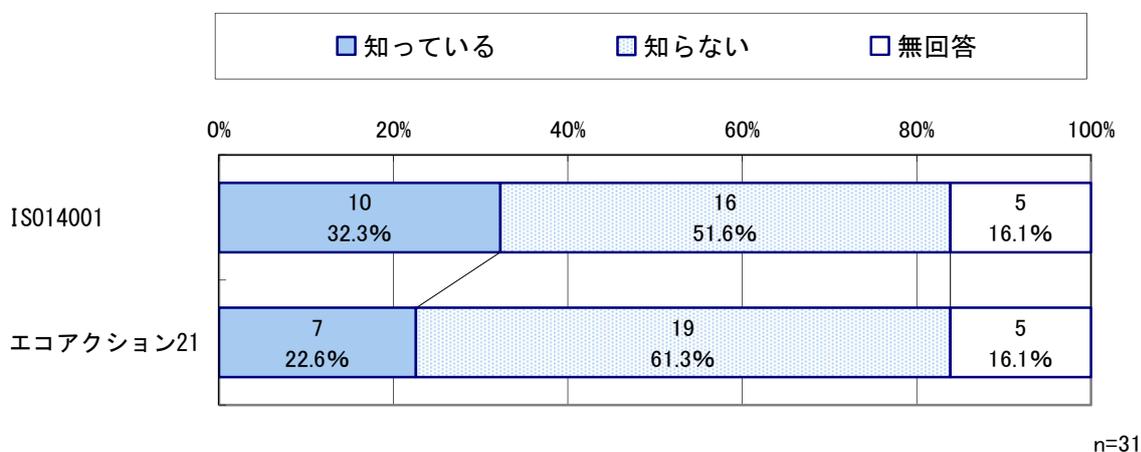
前回調査(平成 21 年度実施)



問6 事業者が自主的環境保全への取組を継続的に進めていくための仕組みとして、「環境マネジメントシステム」があり、具体的には「ISO14001」や「エコアクション 21(環境活動評価プログラム)」等の認証登録制度がありますが、これらについてご存知ですか。また、貴事業所の取組、今後の予定についてはどのようにお考えですか。「認知度」、「取得状況と今後の予定」についてそれぞれ〇を1つつけてください。

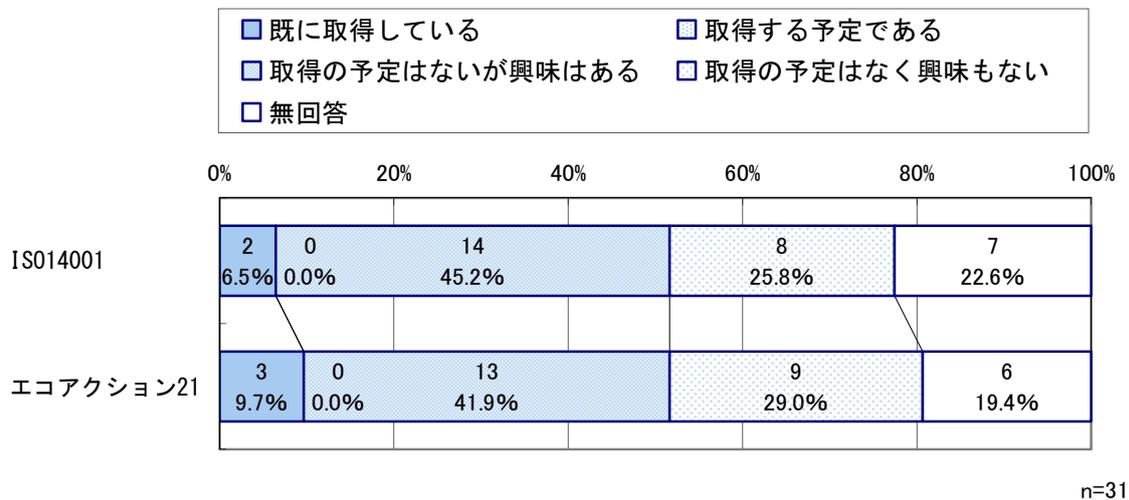
認知度

◇ ISO14001 を知っている事業所は約 32%(前回調査では約 39%)、エコアクション 21 を知っている事業所は約 23%(前回調査では約 14%)となっている。



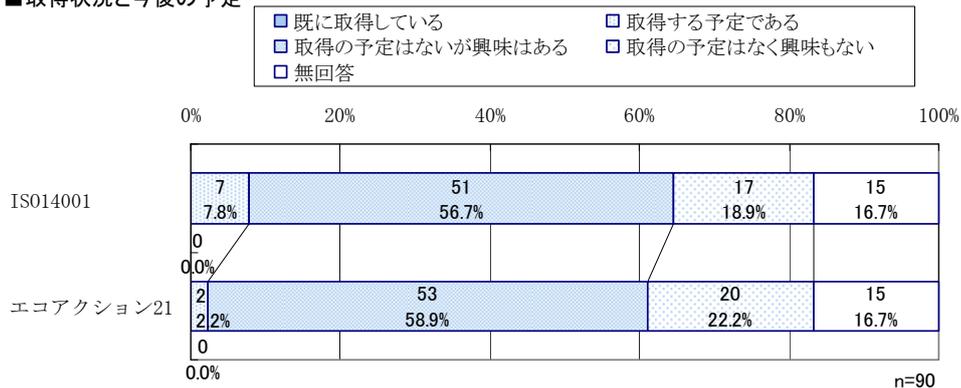
取得状況と今後の予定

- ◇ ISO14001 を取得している事業所は 2 社、エコアクション 21 を取得している事業所は 3 社あった。(前回調査では 0 社)
- ◇ 「取得の予定はないが興味はある」事業所が最も多い。(前回調査でも同様)



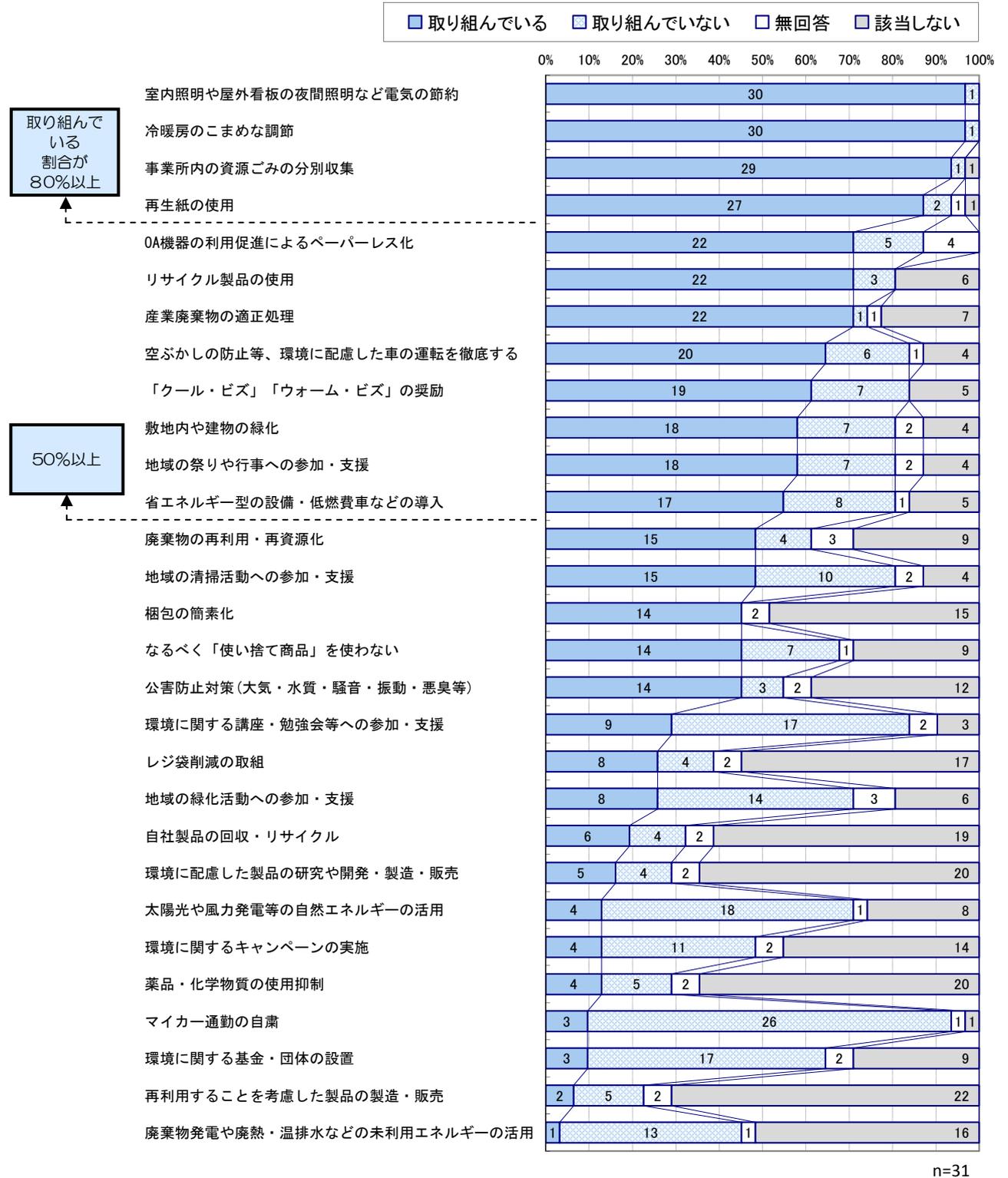
前回調査(平成 21 年度実施)

■取得状況と今後の予定



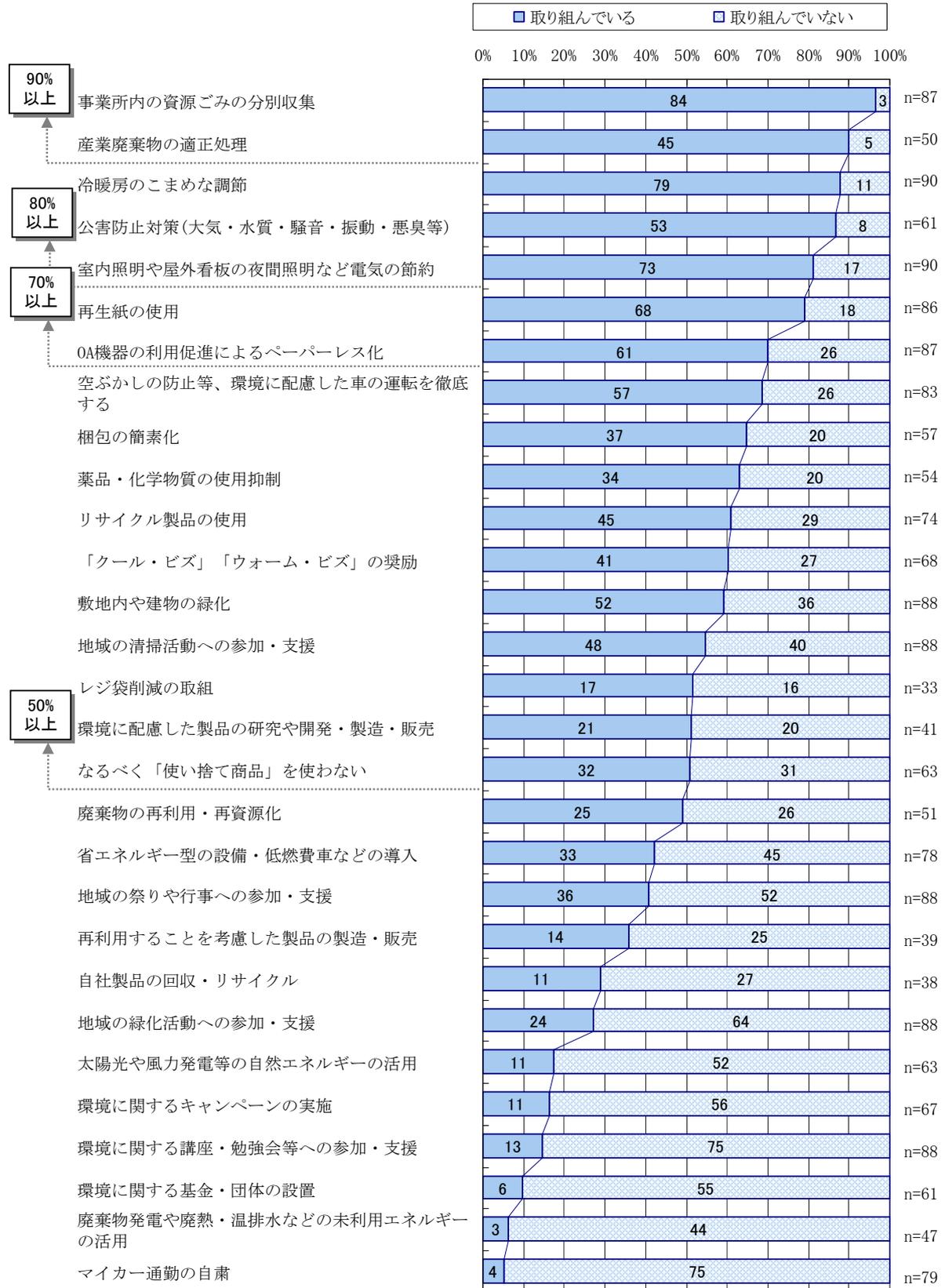
問7 貴事業所では、環境保全に関する以下のような項目について、どのように取り組んでいますか。「現在」と「今後」それぞれ1つを選んで〇をつけてください。なお、貴事業所に該当しない設問に対しては、「当事業所には該当しない」に〇をつけてください。

現在の取り組み

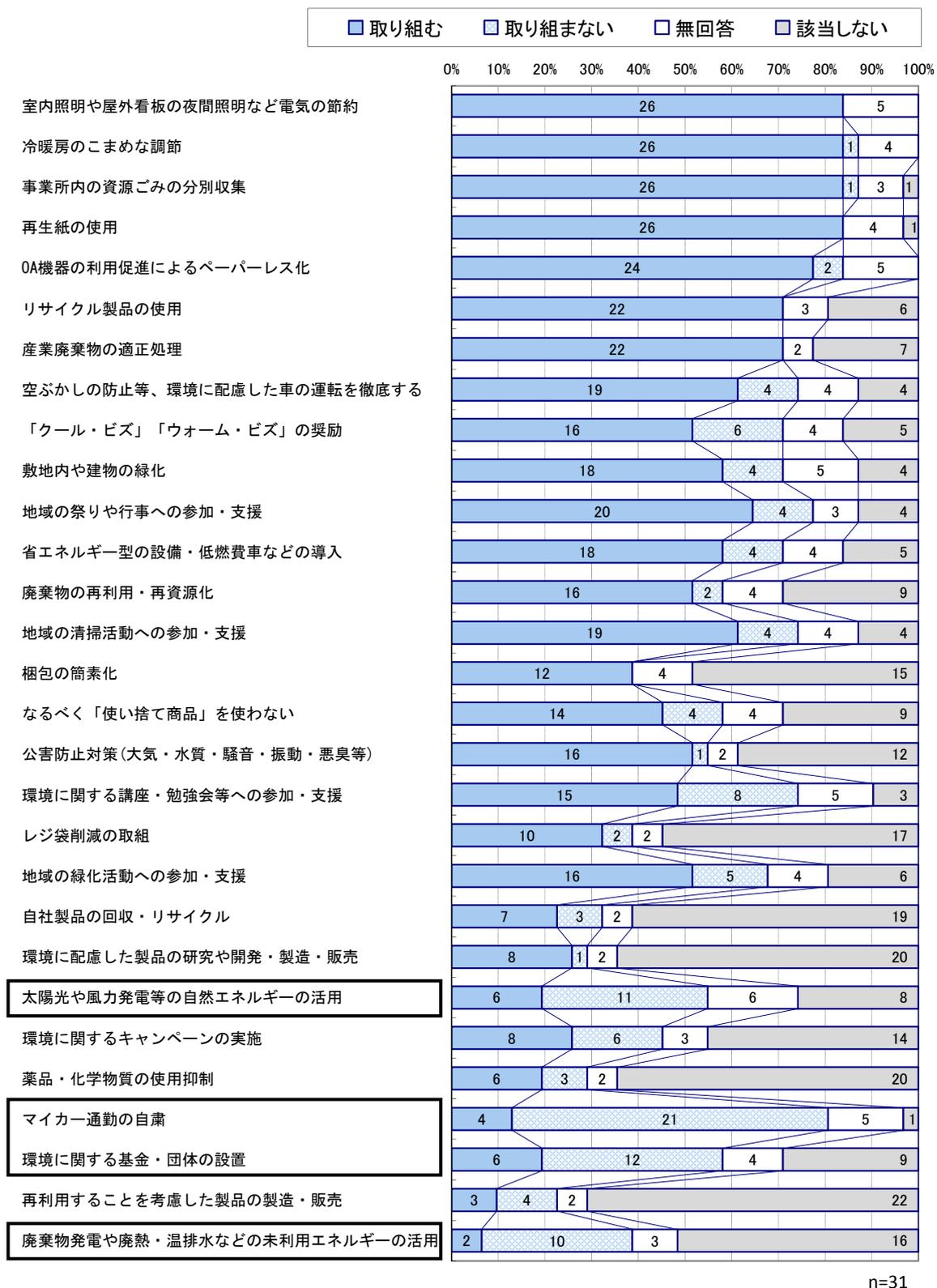


※グラフは「取り組んでいる」値の高い順に並べている。

前回調査(平成 21 年度実施)



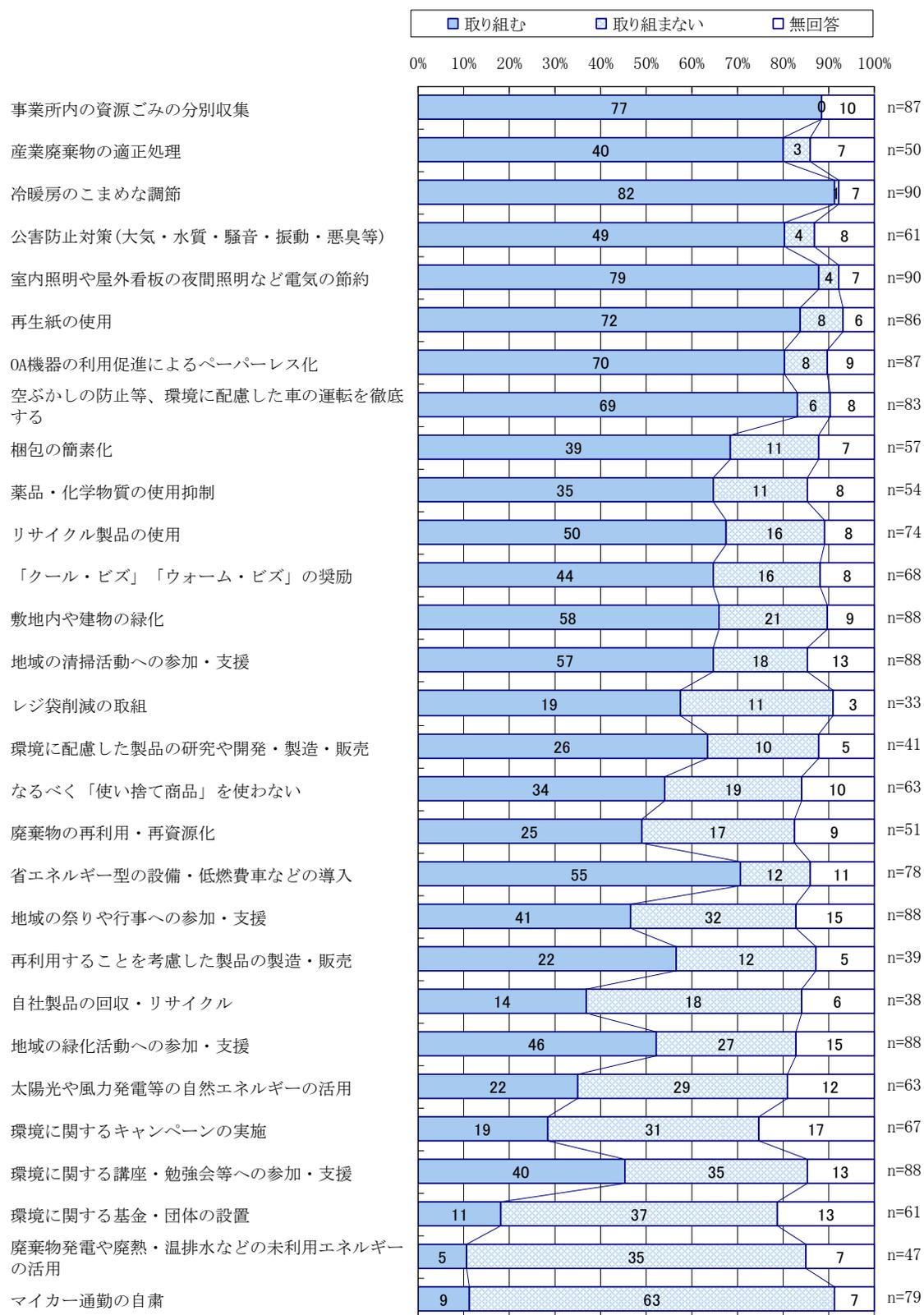
今後の取り組み



※グラフは前頁の(現在の取り組み)の順に並べている。

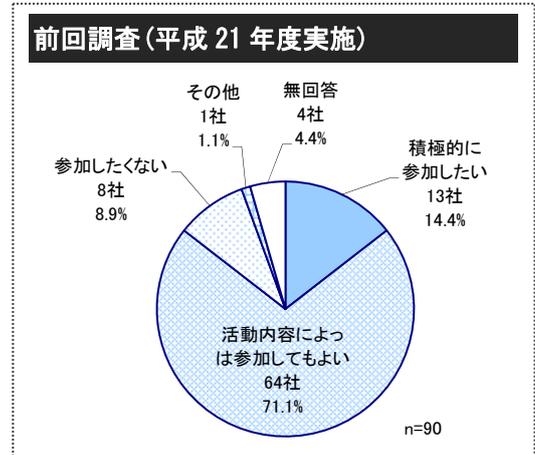
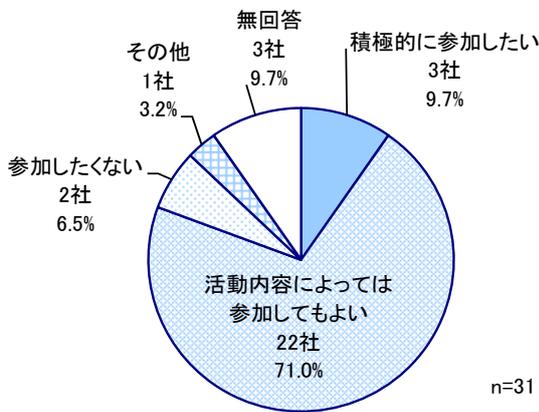
※ 「今後も取組まない」との回答が10件以上の項目。

前回調査(平成 21 年度実施)



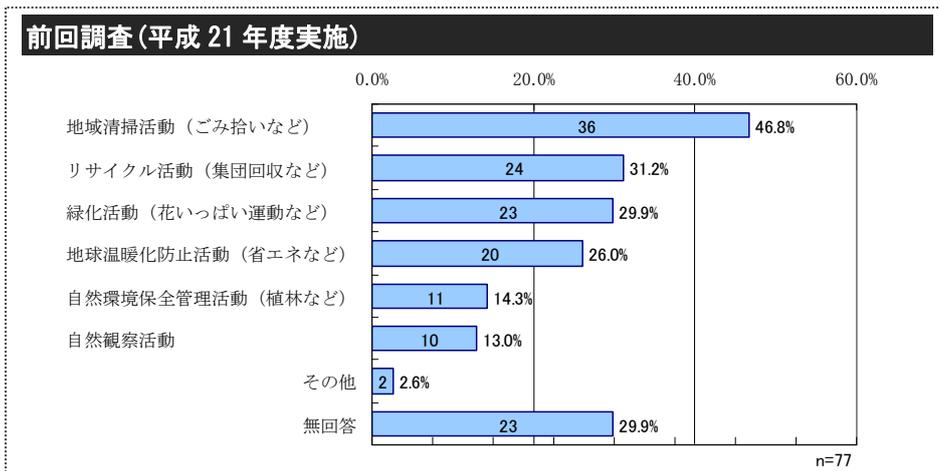
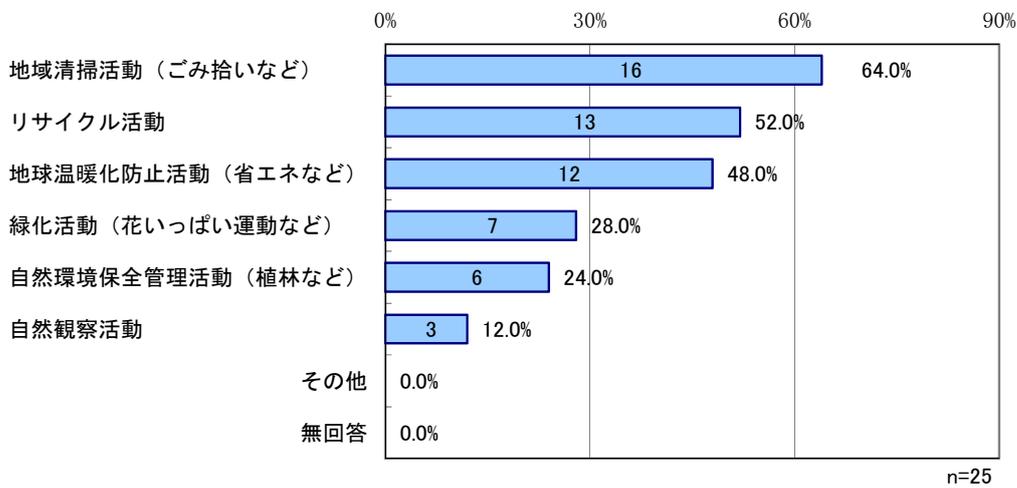
問 8 より良い環境づくりを進めていくための地域活動に、貴事業所ではどの程度参加したいですか。次の項目の中から、1つ選び番号に○をつけてください。「1」または「2」とお答えの方は、その活動内容についてお答えください。

◇ 「活動内容によっては参加してもよい」事業所が約 71%と最も多い。(前回調査でも最も多く、約 71%)



参加したい、参加しても良い活動内容(複数回答)

◇ 「地域清掃活動(16社)」が最も多く、次いで「リサイクル活動(13社)」、「地球温暖化防止活動(12社)」が多い。(前回調査では「地域清掃活動」、「リサイクル活動」、「緑化活動」の順)

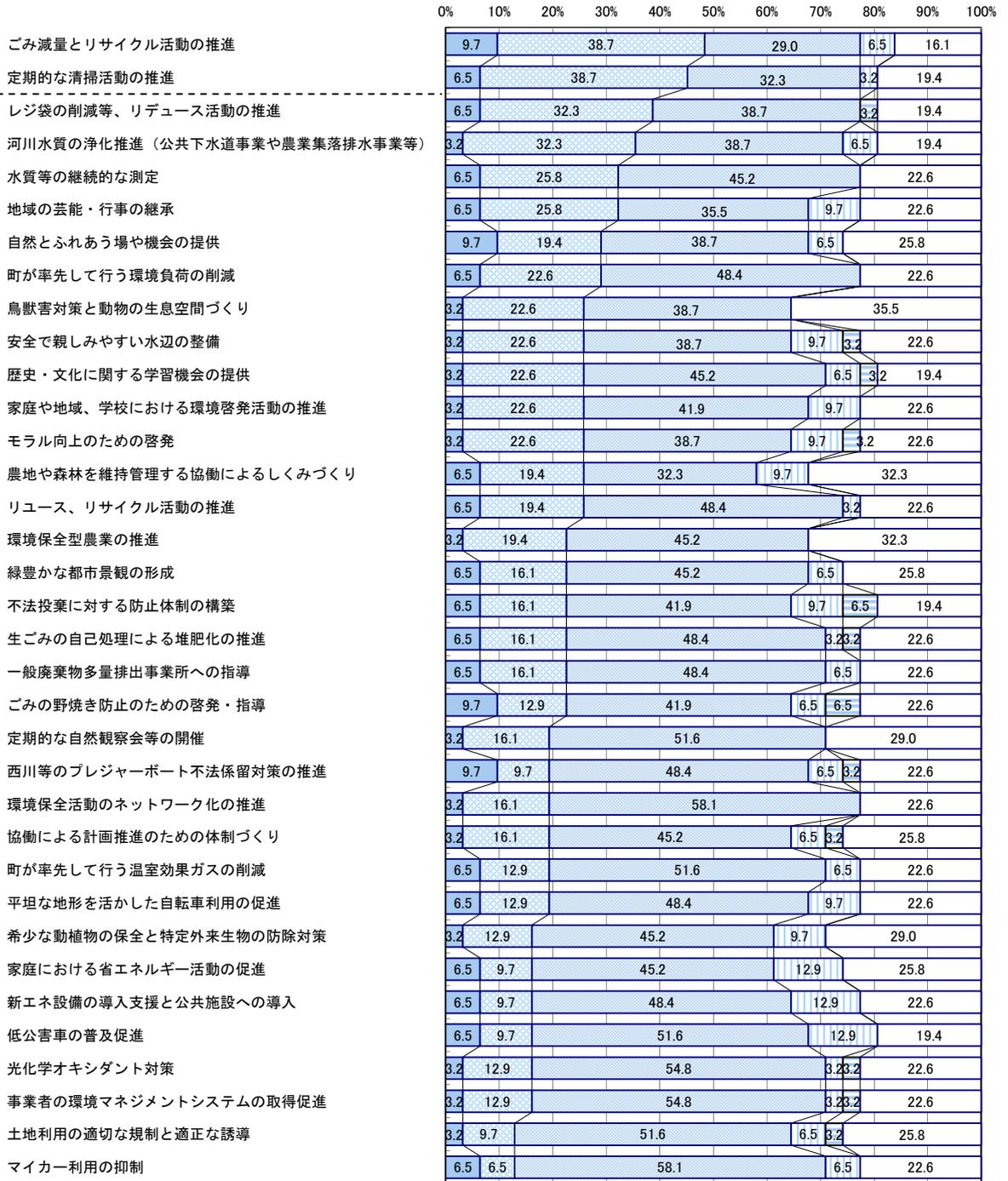


問9 現在の環境基本計画に基づいて、これまでに町が実施してきた環境を良くするための取組について、どのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。わからない場合は空欄でかまいません。(満足度、重要度ともに〇は1つずつ)

満足度

□ かなり満足 □ やや満足 □ どちらともいえない □ やや不満 □ かなり不満 □ 無回答

満足度の割合が40%以上

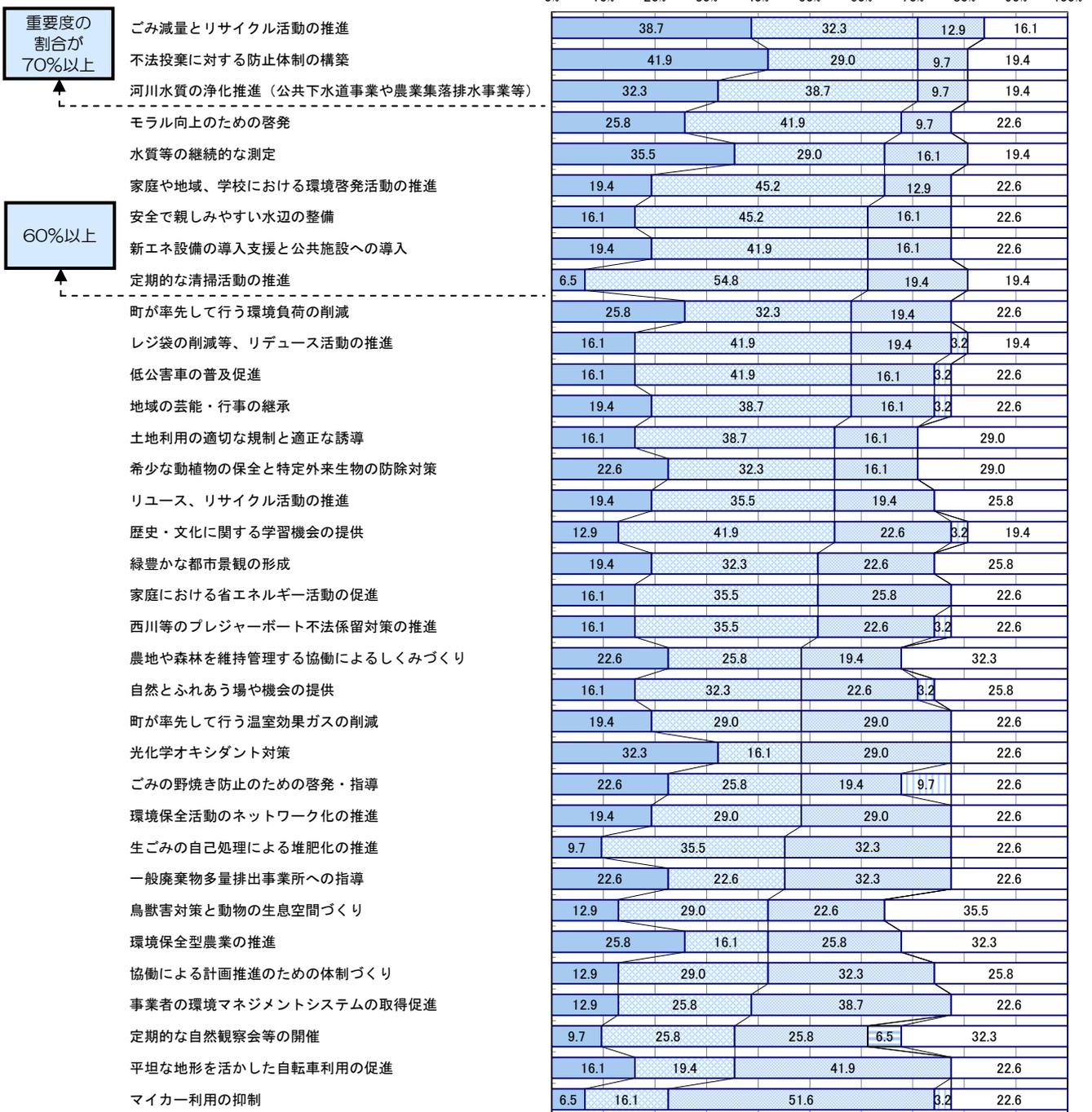


n=31

※グラフは「かなり満足」+「やや満足」の値が高い順に並べている。

重要度

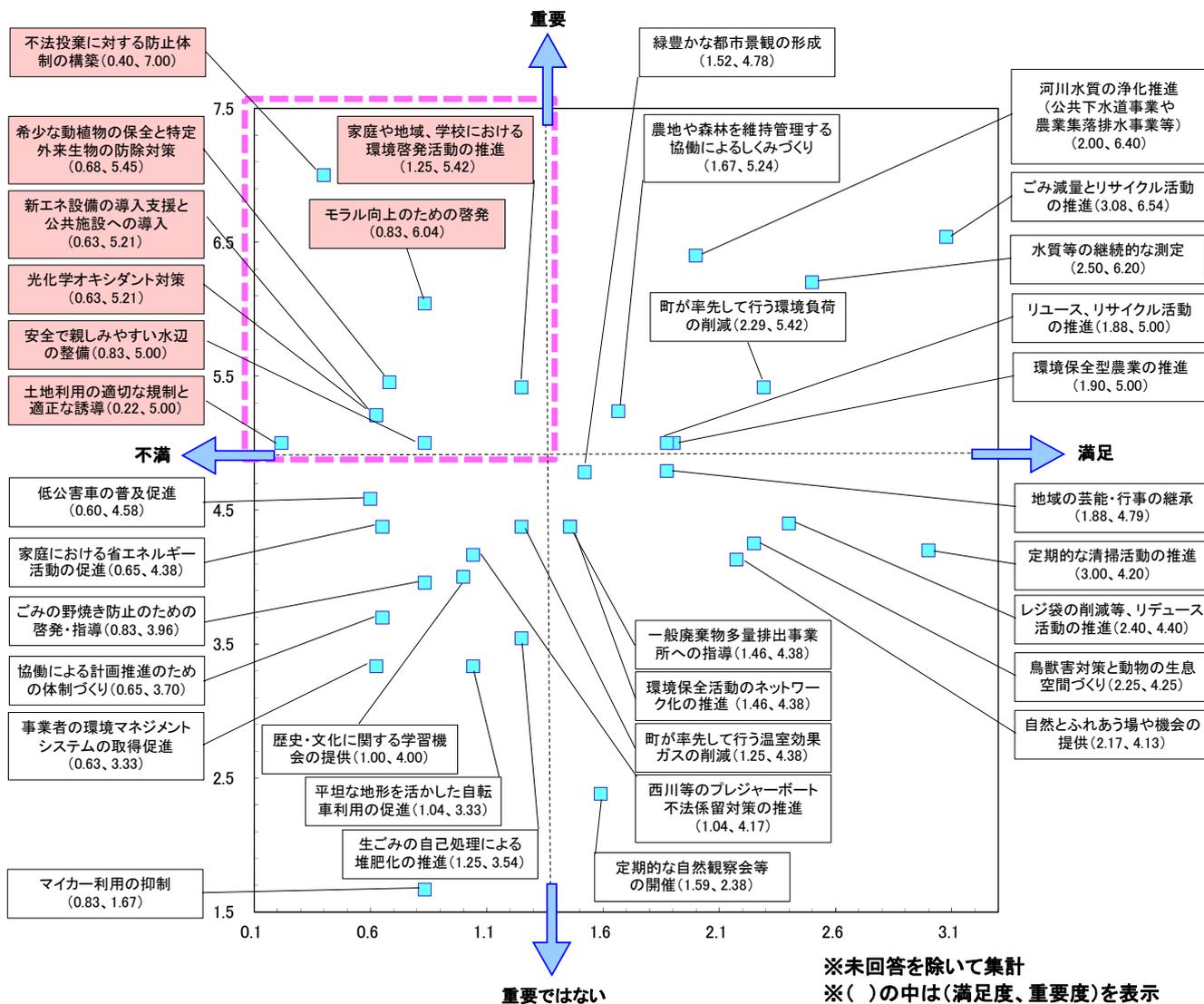
かなり重要
 やや重要
 どちらともいえない
 あまり重要ではない
 重要ではない
 無回答



n=31

※グラフは「かなり重要」+「やや重要」の値が高い順に並べている。

現在の環境基本計画の施策に対する満足度と重要度の相対的比較



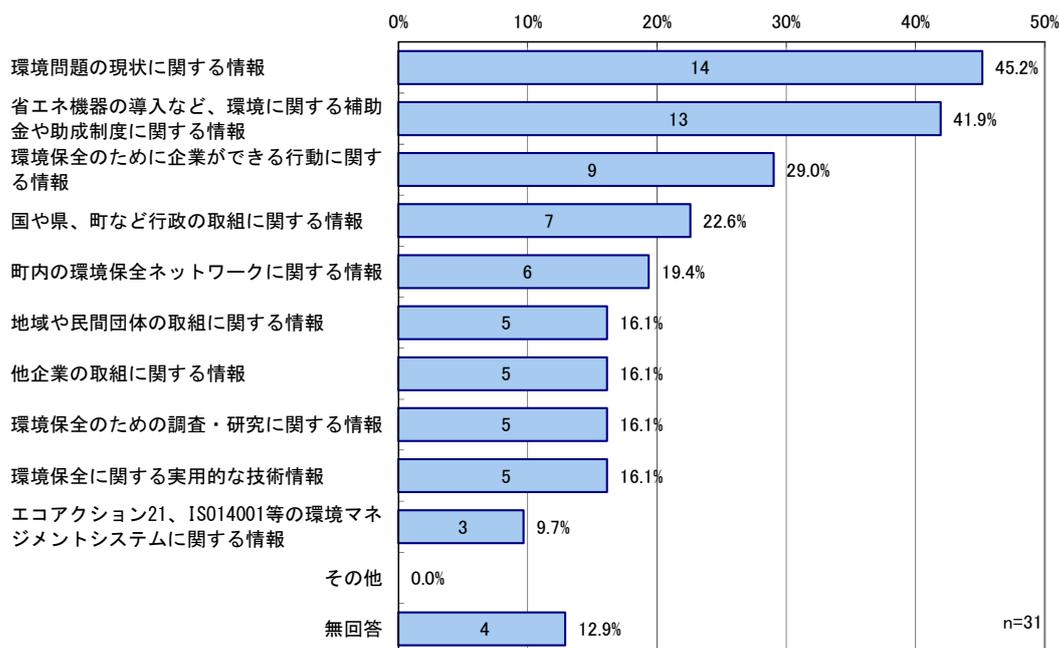
※「満足度」と「重要度」を以下の表に基づいて点数化し、相対的に各取組の重要度、満足度を比較している。

●満足度(重要度)の傾向を示す平均評価得点の算出方法

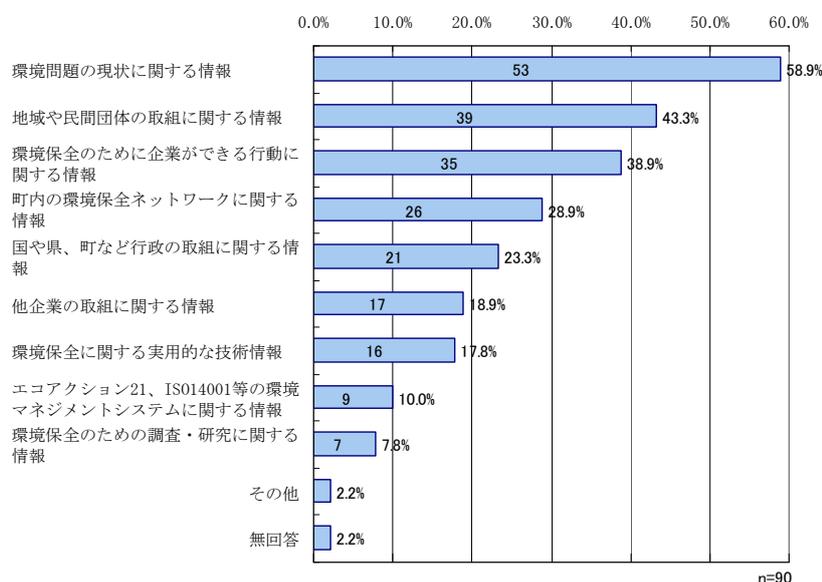
$$\text{平均評価得点} = \frac{\begin{aligned} & \left(\begin{aligned} & \text{「かなり満足(重要)」の回答者数} \times 10 \text{ 点} + \\ & \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 5 \text{ 点} + \\ & \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} + \\ & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times (-5 \text{ 点}) + \\ & \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者数} \times (-10 \text{ 点}) \end{aligned} \right) }{\begin{aligned} & \text{合計得点} \end{aligned}} \div \left(\begin{aligned} & \text{「かなり満足(重要)」} + \\ & \text{「やや満足(重要)」} + \\ & \text{「どちらともいえない」} + \\ & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」} + \\ & \text{「かなり不満(重要ではない)」} \end{aligned} \right) \times \text{回答者数(無回答を除く)}
 \end{aligned}$$

問 10 行政から提供してほしい環境保全に関する情報はどのようなものですか。3つまで選んで番号に○をつけてください。

◇ 「環境問題の現状(14社)」、「省エネ機器の導入に関する助成制度(13社)」、「環境保全のための行動(9社)」、「行政の取組(7社)」などの情報が多く望まれている。(前回調査では「環境問題の現状」、「地域や民間団体の取組」、「環境保全のための行動」の順。「省エネ機器の導入に関する助成制度」は、今回新たに追加した項目である。)



前回調査(平成21年度実施)



問 11 環境を良くするために、事業者と町民、行政が協力して行う活動などに関するアイデア、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

自由意見(4件)

1. 推進組織を明確にし、取り組み体制、数値目標、スケジュール等を定め「目で見える管理」「PDCAが廻る仕組みづくり」を。
2. 地球規模でどの地域も取り組むべきテーマと、遠賀町の地域性を生かした特自の取り組みを区別する。
3. 平坦な地形を生かした自転車利用は高齢者用小型電動車を含め、総合的に取り組んでは？
4. 豊富な水資源に恵まれている一方で、水路などの水廻りがきれいとは言い難い。ボランティア活動等と連携して水路等の美化に取り組めば農業振興にもつながる。
5. 環境教育は大学の環境教育サークルも利用しては？教育に限らず、ボランティア活動にも参加してもらえれば若者の活性化にも繋がるはず？
6. 環境技術で優れる谷工業さんにもっと協力してもらっては？

環境に対する行政と事業所の情報の共有を強化する。

ごみの野焼きは意識が足りない。川の草はいつもと同じところだけ刈っている。計画的に刈ってほしい(荒れている所は、ずっと荒れ放題)。

事業者用のごみ袋にプラ用がないのはどうしてなのか？家庭では分別運動に取り組んでいるのに、なぜ事業者には取り組む体制を整えないのか？地域の豊かな河川を活かすために、ホテルの里、構想も入れてもらいたいと思います。

遠賀町環境基本計画

(中間見直し)

平成 29 年 3 月

〒811-4392

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

遠賀町役場 住民課

TEL 093-293-1234

FAX 093-293-0806

E-mail jyuumin@town.onga.lg.jp

遠賀町環境基本計画 (中間見直し)



町のシンボルマーク「おんがっぴー」